

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

ア	設置の趣旨及び必要性-----	pp. 1-4
イ	学部・学科等の特色-----	p. 5
ウ	学部・学科等の名称及び学位の名称-----	p. 6
エ	教育課程の編成の考え方及び特色-----	pp. 7-12
オ	教員組織の編成の考え方及び特色-----	pp. 13-15
カ	教育方法、履修指導方法及び卒業要件-----	pp. 16-20
キ	施設、設備等の整備計画-----	pp. 21-24
ク	入学者選抜の概要-----	pp. 25-30
ケ	取得可能な資格 -----	p. 31
コ	実習の具体的計画-----	pp. 32-34
サ	企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画-----	p. 35
シ	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で 履修させる場合の具体的計画-----	p. 36
ス	管理運営 -----	pp. 37-38
セ	自己点検・評価 -----	pp. 39-41
ソ	情報の公表 -----	pp. 42-47
タ	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等-----	p. 48
チ	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制-----	pp. 49-50

ア 設置の趣旨及び必要性

1 大学の沿革

本学は、昭和 28（1953）年、社会事業専門従事者の養成を目的に、「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」を精神的根源として名古屋市昭和区滝川町に開設された中部社会事業短期大学を前身とする。その後、昭和 32（1957）年、日本で最初の四年制社会福祉学部が発足、日本福祉大学と改称し、平成 25（2013）年に創立 60 周年を迎えた。

建学の精神にある「社会の革新と進歩のため挺身する志の人」の育成を通じて、これまで 7 万人を超える卒業生を輩出するとともに、福祉を軸とする教育・研究活動の総合化を推進し、我が国における社会福祉の発展に貢献してきた。

平成 27（2015）年 4 月現在、美浜キャンパス（所在地：愛知県知多郡美浜町）に社会福祉学部、子ども発達学部、福祉経営学部を、半田キャンパス（所在地：愛知県半田市）に健康科学部を、東海キャンパス（所在地：愛知県東海市）に経済学部、国際福祉開発学部、看護学部を、名古屋キャンパス（所在地：名古屋市中区）に社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科、国際社会開発研究科、福祉社会開発研究科を配置する、4 キャンパス 7 学部 4 研究科を擁する福祉分野を中心とした「地域に根ざし、世界をみざす『ふくし』の総合大学』として、教育研究を展開している。

< 建学の精神 >

この悩める時代の苦難に身をもって当たり、大慈悲心・大友愛心を身に負うて、社会の革新と進歩のために挺身する志の人を、この大学を中心として輩出させたいのであります。それは単なる学究ではなく、また、自己保身栄達のみならず、人類愛の精神に燃えて立ち上がる学風が、本大学に満ち溢れたいものであります。

積尊のお言葉、「我が如く等しくして異なること無からしめんと欲す」この一偈（げ）を、精神的根源としたいのであります。

これぞ本大学学徒等の、魂の奥底に鳴り響かすべき、真理追究の基調でなければならないのであります。

昭和 28 年 4 月 1 日

学園創立者 鈴木 修学

2 教育研究上の理念、目的

本学は、教育研究上の理念である建学の精神を具現化するため、「学校教育法に則り、人間および社会に関する諸科学を総合的に教授研究し、高潔なる人格と豊かなる思想感情を培い、社会にとって有為な専門家であり、かつ地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とし、広く人類社会の発展に寄与することを使命とする（日本福祉大学学則第 1 条より）」ことを目的としている。

また、教育標語として「万人の福祉のために、真実と慈愛と献身を」を掲げ、真理の探究と人間

¹ 「ふくし」：「福祉」の広がりを表し、「いのち（健康や医療）」「くらし（漢字の福祉や経済）」「いきがい（教育や発達）」の 3 領域の統合、及び「ふつうの（ふだんの）・くらしの・しあわせ」という意味を含む。

の尊厳を基に、21 世紀の新しい社会福祉の構築に貢献する指導的人材を養成することを教育目標としている。

3 社会的な背景

2011 年 8 月に施行された「スポーツ基本法」において、スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」と定義されている。さらにスポーツが世界共通の文化であり、すべての人々の権利として位置づけられた。2015 年 10 月にはスポーツの振興に加え、スポーツを通じた健康増進や地域活性化、国際的地位の向上、共生社会の実現など、社会の発展を目的としてスポーツ庁が発足した。(資料 1-1 : スポーツ庁の設置・目的)

また、厚生労働省は、「健康増進法」に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の前文において、以下のように示している。「21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。)に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成 25 年度から平成 34 年度まで『二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21(第二次))』を推進する。」。

加えて、2020 年に夏季オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることを受け、我が国のスポーツ振興、強化に関する政策が推進され、国民のスポーツへの興味・関心がますます高まり、将来のスポーツの在り方についての議論が熱を帯びることが十分予想される。それは、スポーツを文化として、国民的教養として位置づけることにほかならず、その指導者の養成が希求されることを意味している。

4 スポーツ科学部設置の必要性

今日求められている地域の活性化や共生社会、生涯にわたる健康で心豊かな生活、持続可能な社会保障制度の実現は「ふくし」社会を実現することに他ならない。スポーツはその実現に大きく貢献するものとして期待されている。また、自発的な運動の楽しみを基調とする文化的特性を持つスポーツだからこそ、多くの人々が継続的に親しみ、社会発展に寄与することが可能だと考えられる。そのためにも、運動のうまい下手や障害の有無、性別や年齢に関係なく、指導できるスポーツ指導者の養成や社会的環境の形成が求められている。これにより、障害者を含むすべての国民が、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことが可能となる。こうした社会的要請にこたえるべく、本学にスポーツ科学部を設置する。(資料 1-2 : スポーツ宣言日本)

本学は日本で最初の四年制社会福祉学部を有する大学として、地域の医療・福祉を担う専門職の人材養成に積極的に取り組み、全国の社会福祉施設や医療機関等へ多くの人材を輩出し、我が国の地域医療・福祉に大きな貢献を果たしてきた。これに加えさらに、スポーツ領域の人材養成や研究に踏み出すことは、上記の社会的要請に応えるとともに、「地域に根ざし、世界をみざす『ふくしの総合大学』としての社会的責任をより強力に果たすこととなる。

本学は、建学以来、障害学生を積極的に受け入れ、すべての学生がスポーツの楽しさを享受する正課体育の実践を蓄積してきた。正課体育では、「20歳の学力²」を教育目標として位置づけ、障害・健常の区別なく、また男女共修で年間30週を通して1種目のスポーツに取り組んでいる。そこでは学生が自らスポーツ活動を計画・実践する学びを保証することで、自立したスポーツ実践者を養成してきた。これらの学習内容が現在まで20年以上継続・担保できていることには、当該教育に対する学生の満足度の高さが背景となっている。

また、学内のスポーツの普及・振興を担うスポーツ教育センター（現在はスポーツ科学センターに改称）を2008年度に設置し、課外スポーツの充実を図り、2013年には美浜町との連携事業である総合型地域スポーツクラブ「みはまスポーツクラブ」を設立し、スポーツによる地域連携活動にも意欲的に取り組んでいる。以上のような正課体育の充実、スポーツ振興、競技力の向上、地域連携や地域社会への貢献を意図した総合的なスポーツ・健康関連事業への取り組みは、スポーツの高度化・大衆化の実現を目指すものであり、スポーツを文化として位置付ける実践的な取り組みである。

これらの取り組みを踏まえ、今後、さらに「本学らしい」スポーツ文化の深化とともに、本学の教育・研究の発展及び地域への貢献、ひいては学園ブランド力の向上に向けた新たなスポーツ振興・強化政策を策定（2013年度第8回大学評議会決定）し、具体的な取り組みもスタートさせている。

そこで、前述の我が国のスポーツを取り巻く社会情勢及び学内の取り組みを踏まえ「スポーツ」領域を本学の教育・研究の主軸の一つとして位置付け、今後の社会的要請・課題に応えるべく、建学の精神に根ざした「ふくしの総合大学」の理念を実現するものとして、2017年度新たにスポーツ科学部を日本福祉大学美浜キャンパスに設置する。

5 養成人材像

「ふくしの総合大学」における新学部として、すべての人々（国民）が生涯にわたって、健康であることを土台とした文化的な生活、活力ある生活、等しく生きがいを持った生活を営む共生社会を構築するために、文化としてのスポーツを多角的視点（人文・社会・自然科学等）から理解し、学校、地域、その他の場で、真摯に人と向き合い、よりよい関係を作り、スポーツの指導力、企画力、組織力、問題解決能力を持って実践にあたることのできる人材を養成する。本学部に所属する全ての学生が、競技スポーツや地域スポーツなどの多様な領域において、スポーツの意味や価値、社会的環境などを把握・理解し、創意工夫に基づく適切なプログラムを作成できる力を身につける。また、子どもから高齢者、障害者を含む、全ての人々に対応できる人材となることを目指す。

【ディプロマ・ポリシー】

＜知識＞

- ① スポーツ文化を多角的視点（人文・社会・自然科学的視点）から理解している。

国民が心身ともに健康で文化的な生活を送るためには、スポーツ文化を学際的・実践的視点から考え、多角的視点から理解している必要がある。

² 「20歳の学力」イメージ

- ①得意なスポーツ種目を一つは持っている
- ②そのスポーツの初心者指導ができる
- ③「スポーツと社会」について社会科学的認識を持っている

- ② スポーツの楽しさを体験的に理解している。

自発的な運動の楽しさを特性とする文化であるスポーツ文化を普及、振興していくためには、競技力の獲得等によって得られる精神的充足感のみならず、本質的なスポーツの楽しさを体験的に理解している必要がある。

- ③ スポーツや運動の意味や価値について理解している。

すべての国民にとって、健康の維持増進のみならずスポーツや運動がもたらす多様な意味や価値について理解している必要がある。

<技能>

- ④ 人間の発達に基づいた系統的な指導方法を身につけている。

スポーツや運動の指導にあたっては、幼児から高齢者まで、また障害者を含んだすべての人間を対象にその発達や身体状況に応じた指導方法が身につけていなくてはならない。また、それらの学びは、学生自身の競技力の向上を目指す上でも大変重要となる。そして、障害のある子どもや障害のある人への系統的な運動・スポーツ指導が障害のない一般の人のスポーツ指導に通じることを体験的に学んでいる必要がある。

- ⑤ スポーツ文化の継承・発展に貢献できる力を身につけている。

学んだスポーツ科学の知見に基づき、先人から受け継いだスポーツ文化を創造し、さらに次代に引き継ぐという継承・発展の責務が私たちにはあり、そのことを自覚してスポーツ実践やスポーツ指導に取り組むことができる必要がある。

- ⑥ 地域をはじめとした様々なスポーツや運動の実践の場面に対応できる実践力を身につけている。

様々なスポーツや運動の実践の場面で生じている諸課題を的確に発見し、諸資源を利用して解決に導く実践力、人々のニーズに応じた事業を企画・立案し組織的に運営・展開していく力、集団や団体を組織し経営する力は、競技力の向上を含む自身のスポーツ実践を支え、そして人々に適切にスポーツを提供し普及していくために必要である。

<思考・判断・表現（福祉大スタンダード）>

- ⑦ 真実を見極める「知」への探求心を有している。

「知」への探究心によって、スポーツ文化に関連する諸科学の知識をより広く身につけておくことで、スポーツ文化をより深く理解することにつながる。

- ⑧ 国際社会を含む諸領域での情報の伝達・判断・理解力を身につけている。

基礎学力としての語学力や情報収集・伝達のための情報機器の有効活用力を生かし、人々がつながり合うために発揮されるコミュニケーション力は、グローバル社会に対応する人材には不可欠である。

- ⑨ 他者と、スポーツを含む多様な手段によって良好な関係を構築する力を身につけている。弱者や困っている人に共感し、そうした人々に友愛の念をもって関係性を構築し、スポーツを通じた共生社会の形成、さらに「ふくし」の発展に資することは本学の建学の精神に通じると考えている。

イ 学部・学科等の特色

本学部は、「ふくしの総合大学」に設置される学部として、スポーツの力を生かして万人の幸福を支える人材の養成およびそれに必要な研究を担うことをその中核とする。現在、スポーツの力は競技の成果から国民の活力を生むことは当然ながら、学校教育、地域づくりはもとより、学校外の子どもたちの楽しみ、成人・高齢者の楽しみや生きがい、そして職場の交流など国民の生活の至る所で発揮されている。しかしそのような状況下でありながら、スポーツに期待される多様な機能を広く活用し得る人材の育成は十分ではない。

そこで、本学部では、文化としてのスポーツを多角的視点（人文・社会・自然科学等）から捉え、学校、地域、その他の場で、真摯に人と向き合い、よりよい関係を作り、スポーツの指導力、企画力、組織力、問題解決能力を持って実践にあたることのできる人材を養成することとしている。

そのために、スポーツ科学の最先端の研究成果に基づき、スポーツの競技力を自立的に高める手だてを学び、かつ多様化するスポーツニーズに応えるための専門的な知識、技能、スポーツの組織力、運営力、指導力を学ぶことができる人的・物的環境を整える。

また、これまで社会貢献の一環として築いてきた美浜町との地域連携を核に、知多半島の行政・学校との連携を強化・拡大し、実践力を養うためのフィールドも準備している。

日本のスポーツにとって、2020年に開催される東京オリンピックが大きな転換点となることを見据え、障害のある学生とない学生がともにスポーツ科学を学び合う新しい学部を展開することは、日本のスポーツの在り方を問い、さらに国内外に日本が進むべきスポーツ科学の教育・研究の方向を情報発信していくという使命に基づいている。

これらを踏まえ、本学部が担う機能と特色は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」に示される「特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究」、「社会貢献機能（地域貢献）」、及び「幅広い職業人養成」機能を併有し、特色の明確化を図ることとする。

ウ 学部・学科等の名称及び学位の名称

1 学部学科等の名称

本学部では、スポーツを多角的視点（人文・社会・自然科学等）から理解し、学校、地域、その他の場で、真摯に人と向き合い、よりよい関係を作り、スポーツの指導力、企画力、組織力、問題解決能力を持って実践にあたることのできる人材を養成する。

また、科学的研究成果に裏打ちされた知識に基づく教育・研究の拠点として社会的・国際的な通用性に留意し、学部学科名称を以下のとおりとする。

名称（英訳名称）：「スポーツ科学部 スポーツ科学科
(Faculty of Sport Sciences/Department of Sport Sciences)」

2 学位の名称

スポーツを学びの中心的対象とすること及び、スポーツという文化を専門に学ぶ学際的・複合的領域であること並びに、学位の社会的・国際的な通用性に留意し、学位名称を以下のとおりとする。

授与する学位（英訳名称）：「学士（スポーツ科学）
(Bachelor of Sport Sciences)」

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程の編成方針

本学部は「ふくしの総合大学」における新学部として、すべての人々(国民)が生涯にわたって、健康であることを土台とした文化的な生活、活力ある生活、等しく生きがいを持った生活を営む共生社会を構築するために、文化としてのスポーツを多角的視点(人文・社会・自然科学的視点)から理解し、学校、地域、その他の場で、真摯に人と向き合い、よりよい関係を作り、スポーツの指導力、企画力、組織力、問題解決能力を持って実践にあたることのできる人材を養成することを理念としている。この理念に即したカリキュラム・ポリシーを設定し、教育課程を編成する。

【カリキュラム・ポリシー】

- (1) 大学生としての一般教養はもとより、日本福祉大学に入学した学生として共通に学ぶ「ふくし」に関する科目を『総合基礎科目』とし、スポーツ科学を構成する専門諸科学の知識や研究成果を学ぶ科目及びスポーツの実践力・指導力を養う演習・実習系科目を『専門科目』、幅広い知見の獲得や特定の資格を取得するための科目を『自由科目』として教育課程を編成する。
- (2) スポーツの文化的内容を学ぶために、「する、みる(調べる)、支える、つくる、伝える」という観点を軸として主な科目を分類し、それぞれに必修科目を配置することでスポーツの幅広い学びを担保する。
- (3) 教育課程を編成する上で、以下の科目群に分類し、必要となる科目を配置する。
 - ① スポーツ文化を多角的視点(人文・社会・自然科学的視点)から理解するための科目
 - ② スポーツの楽しさを体験的に理解するための科目
 - ③ スポーツや運動の意味や価値について理解するための科目
 - ④ 人間の発達に基づいた系統的な指導方法を身につけるための科目
 - ⑤ スポーツ文化の継承・発展に貢献できる力を身につけるための科目
 - ⑥ 地域をはじめとした様々なスポーツや運動の実践の場面に対応できる実践力を身につけるための科目
 - ⑦ 真実を見極める「知」への探究心を養うための科目
 - ⑧ 国際社会を含む諸領域での情報の伝達・判断・理解力を身につけるための科目
 - ⑨ 他者と、スポーツを含む多様な手段によって良好な関係を構築する力を身につけるための科目
- (4) コース制を取らず、履修モデルを示すことにより、学生への履修指導を行う。各履修モデルに共通する学びの内容として、① 幼小の子どもたちから、成人、高齢者、までのライフステージ及び障害者における、生涯スポーツの実践を展開できること、② スポーツニーズに応じたプログラムを策定し指導することができること、③ スポーツ集団を組織し運営できることを位置付ける。上記の共通内容を基本とし、以下のとおり履修モデルを想定する。
 - ① ふくしスポーツ系履修モデル
 - ② スポーツ教育系履修モデル
 - ③ トレーニング科学系履修モデル
- (5) 小集団によるゼミ教育は、1年次「導入ゼミ」、2年次の「スポーツフィールドワークⅠ」、3年

次「専門演習Ⅰ」、4年次「専門演習Ⅱ」により一貫性を担保し、4年間のゼミ活動を系統的・発展的に展開する。

- (6) スポーツ指導の実践力を身につけるために、学校、各種福祉施設、地域（総合型地域スポーツクラブ等）等、スポーツの多様な実践場面に出席し、実際のスポーツ指導現場を体験する「スポーツフィールドワークⅠ」を2年次に、同じく「スポーツフィールドワークⅡ-1」「スポーツフィールドワークⅡ-2」を4年次に配置し、スポーツ実践の現場における課題や問題意識、学生自身のスポーツ指導への関わり方について学習する。

2 教育課程の特色

1) 教育課程の構造

教育課程は、大学生としての一般教養はもとより、日本福祉大学に入学した学生として共通に学ぶ「ふくし」に関する科目を『総合基礎科目』とし、スポーツ科学を構成する専門諸科学の知識や研究成果を学ぶ科目及びスポーツの実践力・指導力を養う演習・実習系科目を『専門科目』、幅広い知見の獲得や特定の資格を取得するための科目を『自由科目』として教育課程を編成する。

また、スポーツの文化的内容を学ぶために、「する、みる（調べる）、支える、つくる、伝える」という観点を軸として主な科目を分類し、それぞれに必修科目を配置することでスポーツの幅広い学びを担保する。（資料1-3：スポーツ科学部の教育課程の構造、資料1-4：時間割素案）

2) 総合基礎科目

総合基礎科目は、社会に向けての広い視野、多面的な思考の育成、日本福祉大学生としての基盤形成を意図して、1年次前期から3年次前期にかけて配置している。

必修科目は、「フレッシュマンイングリッシュⅠ-1」、「フレッシュマンイングリッシュⅡ-1」、「スポーツ実技」、「情報処理演習Ⅰ」の4科目6単位を配置し、それ以外を選択科目とすることで、学生の興味・関心に合わせた履修を可能としている。

「スポーツ実技」は、これまで障害学生を積極的に受け入れ、すべての学生がスポーツの楽しさを享受することを目標に取り組んできた本学の正課体育の理念を踏襲し、他学部学生と交流しながらスポーツの楽しさを体験させる。また同科目は、総合基礎科目から専門科目への動機づけ科目としても位置付くため、必修科目とした。

3) 専門科目

専門科目は、蓄積されたスポーツ研究の成果を幅広く身に付けるために、多様な科目を配置し、学生が自身の目的や興味・関心に応じて適切な学習を行うことができるようにする。

(1) 必修科目

必修科目は、スポーツを専門的に学ぶための導入として、「スポーツ科学入門」を1年次前期に配置し、人文科学・社会科学・自然科学の3領域からスポーツを研究することの意味や意

義について学び、2年次通年に配置している「スポーツ科学演習」を通じて、基礎的な自然科学実験法や、トレーニング方法、及び社会科学系の調査法等の研究手技を獲得できるようにしている。

また、障害者スポーツから導かれるスポーツの意味や価値を理解し、その取り組みに学ぶために、「障害者スポーツ論」を2年次前期に必修とし、障害者スポーツに関わる導入科目として位置付けている。

「ふくしスポーツ論」では、子どもから高齢者、障害者まであらゆる世代、身体状況におけるスポーツの在り方やスポーツとの関わり方について生涯スポーツの視点を踏まえて学習する。これら幅広い層（すべての人々）に対するスポーツの在り方を学習内容とするため、1年次後期に科目名を「ふくしスポーツ論」として配置し、新たなスポーツの価値やスポーツ種目の創造につながる学びを展開する。

2年次に通年配置する「スポーツフィールドワークⅠ」では、学校、各種施設、地域（総合型地域スポーツクラブ等）等、スポーツの多様な実践場面に学生自身が出向き、実際のスポーツ指導現場を体験することにより、スポーツ実践の現場における課題や問題意識、スポーツ指導への関わり方について学習することで、3年次以降の専門演習の領域選定やキャリア開発へと学びを発展させる。（資料1-5：「スポーツフィールドワーク（Ⅰ、Ⅱ-1、Ⅱ-2）」実習先）

これら5科目を含め、人文科学・社会科学・自然科学それぞれの領域の基礎的な科目及び障害者スポーツ関連科目等、12科目26単位を必修科目として配置している。なお、全てのディプロマ・ポリシーに1科目以上の関連必修科目を配置している。（資料1-6：スポーツ科学部のディプロマ・ポリシーと主な科目との関連、資料1-7：スポーツ科学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラムとの関連）

(2) 選択科目

選択科目は、ディプロマ・ポリシーを達成するために設定したカリキュラム・ポリシーに即して編成している。選択科目のうち、カリキュラム・ポリシー内に記述があり、その中でも特徴的な科目の詳細について以下に記す。

「スポーツ文化論」では、スポーツ文化の構造が、スポーツ観、スポーツ技術、スポーツ事物、スポーツ技術・戦術から出来ていることを理解する。さらに、スポーツ文化の内容について、ナショナルティ、スポーツ教育、スポーツ経済、スポーツメディア、ジェンダー、テクノロジーについて学び、スポーツ文化とはどのようなものかを理解し、スポーツ文化と自らの関わり方について考える。

「発育発達論（運動発達・認識発達・ことばの発達）」では、人間は、歩いたり、走ったり、跳んだり、投げたり、蹴ったりといった基礎的な運動、さらにスポーツ固有の運動技術の獲得など、意識的・能動的な活動によって多様な運動が「できる」ようになるが、その背景には「わかる」という認識活動が介在している。当該科目では、運動・スポーツにおける「できる」と「わかる」の関係について学ぶ。

「スポーツ支援者論」では、プレイヤーはいろいろな人たちによって支えられていることを知り、それぞれどのような役割を担っているかを理解する。スポーツは「する人」だけで成り

立っているのではなく、「する人」は支えてくれる人たちのおかげで、プレイに専念でき、成果を残していることを受け止め、「支える人」も「する人」を支える重要な存在であり、両者の相互理解と連携がスポーツの発展へとつながることを学ぶ。

「地域スポーツ論」では、今後我が国では超高齢社会に突入することから、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツを通じた健康で幸福な社会の実現が期待されていることを踏まえ、こうした社会的動向の中で、スポーツが地域社会において果たしていく役割や方向性について考察する。またその具体例として、総合型地域スポーツクラブを取り上げ、そこでのマネジメントの視点から、スポーツによる地域づくりの方法について学習する。

「障害者スポーツ指導法演習A」では、身体障害に焦点を当て、障害そのものの理解、用具やルールを工夫して行うことで障害者スポーツという特殊に見えるスポーツも、既成概念というものを取り除くことで（施設や用具・ルールの工夫）、一見不可能に思えるスポーツが可能となり実践されることを理解する。また、より幅広い考え方を養い、身体障害者のスポーツの指導法について学ぶ。

「スポーツフィールドワークⅡ-1」「スポーツフィールドワークⅡ-2」では、「スポーツフィールドワークⅠ」での学びを活かし、学校、各種福祉施設、総合型地域スポーツクラブ、野外スポーツ施設、障害者スポーツ施設等において、スポーツプログラムの立案と指導の実際やマネジメントの実務を体験し、指導者としての資質の向上を図る。

4) 少人数教育

「スポーツと脳」、「スポーツ心理学」、「コンディショニング演習」等の自然科学系科目および「スポーツ科学演習」における実験・演習では、20名程度を1クラスとして学習に取り組み、さらに実験分野によっては複数の担当教員を配置し、小グループごとに測定機器を用意する。このことにより、より丁寧できめ細かな対応をとるとともに、履修学生全員が験者・被験者となり、機器を操作して学習できるようにする。

小集団によるゼミ教育は、1年次「導入ゼミ」、2年次の「スポーツフィールドワークⅠ」、3年次「専門演習Ⅰ」、4年次「専門演習Ⅱ」により一貫性を担保し、4年間のゼミ活動を系統的・発展的に展開する。

5) 実践教育

スポーツ指導の実践力を身につけるために、2年次「スポーツフィールドワークⅠ」では、学校、各種福祉施設、地域（総合型地域スポーツクラブ等）等、スポーツの多様な実践場面に outward、実際のスポーツ指導現場を体験することにより、スポーツ実践の現場における課題や問題意識、学生自身のスポーツ指導への関わり方について学習する。また、「スポーツフィールドワークⅠ」をゼミ活動として位置付けることにより、課題や問題意識を集団で共有し、課題解決に向けた検討を進める中で課題解決力や組織力、コミュニケーション力等を高める。

また、1年次後期の「ふくしスポーツ論」において、子ども、高齢者、障害者等、幅広い対象のスポーツのあり方を学び、3年次の「ふくしスポーツ演習」において、地域に開かれたスポーツイベントを実際に企画・運営することで、企画の立案、実施、評価等を通じて、マネジメ

ント力の向上を図る。

これら1年次から3年次までの学習内容の総括として、4年次に「教育実習ⅡB」や「スポーツインターンシップⅡ」を配置し、学生自身がスポーツ指導の企画、運営、実施、評価を行うことで、これまで培ってきた力（企画力、運営力、実践力、コミュニケーション力、マネジメント力等）をさらに伸ばすための仕組みを構築している。

6) 資格対応

(1) 教職課程の設置

① 教員養成に対する理念

すべての人々（国民）が生涯にわたって、健康であることを土台とした文化的な生活、活力ある生活、等しく生きがいを持った生活を営む共生社会を構築するために、文化としてのスポーツを多角的視点から理解し、社会における様々な場において、真摯に人と向き合い、よりよい関係をつくり、スポーツの指導力、企画力、組織力、問題解決力を持って実践にあたることのできる人材を養成する。さらには、発達や障害、障害者スポーツなどの学びを展開し、すべての人々がスポーツを享受することへの支援ができる力も養っていく。

生涯にわたるスポーツの基盤的思考と実践力を養う学校教育段階における人材養成は極めて重要であり、本学科において教員養成を行うことの意義は大きい。生徒が「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力」を身につけるための真の実践が展開できるように、「教師が運動やスポーツの面白さや楽しさを知り、スポーツの科学的理解をもとに、授業づくりの基礎理論をしっかりと学び、生徒が生涯にわたって主体的なスポーツ実践者となるための基礎となるスポーツの学びを組織できる教員養成」を理念とし、教員養成に取り組んでいく。

具体的には、中学校教諭一種免許状（保健体育科）課程、高等学校教諭一種免許状（保健体育科）課程、を設置し、「生涯スポーツの基礎を育てる教師」を養成していく。

また、特別支援学校においても生徒一人一人の心身の状態に応じた教育を実践していくために、特別支援学校教諭一種免許状課程を設置し、「心身の発育発達や障害に応じた指導ができ、障害者スポーツを担うこともできる教師」を養成していく。

② 教職課程の設置趣旨

< 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育） >

本学科では、人間にとって大切な文化のひとつであるスポーツを総合的に理解する学びを保障するために、スポーツ科学の人文科学、社会科学、自然科学、それぞれの分野における科目をバランスよく配置し、主要科目を必修としている。その上で、生涯スポーツに関する科目や栄養学や医学の側面からスポーツを捉える科目、実際にスポーツ活動を企画・指導する力を養うことができる科目を配置するなど、生涯にわたりスポーツに親しむ力を身につけることができるカリキュラム構成となっている。

また、「できる・できない」「障害のある・なし」に関わらず共にスポーツに親しみ楽しむための工夫を凝らすことを学ぶ科目、スポーツ技術の系統的指導について学ぶ科目、発達とニーズに応えるスポーツ指導について学ぶ科目、修得した知識・技能をもって実際に実践する科目、そして、それらが実際の授業づくりにつながる科目を位置づけるなど、体系的・系統的に科目を配置している。

以上のことから、当学科の学修が中学校および高等学校保健体育の教育目標である「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のため実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる」に合致することから、中学校および高等学校保健体育の教職課程を設置する意義・必要性は十分に認められると考える。

<特別支援学校教諭一種免許状（知・肢）>

本学科では、発育発達や障害者スポーツに関する学びを通じて、特別支援学校において「体育」の学びを位置づけ、一人一人の心身の状態に応じたスポーツや運動の在り方を工夫する力を養い、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みを構築することのできるカリキュラム構成となっている。

また、特別支援教育課程科目の履修と合わせて、1年次から3年次にかけて、発育発達に関わる科目、障害者スポーツの知識・技能に関わる科目、障害者スポーツの実践に関わる科目を系統的に配置している。加えて、本学部生全員に「初級障がい者スポーツ指導員」の資格取得を必修にしている。それらを通して身につけた障害者スポーツの理解や実践力は特別支援学校での教育に十分生かされるものとする。

以上のことから、本学部における学修は、特別支援学校教諭の教職課程を設置する必要性・意義を満たすものであると考える。

(2) 障がい者スポーツ指導員初級・中級資格

障がい者スポーツ指導員初級・中級資格（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）への対応は、障害者スポーツから導かれるスポーツの意味や価値、指導方法を理解し、またその取り組みに学び、子どもから高齢者までのすべての国民の生活を豊かにするためにスポーツの力を生かすことができる人材養成の教育・研究を展開するという本学部の特色を裏付けるものである。また、今後の日本の障害者スポーツを支える人材を輩出することは本学部の使命であるといえるため、障がい者スポーツ指導員初級資格については全学生に取得を推奨し、中級資格についても取得を可能とする科目配置とし、学生に積極的に履修するよう促す。

(3) その他資格

卒業後の進路に幅を持たせることを視野に入れ、次のような資格を取得可能とするが、いずれも資格取得を卒業要件とするものではない。

	資格名称	資格付与団体
①	健康運動指導士受験資格	公益財団法人 健康・体力づくり事業財団
②	健康運動実践指導者受験資格	公益財団法人 健康・体力づくり事業財団
③	スポーツリーダー受験資格	公益財団法人 日本体育協会
④	スポーツプログラマー受験資格	公益財団法人 日本体育協会
⑤	アシスタントマネージャー受験資格	公益財団法人 日本体育協会
⑥	レクリエーション・コーディネーター受験資格	公益財団法人 日本レクリエーション協会
⑦	キャンプインストラクター	公益財団法人 日本キャンプ協会
⑧	社会福祉主事任用資格	厚生労働省

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

1 教員組織の編成の考え方

本学部では、スポーツに関する教育・研究分野を人文科学・社会科学・自然科学の3領域からなるものとし、原則として、各領域において教授、准教授、助教を配し、学生に対してスポーツを多角的に教育することができる教員配置とした。また、本学及び本学部の理念に根ざした教育・研究（3ポリシー）の実現に向けて、それぞれの専門領域を尊重しつつ、相互の協働・連携が担保された教員集団を形成するために、教員編成に際しては、配置する全ての教員に対して、教育・研究業績と共に本学部3ポリシーへの理解を求めた。

科目においては、学部専門科目やスポーツ科学の基礎となる科目については専任教員が担当し、幅広い知識や教養を提供するための科目「英語」、「情報処理」や他学部学生と共にスポーツに取り組む科目「スポーツ実技」では、専任教員に加え、兼任教員及び非常勤教員を充当する。

全体としては、教授10名、准教授5名、助教8名の合計23名にて編成し、本学部の教育理念であるスポーツの力を持って実践にあたることのできる人材の養成に向けて、スポーツ教育・研究業績のみならず、スポーツに関わる実践経験豊富な人材を配置した。

2 教員組織の特色

学部完成年度（3月31日時点）における専任教員の年齢構成は、40歳未満：4名（17%）、40歳以上49歳以下：4名（17%）、50歳以上59歳以下：5名（22%）、60歳以上64歳以下：4名（17%）、65歳以上69歳以下：4名（17%）、70歳以上：2名（9%）となっており、教員組織として幅広い年齢層で編成している。また、研究分野別に教授と准教授、助教を編成することで、教員組織の世代交代を見据えた編成としている。なお、性別においては、男性：16名（70%）、女性：7名（30%）となっており同分野学部の教員組織としては、比較的女性比率の高い構成となっている。

専任教員の学位取得状況については、博士号取得者：12名（52%）、修士号取得者：10名（43%）となっている。教授においては、10名中7名（70%）が博士号を取得しており、医学博士3名、博士（学術）1名、博士（スポーツ科学）1名、博士（教育学）1名、博士（社会福祉学）1名と、スポーツ関連に限らず、幅広い知識を有している。その他の職位においても准教授2名、助教3名が博士号を取得しており、いずれも専門領域の第一線において活躍している。

教育経験においては、長年、大学のスポーツ教育に携わっている人材や、国際大会における引率経験等、豊富な経験を有する人材を積極的に登用している。特に障害者スポーツの分野については、教授2名、准教授1名、助教2名を配置しており、当該領域の専門的かつ高度な教育・研究を可能とする体制を整備している。

3 教員退職後の後任補充の考え方

学部完成年度3月末日時点の専任教員においては、65歳以上が5名、60～64歳が4名となっている。本学常勤の教授、准教授の定年は、「学校法人日本福祉大学職員就業規則」により満65歳

と定めているが、学部開設時に 65 歳に達している者については、「日本福祉大学招聘教員規程」に基づき、任用することとしている。（資料 1-8：学校法人日本福祉大学職員就業規則、資料 1-9：日本福祉大学招聘教員規程）

その上で、教員組織については、教育研究活動を積極的に展開する上で、適正な教員編成（年齢構成と各専門領域の職位別の教員配置）とするため、後述する「4 教員の教育研究活動の資質の維持向上に向けた取組」のとおり計画し実行する方針である。あわせて、助教から准教授、准教授から教授への昇任等を適切に行うことにより、専任教員の構成について一層の適正化を図る。

4 教員の教育研究活動の資質の維持向上に向けた取組

1) 現行の取組

教員の教育研究活動の資質の維持向上に向けて、以下の取組を推進している。

(1) 教育研究計画書・報告書

平成 14（2002）年度より、教員の自己点検・評価活動の一環として、任期が定められていない教員に対して、所属機関や全学の教育改善・研究推進を目的に、年度初めに自らの教育、研究、管理運営及び社会的な活動に関する「教育研究計画書」を作成し、当該年度末に、その実績をまとめた「教育研究報告書」を学長に提出することを義務づけている。

なお、任期が定められている教員においては、任意の提出とし、当該書類は、自己点検・評価活動及びFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の組織的推進に活用するとともに、教員個人の教育研究活動の質的水準向上のために活用されている。

(2) 教員資格再審査制度

平成 15（2003）年度より、本学の教育研究の評価活動として、日本福祉大学教員規則第 8 条第 2 項及び日本福祉大学教員資格再審査規程に基づき、任期が定められていない教員に対して教員資格再審査を実施し、教員の教育研究活動の資質の維持向上に全学的に取り組んでいる。（資料 1-10：日本福祉大学教員規則、資料 1-11：日本福祉大学教員資格再審査規程）

条件を満たさない場合の措置として、学部教授会は研究業績を上げるための支援・援助を一定期間提供し、その後、当該年度末に再審査を行い、再審査においても再び業績不足と判断された場合は、次年度より降格の措置をとる規定としている。

(3) FDの実施

本学では、平成 20（2008）年の大学設置基準改正において、「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする（大学設置基準第 25 条の 3）」ことが規定される以前よりFD活動の取組を進めている。平成 21（2009）年度には、文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム（GPプログラム）に「福祉大学スタンダードきょうゆうプログラム - 日本福祉大学スタンダードの学生・教員・職員への水平展開による教養教育・FD・SDの一体的推進 -」が採択されており、また、本学へ赴任した教員に対して本学教員が最低限知っておかなければならない基礎情

報を取りまとめた「教員スタンダードガイドブック」を毎年発刊している。

本学部では、教員間で学部の教育理念及び目標を統一した見解として共有し、各専門領域に反映できるように、学部委員会等が中心となって初年度より積極的に教育内容について討議を行う。指導・教育力の向上に向けて、演習及び実習に関わる教育・指導の在り方に関するワークショップ等を実施する。

技術演習等に対して学生が自主的に学習しやすい環境を整えるために、オンデマンドによる講義資料の作成に関する研修会を行う。

(4) 学位取得の奨励

本学大学院博士課程への入学はもとより、他大学大学院の博士課程への入学を含め、学位取得を奨励する。特に助教等については、大学院進学支援制度を新たに設け、当該教員が大学院修士課程・博士課程に進学する際は、大学院への通学等に関して対応可能な範囲で業務上の配慮を行う。また、授業料等についても必要な支援措置を講じることとしている。

(5) 「学外研究」制度

「学外研究」（国内・国外留学制度）制度に本学独自のものとして「学位取得目的」を設けている。特に若手教員の学外研究を優先しており、平成 18（2006）年度の制度化以降、この制度を利用して 6 名が学位を取得している。

また、「特別研究（サバティカル）」は、一定期間以上、本学の教育・研究、管理運営その他の大学運営に従事した教員が、本学の学術研究と教育の発展に寄与する活動をすることを目的に設けている。

(6) 学外研究費申請の奨励と支援

学外研究費の採択促進のため、担当部局による申請に関する情報提供を随時行うとともに、申請手続きについても支援している。また、申請書作成の学内講習会などもあわせて実施している。

カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1 教育方法

- 1) カリキュラムは、『総合基礎科目』、『専門科目』、『自由科目』の3つの領域を柱として構成している。『総合基礎科目』は、主に1年次から3年次に配置し、教養教育に加え、「スポーツ実技」や「生命と科学」等、スポーツ科学を学ぶための基礎的教養となる科目を配置し、専門科目へと段階的に専門性を高める配置としている。『専門科目』は、主に1年次から3年次前期にかけてスポーツ科学を構成する専門諸科学の知識や研究成果を学ぶ科目を配置し、3年次後期から4年次において、実践力や指導力を養う演習・実習系科目を配置することで、徐々に専門性を高め、基礎から実践へとつながるカリキュラム体系としている。『自由科目』は、幅広い知見の獲得や特定の資格を取得するための科目を学生の必要に応じて履修できるように、配置している。
- 2) 入学定員が180名のため、講義科目のクラス単位は180名とする。演習については、細やかな指導が実施できるようにクラス単位を1クラス40名で設定し、授業内容に応じて2グループに分けて実施する。2グループに分ける際には、演習内容や学習水準に偏りが生じないような教員配置とする。
- 3) 講義科目は1クラス180名と大きな単位ではあるが、視聴覚等の設備を充実させ、学習内容が確実に享受できる環境を整えている
- 4) オムニバス形式の講義については、科目担当責任者を1名配置し、シラバスの整合性、教員間の教育内容の偏重を避け適正な評価が行われるように配慮する。
- 5) 演習科目については、実習室等を有効に活用できるように、他の専門領域と重複がないように時間割を構成する。演習科目では、各専門領域の教員が連携して授業を担当することで、領域の横のつながりを強化し、専門知識が体系的かつ確実に習得できるよう指導を行う。
- 6) 視聴覚教材の作成や視聴覚器材の導入に際しては、FD活動の充実により、教員間で情報を共有し、教育力の向上を目指す取り組みを継続的に実施する。
- 7) 「スポーツフィールドワークⅠ」は、2年次のゼミ教育としての位置づけともなっていることから、学部の専任教員が複数名で指導や巡回にあたり、きめ細かな対応を行うことで、学生1人1人に適切な指導が行えるような体制をとる。

2 履修指導方法

- 1) 履修に関するガイダンス

入学時に、学年暦、カリキュラム、単位制度、授業時間、履修登録の方法、卒業及び進級に関わる事項についてガイダンスを実施する。2年次以降については、前期及び後期の開始の際に、該当年次に関する履修方法等についてガイダンスを実施する。実習科目については、ガイダンスに加えて、各実習の開始前にオリエンテーションを実施する。

2) 学生に対する履修指導

学生が大学生活へ速やかに適応できるように、1年次の導入ゼミを通じて、学生同士及び教員との関係づくりの支援を行う。

その上で、学生に対する在学中の個別支援は、教授、准教授及び助教が各学年15名程度の学生を担当し、履修指導、学生生活の支援、進路指導等を行う。助教が学生を担当する場合には、教授または准教授がアドバイザーとなり、当該の助教に対するアドバイスを行う。

3) 履修科目の年間登録上限

過度な履修を行わないようにすることで、4年間を通じて計画的に履修を行えるようにすることを目的とし、年次ごとの履修登録上限を48単位と定める。ただし、卒業単位に算入しない自由科目は含まない。

4) 教職課程希望者への履修指導

本学部では、中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）及び特別支援学校教諭免許状を取得することが可能である。当該免許状取得については、教職課程登録を行った者が取得可能となる。課程登録については、1年次後期に課程登録希望調査を実施し、指定された科目を履修していることを前提に、1年次終了時に課程登録を行う。

教職課程登録学生は、教職課程履修開始時より、学生の学習状況を自主管理するためのポートフォリオ（学習履歴）として、履修カルテを活用する。修得した単位数や当該科目に係る自主学習の状況を履修カルテに記録し、その結果を踏まえ、教職課程担当教員等と相談しながら学習を進める。なお、履修カルテにおいて一定水準の自主学習の到達状況が確認されない場合は、その後の科目の履修ができない仕組みとし、自主的な学習時間の確保を図る。（資料1-12：教職課程「履修カルテ」）

5) 特別支援学校教諭免許状の取得希望者へのサポート体制

本学部において、特別支援学校教諭免許状取得を希望する学生数は30名程度を想定しており、当該学生の日常的な指導については、本学部の教職課程（特別支援学校教諭）を担当する教員4名（教授2名、准教授1名、助教1名）が行う予定である。このように、個別性の高い丁寧な指導を行える体制を整備し、履修指導及び学習支援の充実を図る。また、本学ではすでに全学的な組織である「教職課程センター」を常設し、センター担当教職員・スタッフを配置しており、日々の学習や実習への対応を行っている。本学部の担当教員も同センターに関わることで、学部の特性に応じたサポートを行う。あわせて、学生相互の取組である「自主ゼミ」活動を推奨し、学生の主体的な取組、日常的な自主学習をサポートする。

3 卒業要件

1) 卒業認定及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学部は、すべての人々（国民）が生涯にわたって、健康であることを土台とした文化的な生活、活力ある生活、等しく生きがいを持った生活を営む共生社会を構築するために、文化としてのスポーツを多角的視点（人文・社会・自然科学等）から理解し、学校、地域、その他の場で真摯に人と向き合い、よりよい関係を作り、スポーツの指導力、企画力、組織力、問題解決能力を持って実践にあたることのできる人材の養成を理念としており、以下の知識及び能力を得た者に学位を与える。

<知識>

- (1) スポーツ文化を多角的視点（人文・社会・自然科学的視点）から理解している。
- (2) スポーツの楽しさを体験的に理解している。
- (3) スポーツや運動の意味や価値について理解している。

<技能>

- (4) 人間の発達に基づいた系統的な指導方法を身につけている。
- (5) スポーツ文化の継承・発展に貢献できる力を身につけている。
- (6) 地域をはじめとした様々なスポーツや運動の実践の場面に対応できる実践力を身につけている。

<思考・判断・表現（福祉大スタンダード）>

- (7) 真実を見極める「知」への探求心を有している。
- (8) 国際社会を含む諸領域での情報の伝達・判断・理解力を身につけている。
- (9) 他者と、スポーツを含む多様な手段によって良好な関係を構築する力を身につけている。

2) 卒業要件

本学部の卒業要件は、以下のとおりとする。

本学部に4年間以上在学し、総合基礎科目25単位以上（必修科目6単位含む）、専門科目76単位以上（必修科目26単位含む）、合計124単位を修得すること。

4 履修モデル

本学部では、コース制を取らず、履修モデルを示すことにより、学生への履修指導を行う。各履修モデルに共通する学びの内容として、① 幼小の子どもたちから、成人、高齢者、までのライフステージ及び障害者における、生涯スポーツの実践を展開できること、② スポーツニーズに応じたプログラムを策定し指導することができること、③ スポーツ集団を組織し運営できることを位置付けている。

上記の共通内容を基本とし、以下のとおり履修モデルを想定する。（資料1-13：スポーツ科学部の履修モデル）

1) ふくしスポーツ系履修モデル

地域の諸資源を利用し、スポーツを通して、地域に暮らす人々の生きがいに貢献できる人材を養成する。そのために障害児・者を含む子どもから高齢者まで様々な人々の特徴とニーズを理解し、一人ひとりに合った運動やスポーツプログラムを提供し指導できるようにする。また、そのために必要なスポーツ関連事業を関係者と連携、協力して企画・運営できるマネジメント力を身につける。人々の多様性を理解し、その特徴に応じたスポーツ指導ができるようにするための授業やスポーツを実際に企画・運営する授業を履修することを特徴とした履修モデルである。また、このモデルでは、中級障がい者スポーツ指導員の資格取得を目指す。

進路としては、子ども・地域スポーツクラブの指導・経営、スポーツ関連 NPO 法人の設立・運営、障害者スポーツセンター職員、公務員（行政職）、福祉（障害者、高齢者）関連施設のスポーツ指導者・職員、一般企業への就職、大学院進学等が想定される。

<モデルの特徴となる科目>

- ・ふくしスポーツ演習
- ・障害者スポーツ指導法演習 A
- ・障害者スポーツ指導法演習 B
- ・地域スポーツ論
- ・スポーツマネジメント

2) スポーツ教育系履修モデル

スポーツを用いて青少年の成長を支える人材を養成する。その中心は子ども（生徒）に寄り添い、表現力豊かでコミュニケーション能力に優れた保健体育の教員や指導者を養成することである。そのために、学校における体育・スポーツ活動の実態を知り、自身がスポーツの面白さ・楽しさを十分受け止め、スポーツがもっている教育的な効果を十分理解し、それを子どもたちの指導につなげていくための学びが特徴的な履修モデルである。また、このモデルでは、中学校、高校の保健体育の教諭の資格に加え、特別支援教諭の資格も得ることを可能としている。基本的には、中高の生徒を対象にした保健体育の授業や部活動の指導力をもった教員養成を目指し、その上で、スポーツの持つ教育力を生かせる人材を養成する。

進路としては、中・高の保健体育教諭、特別支援学校教諭、子ども・地域スポーツクラブの指導・経営、スポーツに関わる教育産業での指導・経営（スポーツ塾等）、大学院への進学等が想定される。

<モデルの特徴となる科目>

- ・教職関連科目
- ・スポーツ教育学
- ・ふくしスポーツ論
- ・スポーツコミュニケーション
- ・身体表現・芸術表現論
- ・スポーツマネジメント

3) トレーニング科学系履修モデル

競技パフォーマンスの向上、発育発達期の特徴に応じた子どものスポーツ・運動能力向上のためのコーチングや、一般の人たちの健康づくりなど、目的・対象に応じた安全で効果的な運動プログラムの作成及び指導ができる人材を養成する。そのためには、対象者の生理学的・心理学的特徴を理解するとともに、科学的根拠に基づいた効果的かつ有効な知見を習得することが求められる。あわせて、スポーツ指導者として必要なコミュニケーション能力、課題解決能力、マネジメント力などを身につける内容を履修することを特徴とした履修モデルである。また、このモデルでは、健康運動指導士、健康運動実践指導者受験資格取得を目指す。

進路としては、各種競技団体職員、実業団チーム職員（選手、スタッフ）、スポーツ施設・民間クラブ・総合型地域スポーツクラブへの就職（インストラクター、マネージャー、スタッフ）、公務員（専門職）、一般企業への就職等が想定される。

<モデルの特徴となる科目>

- ・トレーニング科学
- ・コーチング科学
- ・コンディショニング演習
- ・スポーツ生理学
- ・スポーツバイオメカニクス
- ・スポーツ指導法演習

キ 施設、設備等の整備計画

1 校地用地の整備計画

本学は、美浜校地 213,086.57 m²、半田校地 41,527.01 m²、名古屋校地 765.00 m²、南知多校地 4,967.00 m²、東海校地 7,664.58 m²を有し、大学全体の校地は 269,773.16 m²にのぼる。

スポーツ科学部を設置する美浜校地は、校舎敷地として 133,008.36 m²、運動場用地として 51,093.70 m²を有している。運動場としては「第2グラウンド・多目的フィールド(25,575.73 m²)」、「球技場(9,474.40 m²)」などをすでに整備しており、教育に支障のないようにしている。学生の休息、交流に資する空地としては、校地のほぼ中心部にある芝生広場等からなる「キャンパスプラザ」のほか、校地内の至る所にベンチなどを設け、利活用している。

当該校地は、収容定員上の学生一人当たり面積に換算すると 50.3 m²（不算入校地を除く校地面積 184,102.06 m²／収容定員 3,660 名）と見込まれ、大学設置基準を大きく上回る。現況のままでもスポーツ科学部の開設には十分に対応できるため、校地用地は特に整備を行わない。

2 校舎等施設の整備計画

本学の美浜校地は大学設置基準内の校舎面積を有しており、スポーツ科学部の設置には十分に対応できると考えるが、スポーツ科学を多角的視点から学ぶとともに、障害者スポーツの教育・研究拠点とすべく「スポーツ科学部棟（仮称）」を新たに建設する。

表 スポーツ科学部棟（仮称）の施設配置

階数	本体棟	プール棟
4階	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ心理学実験室 ・スポーツ科学演習室 ・教員控室 	
3階	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ生理学実験室 ・バイオメカニクス実験室 ・スポーツ科学センター 	
2階	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング演習室 ・ダンススタジオ ・ランニングコース 	
1階	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ演習室（※1～4階吹抜） ・1A演習室 ・男女更衣室 	<ul style="list-style-type: none"> ・メインプール（25m×6コース） ・サブプール（20m×2コース相当） ・教員控室

※下線は既存学部との共用施設を指す。

※施設名称は仮称であり変更の可能性がある。

1) スポーツ科学部棟（仮称）

(1) 計画概要

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上4階建て、本体棟とプール棟の2棟から構成され、

延床面積は8,161.51 m²にのぼる。美浜校地のほぼ中心部に建設され、校地内の各教室・体育施設へのアクセスが便利なエリアであるとともに、構内道路に面しているため、障害者が自家用車を利用して建物付近まで乗り入れることも可能である。

(2) 本体棟

スポーツ科学部棟（仮称）のうち本体棟は、下層階に「スポーツ演習室」や「トレーニング演習室」を備え、大規模な体育実習（演習）が実施できる。また、上層階には「スポーツ生理学実験室」や「バイオメカニクス実験室」、「スポーツ心理学実験室」等の各種実験室・演習室を備え、下層階と比較して静かな環境の中でスポーツ科学を多角的視点から学べるように配置している。

「専門実技」、「スポーツ指導法演習」、「スポーツ実技」、「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」、「ふくしスポーツ演習」などで使用する「スポーツ演習室」（1～4階吹抜）には移動式バスケットゴールやバレーボール用支柱、ソフトバレーボール・バドミントン・インディアカ兼用支柱（移動式）などが備えられ、各種競技の演習に対応できるようにするとともに、指導法演習の教育にも対応できるようにする。

「スポーツ実技」、「トレーニング科学」、「測定・評価」などで使用する「トレーニング演習室」（2階）には、通常のトレーニング機器・測定機器のほかに車椅子対応の機器（チェストプレス、ラットプル、オーバーヘッドプレスなど）を整備し、障害者スポーツにおける各種トレーニング指導法の修得を図る。「専門実技」、「スポーツ指導法演習」、「健康運動特論Ⅱ」などで使用する「ダンススタジオ」（2階）には、音響設備などを備える。

「スポーツバイオメカニクス」、「スポーツ科学演習」などで使用する「バイオメカニクス実験室」（3階）はカメラ6台による3次元解析システムや床反力計、多用途筋機能評価運動装置などを備え、生物の構造や運動の力学的な探求を行い、その結果の応用につなげる。「スポーツ生理学」、「生理学」、「スポーツ科学演習」などで使用する「スポーツ生理学実験室」（3階）にはモバイル式のエアロモニタ（肺運動負荷モニタリングシステム）を整備し、様々な場面・状況での計測を可能とするとともに、車椅子対応のトレッドミルも整備し、幅広い対象者に対応した実験を可能にする。「スポーツ科学センター」（3階）には75型ディスプレイを設置し、ミーティングや指導者によるカンファレンスなどに対応できるようにしており、演習（競技）の様様を客観的に確認することを可能にして、指導者としての能力向上に寄与できるようにしている。

「スポーツ科学入門」、「スポーツ科学演習」などで使用する「スポーツ科学演習室」（4階）には移動が容易なミーティングチェア、ワークテーブル、ポータブルプロジェクタなどを配置し、多様な形態のミーティング、グループワークに対応できるようにしている。「スポーツ心理学」、「メンタルトレーニング」、「認知心理学」、「スポーツと脳」などで使用する「スポーツ心理学実験室」（4階）にはシールドルームを設置し、電磁波などを通さない構造として、脳波測定などがより正確に行えるようにする。

いずれの実験室、演習室等においてもタブレットPCを活用した授業が行える環境を整える。また、1階出入口付近にAED（自動体外式除細動器）を設置し、緊急時の対応に備えるとともに、その取り扱い・位置づけなどに関する学生の日常的な意識づけを図る。

(3) プール棟

「アスレティックリハビリテーション」、「専門実技」、「スポーツ実技」、「スポーツ指導法演習」などで使用するプール棟は、本体棟の奥に位置し、「メインプール」(25m×6コース)と「サブプール」(20m×2コース相当)を備える。障害者利用を想定し、プールサイドはスロープ等のバリアフリー仕様とし、プール用車椅子を常備しているほか、サブプールは可動床を備えるなど、車椅子でもそのまま利用できるよう設計されている。また、メインプール側には水中窓を設置し、水中動作を確認しながら教育・研究が行えるようにしている。

学生が使用する更衣室には水着専用脱水槽を設置し、プールでの演習後にその場で乾燥させ、その後の講義受講に向けた利便性の向上を図る。また、AED(自動体外式除細動器)を設置し、緊急時の対応に備えるとともに、日常的な意識づけにつなげる。

(4) その他

本体棟の1階ホールには多目的トイレを4室設けているほか、各階すべてに多目的トイレを備えている。その他、軽度の障害者ならば利用できるよう一般トイレの一部にも広いブースを備えている。また、本体棟にはスロープ室を設け、車椅子利用者が自力で2階まで上がるよう配慮しているほか、新校舎の意匠上のアクセントも担っている。

なお、当該施設に係る設備・備品については、開設前年度において全て整備する。

2) 講義室

総合基礎科目、専門科目などで使用する講義室は、様々な授業形態に対応することに主眼を置いて、美浜校地の既存施設も最大限に活用する。美浜校地の講義室は、学部単位のオリエンテーション等が実施可能な大教室(収容定員280名～580名まで計11室)、学年単位での大講義が実施可能な中教室(収容定員180名～200名まで計4室)、可動式の机・椅子でアクティブラーニング等にも対応できる小教室(収容定員40名～120名まで計39室)を備えており、これを同一校地の他学部と共用する。

3) 演習室

新たに整備する「スポーツ科学棟(仮称)」内に整備する演習室のほか、「導入ゼミ」「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」などのゼミナールやグループワークを導入した授業の実施、実習指導やその打合せ等、少人数教育の推進に資する施設整備として、既存の施設内にある12室を学部の演習室として計画する。

4) 研究室

研究室は、原則として教授と准教授が使用する個人研究室および助教等が使用する合同研究室について、既存の施設内に18室(助教の合同研究室を含む)確保することを計画している。個人研究室は、1室あたり面積が約20㎡となっており、当該教員の教育・研究活動の拠点としての機能だけではなく、学生に対する個人指導等が実施できる環境を確保している。また原則、助教が使用する合同研究室はデスクを配置し、教育・研究活動に取り組むことができる環境を整備する。

3 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の付属図書館は、美浜キャンパスに本館（閲覧席数：555席、書架収容力：632,850冊）、半田キャンパス（同118席、51,000冊）、名古屋キャンパス（同30席、50,000冊）、東海キャンパス（同199席、54,775冊）にそれぞれ分館を設置しており、結果、付属図書館全体では、閲覧座席数：902席、書架収容力：788,625冊となる。

現在、付属図書館においては、社会福祉学領域及びその近接領域を中心に、リハビリテーション科学・経済学・教育学・看護学領域のほか、大学院・学部の教育研究活動に必要な主題の専門書を重点的に収集しており、図書約540,000冊と学術雑誌など約4,500タイトルを所蔵し、各キャンパスや学部学科を超えて利用されている。また、インターネットを通じて利用できるデジタルデータベースは国内17種、海外12種、電子ジャーナルは約8,100タイトルを提供しており、適宜、整備を図っている。本学部設置にあたっては、既存の美浜キャンパス本館において、図書約7,100冊、学術雑誌約170タイトル、視聴覚資料約300点を同学部開設の前年度（平成28年度）末までに整備するとともに、年次計画的に図書等の教育・研究環境の充実を図る。なお、当該学部関連の図書・学術雑誌等については、既に同校地の既存学部において一定数整備されているため、開設1年目、2年目において整備する。（資料1-14：専門科目に係る主たる図書の100冊程度の目録）

付属図書館の施設は、美浜本館においてはラーニング・コモنز（学修工房）、グループ閲覧室、視聴覚ホール（AVホール・プレゼン練習ひろば）、個人学習コーナー、教員・大学院生専用の特別閲覧室、障害学生閲覧室、パソコンを配置した情報検索コーナー、視聴覚資料閲覧専用のAVコーナー等、図書館に求められる必要な環境を整備し、9時20分から22時まで開館している。また、半田分館、名古屋分館、東海分館においても、個人学習コーナー、グループ閲覧室（半田分館のみ）、ラーニング・コモنز（東海分館のみ）、パソコンを配置した情報検索コーナー、視聴覚資料閲覧専用のAVコーナー等を整備している。

付属図書館は美浜本館と3つの分館（半田分館、名古屋分館、東海分館）の計4拠点にて構成され、図書等の資料は美浜本館と各分館にそれぞれの専門性に応じて所蔵される。付属図書館では、本館と3つの分館において、図書等の資料の配送システムを構築しており、利用者が所属するキャンパスの図書館への蔵書・複写資料の取寄せなど、学内利用者向けに各種のサービスを提供している。

他大学の図書館等との連携・協力については、国内では大学共同利用機構法人情報・システム研究機構国立情報学研究所（N I I）の目録所在情報サービスにおける図書館間相互貸借システム（I L L）の参加館として、図書館間相互協力を積極的に推進するとともに、海外のI L Lも推進し、多様な資料を提供及び入手できる環境を整備している。また、学術にかかわる学習・研究を目的として所蔵する図書資料を利用する場合に限り、利用登録の上、学外者への図書の貸出等を行っている。

ク 入学者選抜の概要

1 本学部が求める人材像（アドミッション・ポリシー）

本学部のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）は以下のとおりとする。

① 入学後の修学に必要な基礎学力を有している人

大学においてスポーツ科学をはじめとする発展的な内容を学ぶためには、高校までの学びの内容を十分に理解し、その学びを様々な場面で活かすことのできる能力を有している必要がある。

② スポーツへの関心があり、学んだ知識と身につけた力を社会で活かしたいと考えている人

スポーツの関心、楽しさ・面白さを知っていることは、スポーツやそれに関わる学びに継続して取り組むための重要な動機となる。そして、自分だけでなく、その楽しさを人に伝え、共感を得るために学んだことを生かして貢献しようという意識は、将来スポーツ振興に携わり、また指導者になろうという人には必要である。

③ 自己の可能性に挑戦する意欲のある人

高校までのスポーツ活動、あるいは他の活動において、自分で自身の記録を高め、成果を上げるために取り組んだ中で成功・失敗から学び、再び挑戦することに取り組んできた経験は貴重である。大学でスポーツを科学的に学び、自己の持つ記録の向上や可能性に挑戦することに努力を惜しまず、さらなる飛躍を目指そうという意欲の高い人を求めている。また、その経験のあるなしにかかわらず、自己の可能性を開くことに積極的に取り組もうという意欲の高い人を求めている。

④ 自分の考えを表現し、意思の疎通を図ることができる人

相手の異なる考え方、価値観を尊重しつつ、コミュニケーションを図り、物事を進めていくためには自分の考えを整理し、それを相手に分かりやすく伝える能力を有している必要がある。今は不十分であっても、相手に伝え、理解を得ようと努力をしている人を求めている。

⑤ 他者を理解し、仲間や集団づくりに取り組むことができる人

スポーツ場面において他者を理解し、自ら関係性をよくしようとする意識をもって人や集団に働きかけ、行動することはスポーツの指導的立場に立つ人には不可欠である。障害のある・なし、幼児から高齢者までいろいろな人とかわることへの興味を持ち、スポーツを通して人と人のつながりを大切に活動に取り組みたい人を求めている。

2 入学者選抜の方法

本学部のアドミッション・ポリシーを踏まえ、大学全体で実施する学力検査による一般入学試験と大学入試センター試験の利用とあわせて、推薦入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、AO入学試験を取り入れることで学力検査に偏重しない選抜方法を実施する。入学定員 180 名のうち、AO入学試験、スポーツ分野入学試験と一般入学試験で 147 名を募集し、推薦入学試験で 33 名の募集を行う。

上記の募集を行うにあたり、以下の選抜方法を実施する。

1) AO入学試験、スポーツ分野入学試験（募集定員：50%程度）

学力では測れない熱意・意欲のある個性豊かな人材を求めることを目的としている。出願にあたっては、本学教職員との面談を行うことを必須条件としており、自己アピール書、課題レポート（スポーツ分野の場合はスポーツの実績）等の出願書類及び面接による総合評価により判定を行う入学試験である。スポーツ分野入学試験の中には指定枠を設け、本学が強化していく部活動で活躍する部員を選抜している。指定枠は、本学のスポーツ政策委員会で確認された強化指定部が設定されており、この中で障害者スポーツの競技もしくは部が設定される計画である。

2) 一般入学試験（募集定員：30%程度）

本学部に必要な基礎学力を判定するため、学力検査により判定を行う入学試験である。「数学」、「社会」、「理科」等の全般的な学力評価を基本としつつ、「国語」、「英語」による文書理解・解釈等の能力や記述・表現する能力を考慮した入学者選抜とする。なお、1年目から大学入試センター試験利用入試を実施し、平成31年度以降は新たな入試制度を踏襲する予定である。

(1) A方式 前期日程（3教科型）

A方式は、「数学」、「国語」、「英語」、「地理歴史」、「公民」、「理科」の6教科の中から3教科を選択し、その得点（300点満点）により判定する入学試験である。

(2) B方式 前期日程（2教科型）

B方式は、「数学」、「国語」、「英語」、「地理歴史」、「公民」、「理科」の6教科の中から2教科もしくは3教科を選択し、選択した教科のうち高得点1教科は2倍（200点／300点満点）にして判定する入学試験である。また、3教科選択の場合は、選択した教科のうち高得点2教科の得点で選考し、さらに最高得点1教科は2倍（200点／300点満点）にして判定する入学試験である。

(3) M方式 後期日程（2科目型）

M方式は、2教科型のオールマーク方式である。「数学」、「国語」、「英語」、「地理歴史」、「公民」、「理科」の6教科の中から2教科または3教科を選択し、選択した教科のうち高得点1教科は2倍（200点／300点満点）にして判定する入学試験である。また、3教科選択の場合は、高得点の2教科の得点で選考し、最高得点の1教科を2倍（200点／300点満点）にして判定する入学試験である。

(4) センタープラス方式 後期日程

センタープラス方式は、一般入学試験の「数学」、「国語」、「英語」、「地理歴史」、「公民」、「理科」の6教科の中から2教科または3教科を選択し、高得点2教科の得点を自動採用するとともに、大学入試センター試験の実施教科の中から高得点2教科2科目を自動採用し、400点満点で判定する入学試験である。

(5) 大学入試センター試験利用入学試験

「全学部出願型」、「5教科5科目型」、「3教科3科目型」、「2教科2科目型」の4方式で実施する。大学入試センター試験を5教科5科目以上受験している者においては、4方式すべてに併願が可能である。

3) 推薦による入学者選抜方法（募集定員：20%程度）

(1) 推薦入学試験

出身高等学校の学校長の推薦を必要とする推薦入学試験は、以下のとおりである。この推薦入学試験では、目的意識や意欲、関心に加えて、人間性、倫理観、向上心など総合的かつ多面的に判定する入学試験である。

- ①「指定校推薦入学試験」、「専門高校・総合学科等指定校推薦入学試験」、「付属高等学校推薦入学試験」は、各学部の学部長が講義を行い、レポートなどを課す入学試験である。
- ②「一般推薦入学試験」、「専門高校・総合学科等推薦入学試験」は、小論文の課題を課し、その点数のみで判定を行う入試制度である。また、スポーツに関連する課題を課した入学試験を別に実施する計画である。

(2) その他の推薦入学試験

本学同窓会、連携自治体、提携法人・連携法人からの推薦で入学試験を実施している。この推薦入学試験では、人物及び学力ともに優れ、本学で積極的に学ぶ意欲を有し、同窓会等から推薦を受けた者を対象としている。

- ①「同窓会推薦入学試験」では、本学同窓会からの推薦をもとに、小論文の課題を課し、判定を行う入試制度である。
- ②「自治体推薦入学試験」では、本学と連携している各自治体等からの推薦をもとに、各学部の学部長が講義を行い、レポートなどを課す入学試験である。
- ③「提携法人・連携法人推薦入学試験」では、本学と提携・連携している各法人からの推薦をもとに、自己アピール書、課題レポート等の出願書類、及び面接による総合評価により判定を行う入学試験である。

4) その他の推薦入学試験

社会人及び外国人留学生を対象とした入学試験を実施している。

- ①「社会人入学試験」は、面接審査及び書類審査において、目的意識や意欲、関心に加えて、自己の取組実績、人間性、倫理観、コミュニケーション力、持続力、向上心など総合的かつ多面的に判定する入学試験である。

なお、社会人とは、以下の大学入学資格を満たしており、かつ本学の出願資格を有している者のことである。

i. 大学入学資格（次のいずれかに該当）

- 高等学校または中等教育学校を卒業した者（学校教育法第90条第1項）

- 特別支援学校の高等部または高等専門学校3年次を修了した者（学校教育法第90条第1号）
- 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程または研修施設の課程等を修了する必要がある）（学校教育法施行規則第150条第1号、昭和56年文部省告示第153号第2号）
- 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程または研修施設の課程等を修了する必要がある）（昭和56年文部省告示第153号第2号）
- 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程または研修施設の課程等を修了する必要がある）（昭和56年文部省告示第153号第3号、第4号）
- 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者（学校教育法施行規則第150条第2号）
- 指定された専修学校の高等課程を修了した者（学校教育法施行規則第150条第3号）
- 旧制学校等を修了した者（昭和23年文部省告示第47条第1号～第19の2号）
- 国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格の保有者（昭和23年文部省告示第47条第20号～第22号）
- 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者（昭和23年文部省告示第47条第23号）
 ※CISの旧名称であるECISの認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者も該当
- 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（学校教育法施行規則第150条第5号）
- 大学において個別の入学資格審査により認められた者（学校教育法施行規則第150条第7号）

ii. 本学の出願資格（次のいずれかに該当）を有している者

- 就労証明書が提出できる者
- JICAが行う次の海外協力隊事業（青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア、日系社会シニア・ボランティア）の隊員として2年以上海外で活動した経験を有する者、またはこれに準ずる海外での活動経験を有する者

②「外国人留学生入学試験」は、日本語による小論文試験を課し、日本語能力を確認するとともに、面接を実施し、目的意識や意欲、関心に加えて、自己の取組実績、人間性、倫理観、コミュニケーション力、持続力、向上心など総合的かつ多面的に判定する入学試験である。

なお、外国人とは、以下の大学入学資格を満たしており、かつ本学の出願資格を有している者のことである。

- i. 以下の(1)～(4)すべてに該当するし、かつ(5)または(6)に該当する者
- (1) 本学入学時において満 18 歳に達している者
 - (2) 外国国籍のみを有し、「出入国管理及び難民認定法」に基づく在留資格「留学」を有している者。または、本学入学にあたって在留資格「留学」を取得できる者
ただし、「出入国管理及び難民認定法」に基づく在留資格「永住者」を有している者は除く
 - (3) 大学生生活を送るのに十分な日本語能力を有し、次のいずれかに該当する者
 - ① 日本語能力試験 N2 級以上または 2 級（旧試験）以上取得者
 - ② 日本語学校において学校長から①に定める基準値以上の日本語能力があると判断され、証明・推薦を受けることができる者
 - (4) 日本において 4 年間の大学生生活を送るために十分な経費支弁の見通しがある者
 - (5) 高等学校までの学校教育 12 年の課程を修了または修了見込みの者で、次のいずれかに該当する者
 - ① 外国の高等学校で通算 2 年以上教育を受けた者
 - ② 中学校、高等学校を通じて 3 年以上外国の学校で教育を受けた者
 - ③ 日本の高等学校に外国人特別入学試験及び特別な配慮により入学した者
尚、当該国において、日本における 4 年制大学に相当する大学への入学資格を有しない高等学校等の卒業生は、出願を許可しない
 - (6) 以下に示す「高等学校の課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者」の内、12 年の教育課程に不足する年数について外国で受けた学校教育年数としてみなすことにより、前(5)項の①～③のいずれかに該当する者
 - ① 国際バカロレア資格取得者
 - ② バカロレア資格（フランス共和国）取得者
 - ③ アビトゥア資格取得者
 - ④ 外国における高等学校卒業を認める検定試験合格者
 - ⑤ 文部科学大臣の指定する大学入学準備教育を行なう教育施設の修了者
 - ⑥ 当該国において 12 年教育が修了したと認められる者で文部科学大臣が許可する者
 - ⑦ 高等学校卒業以上の学力が必要な高等教育機関の課程を修了した者

3 選抜体制

本学における入学選抜試験は、入学広報部がその実施に当たるとともに、次に掲げる委員会を設置し、専任の教職員により実施している。

また、以下の組織を設置し、事務はすべて入学広報課が担当している。

1) 入試委員会

本学における入学試験（以下「入試」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため設置されている委員会である。同委員会は次の任務を負っている。

- (1) 入試に関する制度の検討及び各会議への提案
- (2) 入試要項案の作成
- (3) 選考基準の作成
- (4) 入試問題の作成や点検に関わる業務
- (5) 入試の実施
- (6) 合否判定（案）の作成
- (7) その他入試に関わる重要事項の検討

同委員会は、各学部教授会から選出された教員1名及び入学広報部長、入学広報課長をもって構成され、委員長は学長が任命する。平成27（2015）年度の開催状況は12回である。

2) アドミッション委員会

学生募集に関わる計画及びアドミッション・ポリシーの円滑な運営を図ることを目的として設置されている組織である。

同委員会は、専務理事、副学長（就職）、執行役員（学生募集）、学部長（社会福祉学部、経済学部、健康科学部、子ども発達学部、国際福祉開発学部、看護学部）、入試部長、事務局長、事務局次長、入学広報部長、入学広報課長をもって構成され、平成27（2015）年度における開催状況は14回である。

ケ 取得可能な資格

1 取得可能な資格

本学部で取得可能な資格は以下のとおりである。

	取得可能な資格	国家・民間・資格の区別	備考
1	中学校教諭一種免許状（保健体育）	国家	
2	高等学校教諭一種免許状（保健体育）	国家	
3	特別支援学校教諭一種免許状（知・肢）	国家	
4	健康運動指導士受験資格	民間	
5	健康運動実践指導者受験資格	民間	
6	障がい者スポーツ指導員（初級・中級）	民間	
7	スポーツリーダー受験資格	民間	
8	スポーツプログラマー受験資格	民間	
9	アシスタントマネジャー受験資格	民間	
10	レクリエーション・コーディネーター受験資格	民間	
11	キャンプインストラクター	民間	
12	社会福祉主事任用資格	国家 (任用資格)	

2 資格取得の条件

卒業所要単位に含まれる科目の履修及び自由科目のうち資格に関連する科目の履修により、資格を取得することができる。

3 卒業要件との関連性

取得可能な免許の取得を卒業要件としない。

コ 実習の具体的計画

本学部では、人材養成目標に基づき、中学校教諭一種免許状（保健体育）課程、高等学校教諭一種免許状（保健体育）課程を設置する。また、障害者スポーツに関する専門的な知識を有し、一人ひとりの障害の状況や発達の段階に応じた指導を展開できる人材を育成するために、特別支援学校教諭一種免許状（知・肢）課程を設置する。その教育実習は中学校では3週間（120時間）、高等学校では2週間（60時間）、特別支援学校では2週間（60時間）をそれぞれ行い、時期は中学校および高等学校が4年次の5月～6月、特別支援学校は4年次の9月～11月を予定している。

実習依頼段階においては、教育実習の受入承諾をお願いしたい学部学科、免許状の種類などを記載した実習受入依頼書を実習先（愛知県の場合は愛知県教育委員会）に提出し、それに基づく受入承諾書を交わす。

教育実習の内容としては、授業実習（研究授業含む）を原則として最低6時間を行うものとし、放課後の研究指導、生徒指導・学級経営参加、クラブ活動参加等も行う。

1 実習先の確保の状況

中学校については、愛知県出身者の実習先の確保は愛知県教育委員会に依頼し、その調整により確保する。愛知県外の出身者に関しては、学生個人が実習校を探し、当該校の校長の内諾をとり、大学から学校および当該教育委員会に申込みを行う。高等学校については、学生個人が実習校を探し、当該校の校長の内諾をとり、大学から学校および当該教育委員会に申込みを行う。また、本法人が設置している日本福祉大学附属高等学校においても受け入れ枠を設ける。特別支援学校については、愛知県出身者の実習先の確保は、愛知県教育委員会に依頼し、その調整により確保する。愛知県外の出身者の場合は、学生個人が実習校を探し、当該校の校長の内諾をとり、大学から学校および当該教育委員会に申込みを行うことにより確保する。

2 実習水準の確保の方策

事前指導として3年次後期と4年次前期に計14時間、事後指導として4年次後期に計2時間を行う。また、本学独自で作成した「教育実習の手引き」を配布し、実習生の十分な準備を促す。

実習直前には、実習生が実習校に連絡を取り、再度の実習依頼と事前の打合せ（事前指導）の日程確認を行う。「教育実習生個票」を作成し、事前打合せまでに実習校に提出する。あわせて、実習校に関する研究、教材研究などを行う。この段階で、各実習生に配置する実習指導教員と実習生の面談を行い、実習内容の再確認をするとともに、実習に対する不安感を払拭し、万全の態勢で実習に臨めるよう図る。

< 中学保健体育、高等学校保健体育 >

- ・教育実習Ⅰ（事前指導部分）に合格していること
- ・教科に関する科目の必修科目20単位中16単位以上を修得のこと。
- ・教職に関する科目16単位（教科指導法4単位以上を含む）以上を修得のこと。

< 特別支援学校 >

- ・教育実習Ⅰ（事前指導部分）に合格していること

- ・特別支援に関する科目 16 単位以上を修得のこと。

3 実習のための組織

教育実習に関して大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等として、全学的組織である「日本福祉大学教職課程センター」(大学評議会選出のセンター長(1名)、運営委員(教員養成を行う学部・学科の科目担当教員から各1名以上)、センター兼担教員(現在2名)、および教職課程事務室長1名で構成)を設置している。定例会議で1ヶ月に1回程度開催しているほか、実習時期、緊急の課題や問題が発生した場合などには適宜、召集して開催している。また、教職課程専用のメーリングリストにて日常的に情報の共有と交換を行っており、各委員間の共通認識が図られている。

スポーツ科学部においては、学部選出の教職課程センター運営委員と学部教務委員による「スポーツ科学部教育実習委員会」を置き、教育実習教育や教育実習体制等について方向性を示し、その具現化を図る。また、教育実習時に発生する個別的事項への対応を行うとともに、必要に応じて日本福祉大学教職課程センターと連携・調整する。

4 実習先との連携体制

実習の事前事後においては、日本福祉大学教職課程センターとスポーツ科学部教育実習委員会が連携しながら全体調整を図り、個別にはスポーツ科学部教育実習委員会が本学と実習先との綿密な連絡・調整を行う。

実習時においては、各実習生に配置する実習指導教員が実習先と実習生の連絡窓口となりつつ、スポーツ科学部教育実習委員会と日本福祉大学教職課程センターで連携を行い、教育実習の実施に万全を期す。

5 事前の準備の状況(感染症予防対策・保険等の加入状況)

感染予防対策については、入学時の定期健康診断において麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体検査を実施する。その結果、抗体が発病阻止レベル以下と判定された学生には、予防接種を受けるよう指導し、医療機関等での接種後に「予防接種証明書」を大学に提出するよう指示している。

保険については、入学時に「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に加入する。「学生教育研究災害傷害保険」により、実習生本人が実習中の事故によって身体に被る傷害に対して補償を行う。「学研災付帯賠償責任保険」において、実習中の関係他者(実習先、人物、財物等)に対する損害、損傷等による法律上の損害賠償を補償する。

6 事前・事後における指導計画

中学校、高等学校、特別支援学校については、いずれも事前指導として3年次後期と4年次前期に計14時間、事後指導として4年次後期に計2時間を以下のような内容で行う。

- ① 本学独自で作成した「教育実習の手引き」に基づいて、実習担当教員及び実務家教員

(校長経験者等)による指導を行う。

- ② 3年次前期までの習得または履修した教職課程の授業を振り返りつつ、実践分析方法を学ぶ。
- ③ 受講生をいくつかのグループに分けて担当教員を配置し、グループワークで模擬授業づくりを行い全員で分析する。
- ④ 実習直前に、実習にあたっての注意事項を伝えるとともに、美浜町教育委員会指導主事等による講話を通して教育実習の意義を再度確認する。実習終了後、2・3年生も交えて、実習生の授業記録の分析を中心に実習報告会を行う。

<事前指導>

1. 教育実習の意義、学校の運営組織と教育課程 (2時間)
2. 学級経営の計画と方法 (2時間)
3. 指導案作成・授業分析・実践分析の方法 (2時間)
4. 模擬授業と授業分析① (2時間)
5. 模擬授業と授業分析② (2時間)
6. 模擬授業と授業分析③ (2時間)
7. 教育実習に向けて、実習期間中の過ごし方、直前指導 (2時間)

<事後指導>

8. 実習報告会 (2時間、2・3年生も出席)

7 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画、実習施設における指導者の配置計画

実習先には本学の専任教員は配置せず、各実習先担当者と密接に連絡をとって実習の運営並びに実習生の指導にあたる。

実習生に対しては、各実習生に実習指導教員を配置して実習前の面談から実習中の指導までをおこなう。実習中の指導は、実習生が実施した授業記録と実践記録を実習期間中に実習指導教員に提出させ、実習指導教員が記録をもとに指導する。記録の提出・指導は、実習巡回中での実施、メール等のメディアを活用した実施など適宜判断して行う。欠席・事故等の対応についても、実習指導教員が中心となり、スポーツ科学部教育実習委員会と日本福祉大学教職課程センターで連携を行いながら対応する。

8 成績評価体制及び単位認定方法

教育実習の成績評価については、実習校からの評価、実習生の自己評価、提出させた授業記録や実践記録の内容および事後の面接にもとづき、実習担当教員が成績を評価する。成績評価は本学の成績評価基準 (S～D) に基づいて行う。

サ 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

本学部では、企業や法人、非営利組織などにおける就業体験を通じて職業観や職業意識を養うことなどを目的とする「インターンシップ」と、体験学習と交流を通じて、その国の地域開発と住民組織化について学ぶ「海外フィールドワーク」を設定する。

1 実習先の確保の状況

<インターンシップ>

受入先は担当教員の指導のもと、学生自身で探して確保する。なお、公募型のインターンシップは既存の経済学部、社会福祉学部などですでに実施しており、2015年度では東海地域インターンシップ推進協議会において15社・団体、岐阜県インターンシップ推進協議会において203社・団体、愛知県中小企業同友会において41社・団体の紹介があり、それ以外にも約100社の企業・団体から受入可能との回答を得ている。(資料1-15:「インターンシップ」実習受入先一覧)

<海外フィールドワーク>

本学と協定を締結しているフィリピン国立大学ディマリン校(メトロ・マニラ、ケソン市)を実習先としており、同校とは既存の本学国際福祉開発学部において、すでにフィールドワークを実施している。同学部における調整とあわせ、スポーツ科学部においても受入に関する調整を行う。

2 実習先との連携体制

<インターンシップ>

担当教員はもとより、学生の就職・キャリア開発支援を行うキャリア開発課が受け入れから実習期間中の対応など、実習学生および実習先企業・団体のサポートを行う。

<海外フィールドワーク>

本学と協定を締結し、従前より本学他学部における実習の受け入れを行っているフィリピン国立大学ディマリン校(メトロ・マニラ、ケソン市)において実習を行うことから、スポーツ科学部においても十分な連携体制を構築する。あわせて、本学では海外における実習を行う上で、「国際フィールドワーク危機管理本部」を設置し、実習中の対応・危機管理を行っており、スポーツ科学部においても、万全を期す。

3 成績評価体制及び単位認定方法

<インターンシップ>

事前に提出する「インターンシップ計画書」や実習前後に課す課題などから総合的に審議・判定し、成績評価と単位認定を行う。

<海外フィールドワーク>

出席、フィールドスタディでの取り組む姿勢を考慮して評価する。

シ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

本学では、日本福祉大学学則第 25 条（メディアを利用して行う授業）の規定に基づき、インターネットに接続しているパーソナルコンピュータその他双方向の通信手段を使用し、履修者が希望する時に受講が可能でかつ何度でも繰り返し視聴できるオンデマンド科目を開講している。平成 28（2016）年度は、16 科目を開講する計画である。

本学部においては、全学教育センター科目のうち「ふくしとフィールドワーク」、「福祉社会入門」、「知多学」、「日本福祉大学の歴史」、「地震と減災社会」、「福祉の力」、「知多半島のふくし」、「ふくしと減災コミュニティ」「聴覚障害者の支援と理解」の 9 科目を開講する計画である。

オンデマンド科目は、画像や動画、音声などで構成された講師の講義映像と電子化された資料で構成されており、学生はそれらにより対面型の授業と同様に受講できるものである。この講義映像にはすべてテロップが付されており、聴覚障害のある学生に対しても配慮したシステムとなっている。

また、オンデマンド科目には受講期間が設定されており、当該期間中のみ講義の視聴や課題の提出が出来るシステムであるとともに、全講義の受講が完了していない場合は、当該科目の期末試験の受験資格が得られないようになっている。オンデマンド科目に係る学習履歴等については、本学独自開発の学習管理システム「nfu.jp」によって管理・運用されている。

なお、学生のオンデマンド科目に関する相談（学習計画、科目内容や科目担当教員への問合せなど）については、全学教育センターの専任教員が必要な支援を行っているとともに、日常的に発生する学生の学習環境（情報環境）の支援については、「ICTサポートデスク」を設置し、学習環境に支障がないように支援を行っている。

ス 管理運営

1 日本福祉大学管理運営体制

本学における管理運営体制は、日本福祉大学学則第9条（評議会）の規定に基づき、本学の重要事項について学長が決定を行うにあたり、審議するための評議会を設置している。評議会の構成員及び審議事項は次のとおりである。なお、会議開催は、原則として月1回、年間11回（8月を除く）の開催としている。

1) 評議会の構成員

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 総合企画室長
- (5) 教務部、学生部、入試部長及び就職部の各部長
- (6) 総合研究機構長
- (7) 地域連携推進機構長
- (8) 社会福祉学部、経済学部、福祉経営学部、健康科学部、子ども発達学部、国際福祉開発学部、看護学部及びスポーツ科学部の各学部長
- (9) 全学教育センター長
- (10) 大学院委員長
- (11) 福祉社会開発研究科、社会福祉学研究科、医療・福祉マネジメント研究科及び国際社会開発研究科の各研究科長
- (12) 附属図書館長
- (13) 社会福祉学部、経済学部、健康科学部、子ども発達学部、国際福祉開発学部、看護学部及びスポーツ科学部の各教授会構成員から選出された各2名
- (14) 福祉経営学部の教授会構成員から選出された1名
- (15) 事務局長
- (16) 事務局次長

2) 評議会における審議事項

- (1) 学則及びそれに付属する諸規程の制定・改廃に係わる事項
- (2) 学部・学科その他重要な施設の設置・廃止に関する事項
- (3) 大学の将来計画に係わる事項
- (4) 教員人事に関する基本事項（教員採用計画・教員組織に関する基本方針）
- (5) 研究に関する基本事項
- (6) 大学院に関する基本事項
- (7) 附属機関運営の基本方針に関する事項
- (8) 大学広報・学生募集・就職に関する基本事項
- (9) 入学試験に関する基本事項

- (10) 学生指導に関する基本事項
- (11) 年度毎の事業計画および教育計画に関する基本事項
- (12) 附属付置機関長等の選任に関する事項
- (13) 全学的教育の推進・実施に関する事項
- (14) 教員の人事制度改革に関する事項
- (15) 教育・研究等の点検・評価に関する事項
- (16) その他大学全体に関する重要事項で大学評議会が必要と認める事項

2 スポーツ科学部の管理運営体制

スポーツ科学部における管理運営体制として、日本福祉大学学則第 10 条（教授会）の規定に基づく教授会を置く。教授会は、学長が定めた次の審議事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとともに、全学部の審議を要する事項を除く、教育研究に関する事項について審議を行う。

1) 教授会の審議事項

- (1) 学生の進級・留年又は卒業に関する事項
- (2) 学生の学籍に関する事項
- (3) 入学試験に関する事項
- (4) 学部学生の指導に関する事項
- (5) 教員人事（学部長の選出、昇格審査、専任教員の任免、非常勤講師の委嘱・派遣等）に関する事項
- (6) 大学評議員の選出
- (7) 学部の将来計画に関する事項
- (8) 学部の諸規程の制定・改廃に関する事項
- (9) 学部の教育計画に関する事項
- (10) 学部の研究に関する事項
- (11) 学部の教育・研究の点検・評価に関する事項
- (12) 大学評議会が審議し、学長が必要と認める事項
- (13) その他、学部長及び教授会が必要と認める事項

日本福祉大学学部教授会運営規程に基づき、学長は教授会が選出した候補者を学部長に、学部長が推薦した候補者を学部委員として任命し、学部長の下で学部委員会が学部に関わる業務執行を行う。学部委員は学部長補佐のほか、日本福祉大学学部委員会運営規程に基づく教務、学生及び就職等の全学専門部委員から構成される。

学部長は、教授会を招集し、議長を務める。教授会の開催は、原則として月 1 回、年間 11 回（8 月を除く）とする。

セ 自己点検・評価

1 本学の自己点検評価活動の概要

本学は、平成5（1993）年に「日本福祉大学の教育・研究等点検・評価に関する規程」を定め、組織的な自己点検・評価活動を開始した。以来、同規程に基づき設置した、「日本福祉大学の教育・研究等点検・評価委員会」（以下「全学評価委員会」）大学院及び各学部における自己点検・評価活動を行う「大学院・学士課程教育等評価委員会」を中心に自己点検・評価活動を推進している。

また平成15（2003）年には第三者評価組織として「外部評価委員会」を設置し、本学の教育・研究活動に対する社会的な評価を受けることにより、自己点検・評価活動の検証を行っている。

平成21（2009）年には「IR推進室」を設置し、自己点検・評価活動をより促進するための基礎データの収集、分析も行っている。

毎年学校法人の事業計画と大学、大学の各組織の事業計画との整合をはかり、中間報告・評価、年間の評価・報告を行うことにより組織全体としてのマネジメントサイクル（PDCA）を確立している。

2 全学評価委員会及び大学院研究科・各学部による自己点検・評価活動

全学評価委員会は学長を委員長とし、副学長・学部長等の教学役職者と関連事務局管理職で構成し毎月開催している。同委員会は、自己点検・評価に関する方針の策定と実施、評価結果の取りまとめと公表、外部評価、大学認証評価に関する事項の推進、教員の「教育研究計画書・報告書」、「資格再審査」に関する事項の推進を任務としている。また大学院研究科、各学部は研究科長、学部長を中心として各研究科・各学部の自己点検・評価、FD活動を推進している。具体的な自己点検評価活動は、以下のとおりである。

1) 学部・研究科の自己点検評価

各学部・研究科、各教学関連組織において事業計画を策定し、年度途中での中間評価・報告、年間を通じた自己評価を行いPDCAサイクルの確立に努めている。全科目で授業評価アンケートを実施し、結果を公表している。FD活動は、平成20（2008）年の大学設置基準改正による義務化以前より取り組んでおり、全学、各学部学科・研究科、教員個人において様々なFD活動が推進されている。全学レベルでのFD活動は、平成25（2013）年度より全学教育センターが中心となり推進している。

2) 「自己点検・評価報告書」・「大学基礎データ」・「FACT BOOK」

平成23（2011）年度より「自己点検評価・報告書」の簡易版を毎年、詳細版を大学認証評価の受審と受審後の中間報告に合わせて作成することとしている。毎年収集する学内の様々なデータは大学認証評価機関である大学基準協会の「大学基礎データ」に準拠したものとして作成している。また同年度より、膨大な「大学基礎データ」から特に重要な統計データを抜粋し、現状把握・経年比較のできる図表化したデータ集として「FACT BOOK」を発行し、教職員間での課

題の共有を図っている。

3) 教員資格再審査

平成 15 (2003) 年度より「教員資格再審査規程」に基づき、教員資格再審査を行っている。採用から 5 年ごとに一定の基準（研究論文 2 点または著書 1 点）の業績を満たすことを条件とし、基準を満たさない場合は 1 年間の援助・助言期間ののちに再度審査し、それでも基準に達しない場合は降格とすることとしている。（資料 1-11：日本福祉大学教員資格再審査規程）

4) 教育研究計画書・報告書

平成 14 (2002) 年度より専任教員全員が作成することとし、現在は任期のない専任教員全員と任期付き教員の一部に作成を課している。計画書は個々の教員が、所属機関における教育改善や研究推進等を期し、年度ごとに具体的な目標を定めそれを達成するための課題を明らかにした実行計画である。報告書は計画書に基づいてどのような教育実践を行ったのか、目標に照らして成果はどうであったかを自己評価・分析をするものである。専任教員は年度初めに計画書を、年度末にその報告書を提出している。各学部長は学部教員の計画書・報告書に、学長は全教員の計画書、報告書に目を通し必要な助言を行っている。平成 19 (2007) 年度からは計画書・報告書の作成及び提出を WEB サイトから行っている。

5) 研究者の業績等の公開

平成 7 (1995) 年度より「日本福祉大学研究者要覧」として、本学研究者の経歴、主な研究業績、学会等での諸活動などについてまとめ、毎年度発行してきたが、平成 27 (2015) 年度より本学 web 上の「大学専任教員一覧」にてこれら事項を掲載し公開する形をとっている。掲載内容については、毎年度更新を行う。

3 外部評価委員会による自己点検・評価活動

平成 15 (2003) 年度より外部評価委員会による第三者評価を行っている。現在は評価領域を「教育領域」と「研究・社会連携領域」に分け、領域ごとに産業界、研究機関、医療・福祉業界、高校などへ外部評価委員の委嘱を行い、年間 3～4 回程度の委員会を開催し、外部の視点からの評価を受けている。外部評価委員会の意見は全学評価委員会にフィードバックされ本学の教育・研究活動の改善に繋げている。

4 大学認証評価機関による評価

平成 7 (1995) 年に財団法人大学基準協会の正会員となり、平成 15 (2003) 年度には同協会による相互評価を、平成 22 (2010) 年度には第 1 回の大学認証評価を受審し、いずれも「勧告」事項無しで「同協会の大学基準に適合している」との認定を受けた。第 1 回の大学認証評価時に問題点として指摘として受けた「助言」及び評価の概評で指摘を受けた事項に対しては、毎年、全学評価委員会においてその改善状況を報告・確認しており、平成 26 (2014) 年 7 月に大学基準協会へ改善報

告書を提出した。次期（第2回）大学認証評価については、平成29（2017）年度に大学基準協会を受審することを決定した。現在、受審に向けた各基準における方針・到達目標の設定状況等の確認を行い、自己点検・評価報告書、大学基礎データの作成準備を進めている。

5 結果の活用・公表及び評価項目

「日本福祉大学の教育・研究等点検・評価に関する規程」に基づき、次の事項を点検・評価の対象範囲とし、自己点検・評価を実施し、その結果については教学機関、経営機関の審議に付し、自己点検・評価報告書は毎年広くWEBサイト上で、FACT BOOKは学内限定サイトで公開している。全学、大学院研究科、各学部等諸機関は、自己点検・評価結果及び全学評価委員会、外部評価委員会、大学認証評価からの指摘・助言を尊重し、それぞれの改善計画に反映させている。（資料1-16：日本福祉大学の教育・研究等点検・評価に関する規程）

1) 点検・評価の対象範囲

- (1) 大学の理念・目的・長期計画・事業計画に関する事項
- (2) 大学の管理運営に関する事項
- (3) 入試・学生募集に関する事項
- (4) 教育活動に関する事項
- (5) 研究活動に関する事項
- (6) 学生生活および学生への相談・援助に関する事項
- (7) 教員の組織・人事に関する事項
- (8) 大学の事務業務に関する事項
- (9) 国際交流に関する事項
- (10) 附属・付置機関の組織と活動に関する事項
- (11) 大学の対外活動に関する事項
- (12) 大学財政に関する事項
- (13) その他の事項

2) ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/university/self-assessment/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 大学概要 > 自己点検・評価

ソ 情報の公表

本学では、「学校法人日本福祉大学情報公開規程」に基づき、学園の運営及び教育研究等の諸事業に関わる情報をホームページ上及び大学ポータルサイトに公開している。その他、学園報等において情報を公開している。（資料1-17：学校法人日本福祉大学情報公開規程）

1 ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/koukai/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 情報公開

2 情報公開の内容

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ○大学に関わる事項 | 「日本福祉大学学則 第1条・第2条」 |
| ○社会福祉学部 | 「学部・学科における教育の目標に関する規則第2条」 |
| ○経済学部 | 「学部・学科における教育の目標に関する規則第3条」 |
| ○福祉経営学部 | 「学部・学科における教育の目標に関する規則第4条」 |
| ○福祉経営学部（通信教育） | 「教育の目標」 |
| ○子ども発達学部 | 「学部・学科における教育の目標に関する規則第6条」 |
| ○国際福祉開発学部 | 「学部・学科における教育の目標に関する規則第7条」 |
| ○健康科学部 | 「学部・学科における教育の目標に関する規則第5条」 |
| ○看護学部 | 「学部・学科における教育の目標に関する規則第8条」 |
| ○大学院 | 「大学院学則 第1条・第3条」 |
| ○社会福祉学研究科 | 「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規程第3条」 |
| ○医療・福祉マネジメント研究科 | 「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規程第4条」 |
| ○国際社会開発研究科 | 「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規程第5条」 |
| ○福祉社会開発研究科 | 「大学院の研究科及び専攻の目的に関する規程第2条」 |

2) 教育研究上の基本組織に関すること

- | | |
|----------------|---------------|
| ○学部、学科又は課程等の名称 | 「設置学部・大学院研究科」 |
| ○研究科又は専攻等の名称 | 「設置学部・大学院研究科」 |

3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ○教員数・職別人数・法令上の教員確保状況 | 「教員組織・教員数」 |
| ○教員数（男女別） | 「専任教員男女別構成」 |
| ○教員数（年齢構成） | 「専任教員年齢構成」 |
| ○専任教員と非常勤教員の比率 | 「専任教員と非常勤教員の比率」 |
| ○教員組織 | 「2015年度学校法人日本福祉大学組織図」 |

- 組織内の役割 「2015 年度日本福祉大学教学役職者等一覧」
 - 保有学位・業績等 「専任教員一覧」
- 4) 入学者に関する受入方針、入学者の数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- 入学者受け入れ方針 「アドミッション・ポリシー」
 - 入学者数・収容定員・学生数 「入学者数・収容定員・学生数（学部）」
「入学者数・収容定員・学生数（大学院）」
 - 社会人学生数、留学生数 「社会人学生数（通学課程）」
「外国人留学生数」
 - 卒業者数・修了者数 「卒業者数・就職状況（学部）」
「分野別の就職状況（学部）」
「修了者数（大学院）」
「進路状況（大学院）」
「日本福祉大学学位規則」
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- 教育課程の編成・実施方針 「カリキュラム・ポリシー」
 - 授業科目 「授業科目履修規程(学部、通信教育部、大学院)」
 - 授業方法・内容、年間の授業計画 「シラバス（学部、通信教育、大学院）」
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 学位授与の方針 「ディプロマ・ポリシー」
 - 学修成果・評価 「シラバス（学部、通信教育、大学院）」
「授業科目履修規程（学部、通信教育、大学院）」
「日本福祉大学試験規程」
「大学院学則 第 17 条～第 18 条」
「通信教育課程試験規程」
 - 卒業・修了基準等 「日本福祉大学学則 第 46 条」
「大学院院学則 第 19 条～第 20 条」
「通信教育課程規程 第 39 条」
「授業科目履修規程（学部、通信教育、大学院）」
 - 必修科目、選択科目、自由科目別単位数 「授業科目履修規程（学部、通信教育、大学院）」
 - 取得可能な学位 「日本福祉大学学位規則」
- 7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- キャンパス概要・交通手段 「キャンパス&地域オフィス」
「施設使用規程」
「半田キャンパス施設使用規程」

- 運動施設の概要 「東海キャンパス施設使用規程」
「運動施設の概要」
「スポーツ施設使用規程」
 - 課外活動の状況及びそのための施設 「NFU CLUB&CIRCLE」
「学生生活 2015」(pp. 75～80)
「トレーニングルーム利用規程」
 - 学習環境・厚生施設 「付属図書館」
「ICT サポートデスク」
「日本福祉大学生生活協同組合」
「学生生活 2015」(pp. 94～100)
- 8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 入学金・授業料・施設維持費 「2015 年度入学者向けの学校納付金」
「学生生活 2015」(pp. 86～87)
「日本福祉大学学則 第 56 条～第 58 条」
「日本福祉大学学費納付規則」
「通信教育課程規程 第 45 条～第 47 条」
「日本福祉大学通信教育課程学費等納付規則」
「大学院学則 第 49 条～第 51 条」
「大学院学費納付規則」
 - 学費減免 「経済援助学費減免奨学生」
 - 指定アパート制度・費用 「指定アパート・一般下宿」
「学生生活 2015」(p. 75)
- 9) 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 全学共通教育 「全学教育センター」
 - 実習教育 「教職課程センター」
「社会福祉実習教育研究センター」
「保育課程オフィス」
 - 学生相談 「学生相談室 (学生課サイト内)」
「学生生活 2015」(pp. 64)
 - 就職支援 「キャリア開発課」
「キャリア開発講座」
「学生生活 2015」(p. 98)
 - 保健室 「保健室 (学生課サイト内)」
「学生生活 2015」(pp. 58～59)
 - 奨学金制度 「奨学金一覧 (学生課サイト内)」
「学生生活 2015」(pp. 70～73)
 - 留学生支援 「留学生の手引き」

○障害者支援

「学生支援センター」

10) その他(教育上の目的に応じた学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価結果 等)

(1) 教育上の目的に応じ学生が履修すべき知識及び能力に関すること

- 社会福祉学部 「社会福祉学科学びの概要」
「履修モデル」
- 経済学部 「経済学科学びの概要」
「履修モデル」
- 福祉経営学部 「医療・福祉マネジメント学科学びの概要」
「履修モデル」
- 福祉経営学部(通信教育) 「学習システム・カリキュラム」
「履修モデル」
- 子ども発達学部 「子ども発達学科保育専修学びの概要」
「子ども発達学科学校教育専修学びの概要」
「心理臨床学科心理臨床専修学びの概要」
「心理臨床学科障害児心理専修学びの概要」
- 国際福祉開発学部 「国際福祉開発学科学びの概要」
「履修モデル」
- 健康科学部 「リハビリテーション学科理学療法学専攻学びの概要」
「リハビリテーション学科作業療法学専攻学びの概要」
「リハビリテーション学科介護学専攻学びの概要」
「福祉工学科健康情報専修学びの概要」
「福祉工学科バリアフリーデザイン専修の学びの概要」
「履修モデル」
- 看護学部 「看護学科学びの概要」
「履修モデル」
- 社会福祉学研究科 「社会福祉学専攻修士課程大学院教育課程の特徴」
「社会福祉学専攻修士課程(通信教育)大学院教育課程の特徴」
「心理臨床専攻修士課程大学院教育課程の特徴」
- 医療・福祉マネジメント研究科 「医療・福祉マネジメント専攻修士課程大学院教育課程の特徴」
- 国際社会開発研究科 「国際社会開発専攻修士課程(通信教育)大学院教育の特徴」
- 福祉社会開発研究科 「社会福祉学専攻博士課程大学院教育課程の特徴」
「福祉経営専攻博士課程大学院教育課程の特徴」

「国際社会開発専攻博士課程（通信教育）大学院教育課程の特徴」

(2) 財務に関する情報

○2014年度決算・2015年度予算 （全体の概要）	「2014年度決算および2015年度予算」 「用語解説」
○2014年度事業報告書	「2014年度事業報告書」
○2014年度決算（概要）	「2014年度の経営状況と財務の状況」 「財務データの経年比較（三表の概要：過去5年間）」 「2014年度「キャッシュフロー」計算書」 「2014年度補助金の概要」 「2014年度寄付金の概要」
○2014年度決算書表	「2014年度資金収支計算書」 「2014年度消費収支計算書」 「貸借対照表」 「固定資産明細表」 「借入金明細表」 「基本金明細表」 「財産目録」 「監査報告書（監事）」 「監査報告書（会計士）」
○2015年度予算概要	「2015年度資金収支予算書」 「2015年度事業活動収支予算書」

(3) 自己点検・評価

○自己点検・評価報告書	「2013年度 自己点検・評価報告書」 「2012年度 自己点検・評価報告書」 「2011年度 自己点検・評価報告書」
○大学基礎データ	「2015年度 必須項目 任意項目」 「2014年度 必須項目 任意項目」 「2013年度 必須項目 任意項目」 「2012年度 必須項目 任意項目」 「2011年度 必須項目 任意項目」 「2010年度 必須項目 任意項目」

(4) 大学認証評価

① ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/university/accredited/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 大学概要 > 大学認証評価

② 大学認証評価結果

- 大学認証評価結果 「財団法人大学基準協会による認証評価」

(5) 設置認可申請書・設置届出書等

① ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/gakuen/ninka/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 学園概要 > 設置認可申請書・設置届出書等

② 設置認可申請書・設置届出書等（平成 19（2007）年度分）

- 日本福祉大学健康科学部リハビリテーション学科設置認可申請書
- 日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科設置認可申請書
- 日本福祉大学健康科学部福祉工学科設置届出書
- 日本福祉大学子ども発達学部心理臨床学科設置届出書
- 日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科設置届出書

③ 設置認可申請書・設置届出書等（平成 20（2008）年度分）

- 日本福祉大学大学院医療・福祉マネジメント研究科医療・福祉マネジメント専攻修士課程設置届出書

④ 収容定員変更関係書類（平成 22（2010）年度分）

- 日本福祉大学収容定員関係学則変更届出書

⑤ 設置認可申請書・設置届出書等（平成 26（2014）年度分）

- 日本福祉大学看護学部看護学科設置認可申請書

(6) 履行状況報告書

① ホームページアドレス

<http://www.n-fukushi.ac.jp/about/gakuen/riko/index.html>

ホーム > 学園・大学案内 > 学園概要 > 履行状況報告書

② 平成 24（2012）年度

- 設置 「日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科【届出】留意事項実施状況報告書」
- 寄附行為 「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書」

③ 平成 27（2015）年度

- 設置 「日本福祉大学看護学部看護学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書」
- 寄附行為 「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書」

タ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、平成 21（2009）年度に、文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム（GPプログラム）に「福祉大学スタンダードきょうゆうプログラム - 日本福祉大学スタンダードの学生・教員・職員への水平展開による教養教育・FD・SDの一体的推進 -」が採択されており、FDを積極的に進めている。また、本学へ赴任した教員に対して本学教員が最低限知っておかなければならない基礎情報を取りまとめた「教員スタンダードガイドブック」を毎年発刊している。

本学部では、教員間で学部の教育理念及び目標を統一した見解として共有し、各領域の専門性に反映できるように、学部委員会等が中心となって初年度より積極的に教育内容について討議を行う。指導・教育力の向上に向けて、助教を中心に、演習及び実習に関わる教育・指導の在り方に関するワークショップ等を実施する。あわせて、学生の主体的・能動的学習の促進を狙いとして、ICTを活用した効果的な授業実践に向けた教職員対象のICTスキルアップ講座も全学レベルで実施している。

なお、現時点で行っている取組は以下のとおりである。

全学FD	全学FDフォーラム	平成 19（2007）年度より教職員を対象とした教育に関する全学FDフォーラム開催（現在は毎年1回）。テーマに応じて非常勤教員や学生も参加対象に加えている。
	ランチタイムFD	平成 23（2011）年度より、教職員が気軽に教育に関する事例の紹介や情報交換を行う場として各年度テーマを決めて複数回実施。平成 25（2013）年度は「効果的な授業実践の共有」をテーマに年3回、平成 26（2014）年度は「能動的な学習活動の促進に向けて」2回、平成 27（2015）年度は「地域と大学」2回を実施。
	きょうゆうサロン	平成 19（2007）年度より、教職員を対象に地域の教育資源の発掘、活用を目的として、地域市民との交流・教育フィールドの現場視察を行う取組を年1回程度開催。
新任教員FD		平成 21（2009）年度より、本学へ新たに赴任した専任教員を対象として、研究支援や障害学生への対応の基本などをテーマとしたFD学習プログラムを実施。

さらには、開講されている全ての講義科目について、授業改善等のFD活動の一環として学部教授会の主導で履修者からの授業評価アンケートを実施している。アンケート結果については、全学評価委員会に報告されるとともに、当該科目担当教員に通知し、次年度以降の授業内容の検討や授業運営上の工夫等に活用できるようにしている。

- 基本的な質問事項：
- 出席状況と学習への取り組み状況、授業全体の理解度、満足度
 - シラバスの適切性および実際の授業内容との整合性、シラバスに示された獲得目標に照らした学習到達状況
 - 授業内容・運営（講義の聞き取りやすさ、板書の内容）の適切性
 - 教材（テキスト、レジュメ、視聴覚教材等）の適切性

チ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1 教育課程内の取組

学生の社会的・職業的自立に関する指導の導入として、1年後期に「ビジネススキル」を配置し、ビジネススキルやマナー、コミュニケーション方法等について学び、一般的な社会人スキルを身につけることとしている。また、同時期に「スポーツキャリア教育」を配置し、スポーツに関わる様々な職業に就いている方をゲスト講師として招き、スポーツを多角的に学ぶことで身に付ける力を学生自身がどのように社会に活かすことができるかについて考える機会を与える。1年次修了時点においては、学生がそれぞれのキャリアパスについてイメージを膨らませることができるよう、これらの取り組みを進める。

2年次には、「スポーツフィールドワークⅠ」において学生がそれぞれの興味・関心のある領域においてフィールドワークを展開し、ライフステージ別のスポーツニーズを理解し、スポーツがどのように社会で生かされ貢献しているかを学ぶ機会を設定する。また、2年前期に「スポーツ・運動指導者論」を配置し、スポーツや運動のニーズを受け止め、集団を組織し、運営している指導者（ゲスト講師）による講義を通して、指導者の役割、使命、やりがいを学び、スポーツ指導という観点から、自身のキャリアについて考察するための取組を進める。

3年次には、「ふくしスポーツ実習」や「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」を配置し、これまで学んできたことを活かし、スポーツイベントを企画・運営することや、就業体験等を通じて職業観や職業意識を養い、自身の適性を見つけ、把握するための取組を進める。

4年次には、「スポーツフィールドワークⅡ-1」、「スポーツフィールドワークⅡ-2」や「教育実習ⅡB」、「教育実習Ⅲ」等を配置し、自身の進路選択に向けた活動を行う。

2 教育課程外の取組

本学では低学年時（2年生）から切れ目のない支援を行うことをコンセプトに、全学的な視点のもと各キャンパス（美浜・半田・東海）にて共通プログラムを展開している。

2年次は、ほぼ全学部の学生を対象とした「2年生全員キャリア面談」を実施している。当該面談では、これまでの本学の就職実績や積み重ねた情報の蓄積から、様々な進路への可能性を示唆し、進路イメージの具体化を図ることを目的としてキャリア開発課職員およびキャリアアドバイザーが学生一人ひとりと面談を行いながら個々の状況に合わせた対応を行っている。

3年次は、就職・進路に必要な情報を伝える各種ガイダンスの開催に加え、就職活動および社会人に必要な基礎力を習得することを目的として「スキルアップ講座」を実施している。スキルアップ講座は、エントリーシート書き方講座や筆記試験（SPI）対策講座、面接対策講座などを全キャンパスで展開している。また、本学の学生は希望分野（企業を中心とした一般職分野、専門職分野）によって、就職活動準備の時期が異なるため、就職活動を控える全ての学生がどの時期からでも受講できるよう複数回講座を開催するなど、受講環境を整備している。

4年次は、学内就職説明会をはじめ、各種就職相談・履歴書添削・模擬面接など、学生別のニーズに合わせた個別就職支援対応を行っている。また、個々の学生の就職活動状況を把握するために、4年生就職活動状況調査（ゼミ調査）を年2回実施しており、就職活動に行き詰っている学生や未

就活生に対して、個別電話かけを行うとともに、ハローワークと連携した求人開拓ツアーを実施するなど、適切かつ迅速にフォローできる取り組みを実施している。

3 適切な体制の整備について

本学では就職キャリア開発委員会が中心となり、学生の進路、就職に係る全学的な支援や学生の就業・就労意識の醸成およびキャリア形成にむけた教学連携の推進などを担っている。就職キャリア開発委員会のもとには、CDP センター（キャリア・ディヴェロップメント・プログラム）を配置し、学生が実社会に求められる職業能力等を身につけるためのキャリアプログラムを実施している。

また、各学部が所在するキャンパス以外に本学名古屋キャンパス（名古屋校地）にキャリアサポートセンター名古屋を設置し、在校生をはじめ卒業生に対しても積極的な就職・キャリア支援を展開している。

学生に対しては、低学年からの進路支援を行い、キャリアガイダンスを定期的で開催している。学生の就職活動時には、キャリア開発課が中心となり、スキルアップ講座（ES・履歴書書き方講座、SPI 講座、面接講座等）をはじめとした就職活動および社会人として必要な基礎スキルを習得するプログラムを推進するとともに、キャリアアドバイザーによる個別支援（履歴書添削・模擬面接の指導等）を実施している。

本学部では、全学的な就職キャリア支援に加え、スポーツ科学センターおよび専門演習担当教員、キャリア開発課、スポーツ系サークルの部長・顧問等の連携・協働のもと学生に対し、きめ細やかな進路・就職指導等を行う。（資料 1-18：キャリア開発に関わる科目体系イメージ）

設置の趣旨等を記載した書類 資料編

目 次

資料 1-1	スポーツ庁の設置・目的	p. 1
資料 1-2	スポーツ宣言日本	pp. 2-7
資料 1-3	スポーツ科学部の教育課程の構造	p. 8
資料 1-4	時間割素案	pp. 9-12
資料 1-5	「スポーツフィールドワーク (I、II-1、II-2)」実習先	p. 13
資料 1-6	スポーツ科学部のディプロマ・ポリシーと主な科目との関連	p. 14
資料 1-7	スポーツ科学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラムとの関連	pp. 15-17
資料 1-8	学校法人日本福祉大学職員就業規則	pp. 18-27
資料 1-9	日本福祉大学招聘教員規程	pp. 28-29
資料 1-10	日本福祉大学教員規則	pp. 30-31
資料 1-11	日本福祉大学教員資格再審査規程	pp. 32-33
資料 1-12	教職課程「履修カルテ」	pp. 34-40
資料 1-13	スポーツ科学部の履修モデル	pp. 41-44
資料 1-14	専門科目に係る主たる図書 100 冊程度の目録	pp. 45-47
資料 1-15	「インターンシップ」実習受入先一覧	pp. 48-54
資料 1-16	日本福祉大学の教育・研究等点検・評価に関する規程	pp. 55-56
資料 1-17	学校法人日本福祉大学情報公開規程	pp. 57-59
資料 1-18	キャリア開発に関わる科目体系イメージ	p. 60
資料 2	日本福祉大学スポーツ科学部スポーツ科学科 スポーツフィールドワーク実習施設使用承諾書	
資料 3	日本福祉大学スポーツ科学部スポーツ科学科教育実習受入承諾書	

スポーツ庁の設置:目的

- ▶ スポーツ庁は、スポーツ基本法の理念を実現するための組織であり、スポーツ自体の振興にとどまらず、**スポーツを通じた健康増進や地域活性化、国際的地位の向上、共生社会の実現など、スポーツを通じた社会の発展を図っていくことが目的。**

(2020年東京大会の成功のみのために設置する組織ではない)

スポーツ基本法

附則

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考)「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」概要(抜粋)

1 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置

内閣に、平成32年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)の準備及び運営に関する施策の重点的・計画的な推進を図るための基本方針の案の作成及び基本方針の実施の推進等を担う「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」(本部長:総理大臣、副本部長:官房長官及びオリパラ担当大臣)を置くこととし、内閣法の一部改正により本部が置かれている間、国務大臣の数を1名増員する。(第2条～第13条, 附則第2条関係)

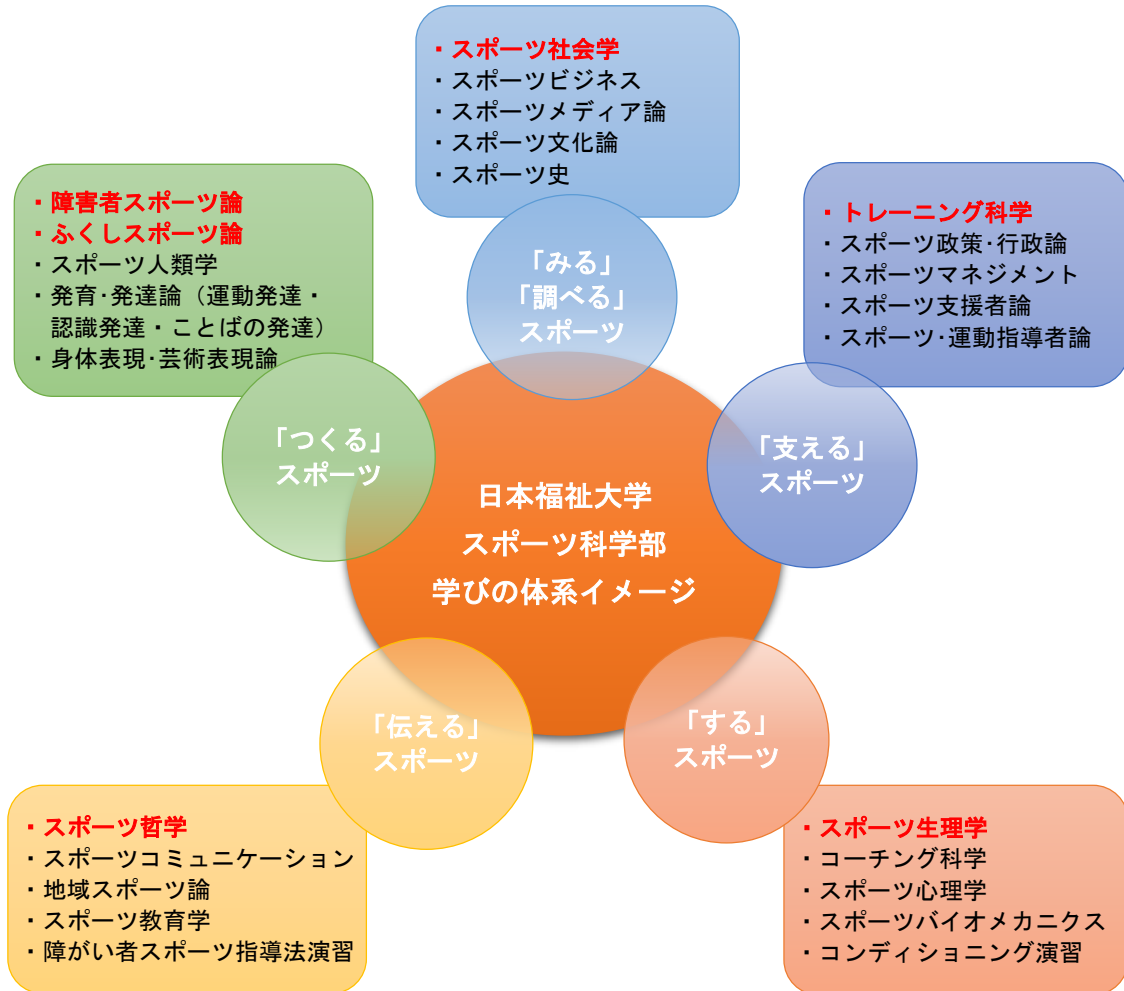
■ 【資料 1 - 2】 6 ページ (pp. 2 - 7)

■ 出典 (公益財団法人 日本体育協会)

■ http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/uploadFiles/20110804142538_1.pdf

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/uploadFiles/20110804142538_2.pdf

資料1-3:スポーツ科学部の教育課程の構造



※赤字:必修科目

配当	時限	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1年	1限 9:20 -10:50	経営学	情報処理演習Ⅱ		スポーツ社会学	スポーツ史	専門実技 (陸上)	導入ゼミ	スポーツ科学入門		【教】教職入門B		
		張 520教室	小中野、竹内 911教室		藤田 510教室	新井 520教室	藤田(音) 多目的フィールド	① ゼミナール棟、スポーツ演習室等	② スポーツ科学演習室等		高須 810教室		
		日本語と文化Ⅰ-1	日本語と文化Ⅰ-2	発育発達論(運動発達・認識 発達・ことばの発達)									
		石川 713教室	石川 713教室	山本(秀) 520教室									
2限 11:00 -12:30	機能解剖学		フレッシュマンイングリッ シュⅠ-1(A・B・C)	スポーツキャリア教育		スポーツ生理学		スポーツ統計学	スポーツ実技(Aクラス)			【教】教育原理B	
	高橋 510教室		岡田、加藤、足立 714教室	吉田 520教室		西村 スポーツ生理学実験室		伊藤 520教室	兒玉、伊藤 スポーツ演習室、トレーニング演習室、体育館			野平 810教室	
	日本語と文化Ⅱ-1	日本語と文化Ⅱ-2	情報処理演習Ⅰ(I・J)		スポーツビジネス				専門実技 (ダンス)	スポーツマネジメント			
	水野 713教室	水野 713教室	小中野、竹内 911教室		佐野 510教室			哲学 片山 520教室	甲斐 ダンススタジオ	千葉 510教室			
									社会学 辻村 510教室				
3限 13:25 -14:55	生理学	スポーツと脳	フレッシュマンイングリッ シュⅠ-1(D・E・F)	フレッシュマンイングリッ シュⅠ-2	フレッシュマンイングリッ シュⅡ-1(D・E・F)				スポーツ実技(Bクラス)				
	城川、西村 510教室、スポーツ生理学実験室	城川、山本(真) 510教室、スポーツ心理学実験室	鈴木、竹多、野々山 713教室	岡田、加藤 713教室	岡田、加藤、足立 714教室				高村、植田 スポーツ演習室、トレーニング演習室、体育館				
	法入門	専門実技 (バスケットボール)(A)	情報処理演習Ⅰ(G・H)										
	大竹 520教室	中尾 スポーツ演習室	福嶋、村上 912教室										
4限 15:05 -16:35		ふくしスポーツ論	フレッシュマンイングリッ シュⅡ-1(A・B・C)	フレッシュマン イングリッシュⅡ-2		スポーツ哲学			スポーツ実技(Cクラス)				
		藤田 510教室	鈴木、竹多、野々山 714教室	岡田、加藤 714教室		竹村 510教室			坂口、中尾 スポーツ演習室、トレーニング演習室、体育館				
									学校保健A (小児・精神)	日本国憲法			
						スポーツ文化論 新井 520教室			白石 810教室	武川 520教室			
5限 16:45 -18:15	野外スポーツ論	専門実技 (バスケットボール)(B)		スポーツ教育学	認知心理学	スポーツ心理学			健康管理概論				
	山根 510教室	中尾 スポーツ演習室		竹村 520教室	荒木、山本(真) スポーツ心理学実験室	荒木 スポーツ心理学実験室			白石 510教室				
	統計学				こころとからだ								
	中村 520教室				小泉 1241教室								
6限 18:25 -19:55													
集中 講義	専門実技 (野外運動A)												
	山根 510教室、学外												
オン デマンド	日本福祉大学の歴史	知多学	ビジネススキル	聴覚障害者の理解と支援									
	小泉 -	千頭 -	上田 -	藤井 -									

①導入ゼミ：三井、安藤、石井、岡田、甲斐、兒玉、千葉、山本(真)

②スポーツ科学入門：新井、台屋、高橋、藤田、吉田、西村、山根、安藤、岡田、千葉、山本(和)、山本(真)

: 必修科目

: 専門実技

: 指導法演習

【教】: 教職関連科目

配当	時限	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
2 年	1限 9:20 -10:50	スポーツ指導法演習(陸上)	測定・評価	スポーツ支援者論	スポーツ人類学	障害者スポーツ論	トレーニング科学	スポーツ・運動指導者論	専門実技(柔道)(B)	スポーツ指導法演習(バスケットボール)(A)				
		藤田(育)	安藤	吉田	吉田	安藤	山根	新井	植田	中尾				
		多目的フィールド	スポーツ演習室、トレーニング演習室	510教室	510教室	510教室	トレーニング演習室、510教室	510教室	道場	スポーツ演習室、体育館				
		日本語と文化Ⅳ-1	日本語と文化Ⅳ-2		専門実技(アダブテッド・スポーツ)									
		水野	水野		三井、兒玉									
		713教室	713教室		スポーツ演習室、体育館									
		【教】教育制度論B	【教】道徳教育の指導法B											
		橋本	藤井											
		810教室	810教室											
		専門実技(バレーボールA)	専門実技(サッカー)	身体表現・芸術表現論	武道論	専門実技(水泳)	メンタルトレーニング	スポーツフィールドワークⅠ	スポーツ倫理学	スポーツジェンダー論				
		中原	制野	甲斐	小田	合屋	荒木、山本(真)	③	竹村	竹村				
		スポーツ演習室	第2グラウンド	520教室	520教室	プール棟	スポーツ心理学演習室	スポーツ演習室、ゼミナール棟、学外	520教室	520教室				
		日本語と文化Ⅲ-1	日本語と文化Ⅲ-2	【教】特別支援教育論		スポーツ指導法演習(ダンス)	専門実技(柔道)(A)	【教】教育と発達の心理学B						
		石川	石川	石井		甲斐	植田	小平						
		714教室	714教室	810教室		ダンススタジオ	道場	810教室						
			地域スポーツ論				スポーツ指導法演習(水泳・水中運動)							
			新井、千葉				坂口							
			510教室				プール棟							
							【教】教育方法論B							
							今井							
						810教室								
	3限 13:25 -14:55	コーチング科学				スポーツ科学演習				スポーツイングリッシュⅠ	スポーツイングリッシュⅡ			
		中尾				④				小泉	小泉			
		510教室				⑤				713教室	713教室			
		専門実技(バレーボールB)								スポーツ				
		中原								栄養学				
		スポーツ演習室								山本(和)				
										510教室				
	4限 15:05 -16:35	政治学	専門実技(バドミントン)	経済学		スポーツ指導法演習(バスケットボール)(B)								
		川田	兒玉	谷地		中尾								
		520教室	スポーツ演習室	510教室		スポーツ演習室								
		専門実技(器械運動)	【教】知的障害児の心理	コミュニケーション力演習		スポーツバイオメカニクス(A)								
		堤	西出	矢崎		合屋								
		スポーツ演習室	810教室	520教室		バイオメカニクス実験室								
	5限 16:45 -18:15	スポーツ医学A(内科系)	スポーツ医学B(外科系)	文書作成力演習		【教】視覚・聴覚・病弱児論	【教】知的障害児の生理と病理			【教】肢体不自由児教育論	【教】知的障害児教育論			
		高橋	高橋	高村		柏倉、藤井、田中	吉川			金森	伊藤			
		510教室	510教室	1241教室		810教室	810教室			810教室	810教室			
				【教】教育課程論B										
				今井										
				810教室										
	6限 18:25 -19:55			ろう文化と手話		視覚障害者支援論								
				武田		柏倉								
				520教室		520教室								
	集中 講義	教育相談の基礎と方法B	専門実技(野外運動B)											
		早川	山根											
		810教室	学外											
	オン デマンド	福祉社会入門	地震と防災社会	福祉の力	知多半島のふくし									
		中村	大場	中村	佐藤									
		-	-	-	-									

③スポーツフィールドワークⅠ：新井、城川、藤田、吉田、大宮、竹村、西村、山根、安藤、岡田、甲斐、兒玉、千葉、山本(真)、佐藤

④スポーツ科学演習(担当教員)：荒木、城川、竹村、三井、山根、安藤、千葉、山本(真)

⑤スポーツ科学演習(教室)：スポーツ演習室、トレーニング演習室、スポーツ生理学実験室、スポーツ心理学実験室、スポーツ科学演習室

：必修科目

：専門実技

：指導法演習

【教】：教職関連科目

配当	時限	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
3 年	1限 9:20 -10:50			スポーツメディア論	スポーツ政策・行政論	保健体育科教育法Ⅱ-A (陸上・器械運動)	保健体育科教育法Ⅱ-C (武道)	専門実技 (剣道A)	【教】特別活動方法論B	【教】肢体不自由児の生理 と病理	スポーツ法学			
				亀岡 520教室	楠田 520教室	藤田(育)、堤 多目的フィールド、体育館	植田、小田 道場、トレーニングルーム	小田 道場	山本 810教室	吉川 810教室	石堂 520教室			
				加齢学								【教】肢体不自由児指導法		
				城川、西村 510教室								金森 810教室		
				スポーツ指導法演習 (バドミントン)										
				見玉 スポーツ演習室										
	2限 11:00 -12:30		専門実技 (テニス)	スポーツ指導法演習 (テニス)	障害者スポーツ指導法演習A	障害者スポーツ指導法演習B	学校保健B (学校・救急処置)	コンディショニング演習	専門実技 (剣道B)		生命と環境	保健体育科教育法Ⅱ-D (ダンス・体育理論)		
			安藤 テニスコート	安藤 テニスコート	三井 スポーツ演習室	大宮 スポーツ演習室	白石 520教室	山根 トレーニング演習室	小田 道場		西村(一) 520教室	吉田、甲斐 ダンススタジオ		
			【教】肢体不自由児の心理				スポーツ コミュニケーション	スポーツ 指導法演習 (卓球)						
			江口 810教室				植田 510教室	小島 スポーツ演習室						
	3限 13:25 -14:55		アスレティック リハビリテーション	スポーツ指導法演習 (ゴルフ)	スポーツ指導法演習(レクリ エーション・ニュースポーツA・B)		保健体育科教育法Ⅱ-B (球技・水泳)				保健体育科教育法Ⅰ(授業づ くりの基礎理論)	スポーツ指導法演習 (エアロビクスA)		【教】教育実習ⅠB (事前事後)
			小林 520教室	山根 学外等	荒深 スポーツ演習室		合屋、吉田 体育館、プール棟				白石、吉田 810教室	伊藤 ダンススタジオ		白石、吉田、岡田 スポーツ演習室、810教室
			専門実技 (卓球)											
			小島 スポーツ演習室、体育館											
			スポーツ指導法演習 (バレーボールA)											
			中原 スポーツ演習室											
	4限 15:05 -16:35				専門演習Ⅰ		衛生・公衆衛生学					スポーツ指導法演習 (エアロビクスB)		
					⑥ ゼミナール棟、スポーツ演習室		白石 510教室					伊藤 ダンススタジオ		
						スポーツ指導法演習 (サッカー)								
						制野 第2グラウンド								
						スポーツ指導法演習 (バレーボールB)								
						新井 スポーツ演習室								
5限 16:45 -18:15		専門実技 (ソフトボール)		【教】生徒・進路指導論B	【教】特別支援教育課程論	【教】知的障害児指導法	健康運動特論Ⅰ				【教】発達障害児論			
		鈴木(康) 野球場		藤井 810教室	伊藤 810教室	大宮 810教室	山本(和) 520教室				堀 810教室			
6限 18:25 -19:55														
集中 講義	ふくしスポーツ演習	障害児教育実習Ⅱ	専門実技 (野外運動C)											
	藤田、千葉 スポーツ演習室	大宮、石井 810教室	合屋 プール棟											
オン デマンド														

⑥専門演習Ⅰ：新井、荒木、江口、合屋、白石、城川、高橋、藤田、吉田、竹村、西村、三井、山根、安藤、甲斐、千葉、山本(真)

：必修科目 ：専門実技 ：指導法演習 【教】：教職関連科目

配当	時限	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
4年	1限 9:20-10:50					保健体育科教育法Ⅲ (授業づくり) 白石、岡田 スポーツ演習室、810教室							
	2限 11:00-12:30					スポーツ指導法演習(レク レーション・ニュースポーツ) 荒深 スポーツ演習室							
	3限 13:25-14:55			専門演習Ⅱ ⑦ ゼミナール棟、スポーツ演習室								【教】教育実習ⅠB(事前事後) 白石、吉田、岡田 810教室	
	4限 15:05-16:35										【教】教職実践演習(中高) 合屋、吉田、大宮 810教室	【教】障害児教育実習Ⅰ(事前事後) 大宮、石井 スポーツ演習室、811教室	【教】障害児教育実習Ⅰ(事前事後) 大宮、石井 スポーツ演習室、811教室
	5限 16:45-18:15										健康運動特論Ⅱ 山本(和) <small>スポーツ演習室、トレーニング演習室、ダンススタジオ</small>		
	6限 18:25-19:55												
	集中講義	スポーツ フィールドワークⅡ-1 三井 510教室、学外	スポーツ フィールドワークⅡ-2 城川 520教室、学外	教育実習ⅡB 吉田、岡田 810教室	教育実習ⅢB 吉田、岡田 811教室	障害児教育実習Ⅱ 大宮、石井 813教室	インターンシップⅠ 上田 1241教室	インターンシップⅡ 上田 1242教室					
	オンデマンド												

⑦専門演習Ⅱ：新井、荒木、江口、合屋、白石、城川、高橋、藤田、吉田、竹村、西村、三井、山根、安藤、甲斐、千葉、山本(真)

: 必修科目

: 専門実技

: 指導法演習

【教】: 教職関連科目

資料1-5:「スポーツフィールドワーク(Ⅰ、Ⅱ-1、Ⅱ-2)」実習先

分野	対象機関	対象施設		所在地	受入可能人数
学校	美浜町 教育委員会	1	美浜町立奥田小学校	愛知県知多郡美浜町	180 人
		2	美浜町立上野間小学校	愛知県知多郡美浜町	
		3	美浜町立河和小学校	愛知県知多郡美浜町	
		4	美浜町立河和南部小学校	愛知県知多郡美浜町	
		5	美浜町立野間小学校	愛知県知多郡美浜町	
		6	美浜町立布土小学校	愛知県知多郡美浜町	
		7	美浜町立河和中学校	愛知県知多郡美浜町	
		8	美浜町立野間中学校	愛知県知多郡美浜町	
社会福祉施設	社会福祉法人 昭徳会	9	特別養護老人ホーム 安立荘	愛知県みよし市	180 人
		10	特別養護老人ホーム 高浜安立荘	愛知県高浜市	
		11	特別養護老人ホーム 小原安立荘	愛知県豊田市	
		12	養護老人ホーム 高浜安立	愛知県高浜市	
		13	軽費老人ホーム ケアハウス高浜安立	愛知県高浜市	
		14	障がい者支援施設 泰山寮	愛知県みよし市	
		15	授産所高浜安立	愛知県高浜市	
		16	児童養護施設 駒方寮	愛知県名古屋市中昭和区	
		17	児童養護施設 名古屋養育院	愛知県名古屋市中南区	
学校	学校法人 日本福祉大学	18	日本福祉大学附属高等学校	愛知県知多郡美浜町	20 人
スポーツ	美浜町、 日本福祉大学	19	みはまスポーツクラブ	愛知県知多郡美浜町	180 人
企業	株式会社エヌ・ エフ・ユー	20	株式会社エヌ・エフ・ユー	愛知県半田市	20 人

資料1-6:スポーツ科学部のディプロマ・ポリシーと主な科目との関連

ディプロマポリシー		必修科目	選択科目
1	スポーツ文化を多角的視点から理解している	<u>スポーツ科学入門</u> <u>スポーツ生理学</u> <u>スポーツ社会学</u> <u>ふくしスポーツ論</u> <u>スポーツ哲学</u> <u>スポーツ科学演習</u> <u>トレーニング科学</u> <u>スポーツフィールドワーク I</u> <u>障害者スポーツ論</u>	
2	スポーツの楽しさを体験的に理解している	<u>スポーツ実技</u> <u>スポーツフィールドワーク I</u>	<u>スポーツ支援者論</u> 、 <u>障害者スポーツ指導法演習A</u> <u>障害者スポーツ指導法演習B</u>
3	スポーツや運動の意味や価値について理解している	<u>スポーツ社会学</u> <u>ふくしスポーツ論</u> <u>スポーツ哲学</u> <u>スポーツ科学入門</u> <u>障害者スポーツ論</u>	<u>スポーツ文化論</u> <u>スポーツフィールドワーク II-1</u> <u>スポーツフィールドワーク II-2</u>
4	人間の発達に基づいた系統的な指導方法を身につけている	<u>ふくしスポーツ論</u>	<u>発育発達論(運動発達・認識発達・ことばの発達)</u>
5	スポーツ文化の継承・発展に貢献できる力を身につけている	<u>スポーツフィールドワーク I</u>	<u>スポーツフィールドワーク II-1</u> <u>スポーツフィールドワーク II-2</u>
6	地域をはじめとした様々なスポーツや運動の実践の場面に対応できる実践力を身につけている	<u>スポーツフィールドワーク I</u>	<u>地域スポーツ論</u>
7	真実を見極める「知」への探求心を有している	導入ゼミ <u>スポーツ科学入門</u> <u>スポーツ科学演習</u> 専門演習 I 専門演習 II	
8	国際社会を含む諸領域での情報の伝達・判断・理解力を身につけている	<u>フレッシュマンイングリッシュ I-1</u> <u>フレッシュマンイングリッシュ II-1</u> <u>情報処理演習 I</u> 導入ゼミ 専門演習 I 専門演習 II	
9	他者とスポーツを含む多様な手段によって良好な関係を構築する力を身につけている	導入ゼミ <u>スポーツフィールドワーク I</u> 専門演習 I 専門演習 II	

※____: 特徴となる科目

※青字: 主に他のディプロマポリシーに属するが、当該ディプロマポリシーにも属する科目

資料1-7:スポーツ科学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラムとの関連

	ディプロマポリシー①	ディプロマポリシー②	ディプロマポリシー③
	スポーツ文化を多角的視点から理解している	スポーツの楽しさを体験的に理解している	スポーツや運動の意味や価値について理解している
1年	必 スポーツ科学入門 必 スポーツ生理学 必 スポーツ社会学 必 ふくしスポーツ論 必 スポーツ哲学 必 スポーツ科学演習 スポーツビジネス 機能解剖学 認知心理学 健康管理概論 学校保健A(小児・精神) スポーツマネジメント スポーツ心理学 スポーツと脳 スポーツ史 スポーツ文化論 発育発達論(運動発達・認識発達・ことばの発達) 生理学 野外スポーツ論 スポーツ教育学 スポーツ統計学 スポーツキャリア教育	必 スポーツ実技 専門実技(ダンス) 専門実技(野外運動A) 専門実技(陸上) 専門実技(バスケットボール)	必 スポーツ社会学 必 ふくしスポーツ論 必 スポーツ哲学 必 スポーツ科学入門 スポーツ史 スポーツ文化論 野外スポーツ論 スポーツ教育学 スポーツキャリア教育 専門実技(ダンス) 専門実技(野外運動A) 専門実技(陸上) 専門実技(バスケットボール)
2年	必 トレーニング科学 必 スポーツフィールドワークⅠ 必 障害者スポーツ論 コーチング科学 スポーツ医学A(内科系) スポーツ医学B(外科系) メンタルトレーニング スポーツフィールドワークⅠ スポーツ倫理学 スポーツ支援者論 身体表現・芸術表現論 スポーツ・運動指導者論 スポーツ栄養学 スポーツバイオメカニクス スポーツ人類学 地域スポーツ論 武道論 スポーツジェンダー論 測定・評価	必 スポーツフィールドワークⅠ スポーツ支援者論 専門実技(水泳) 専門実技(バレーボール) スポーツ指導法演習(陸上) スポーツ指導法演習(バスケットボール) スポーツ指導法演習(ダンス) 専門実技(サッカー) 専門実技(バドミントン) 専門実技(柔道) 専門実技(アダプテッド・スポーツ) 専門実技(野外運動B) スポーツ指導法演習(水泳・水中運動) スポーツ指導法演習(バレーボール)	必 障害者スポーツ論 スポーツ倫理学 身体表現・芸術表現論 スポーツ人類学 武道論 スポーツ支援者論 スポーツ医学A(内科系) スポーツ医学B(外科系) 専門実技(水泳) 専門実技(バレーボール) 専門実技(サッカー) 専門実技(バドミントン) 専門実技(柔道) 専門実技(アダプテッド・スポーツ) 専門実技(野外運動B) スポーツ指導法演習(陸上) スポーツ指導法演習(バスケットボール) スポーツ指導法演習(ダンス) スポーツ指導法演習(水泳・水中運動) スポーツ指導法演習(バレーボール) 保健体育科教育法Ⅰ(授業づくりの基礎理論)
3年	アスレティックリハビリテーション スポーツ政策・行政論 スポーツ法学 障害者スポーツ指導法演習A スポーツコミュニケーション スポーツメディア論 学校保健B(学校・救急処置) 衛生・公衆衛生学 加齢学 ふくしスポーツ演習 障害者スポーツ指導法演習B コンディショニング演習	障害者スポーツ指導法演習A 障害者スポーツ指導法演習B 専門実技(テニス) 専門実技(卓球) 専門実技(剣道) 専門実技(野外運動C) スポーツ指導法演習(サッカー) スポーツ指導法演習(バドミントン) スポーツ指導法演習(テニス) スポーツ指導法演習(卓球) スポーツ指導法演習(ゴルフ) スポーツ指導法演習(エアロビクス)	ふくしスポーツ演習 保健体育科教育法Ⅱ-A(陸上・器械運動) 保健体育科教育法Ⅱ-B(球技・水泳) 保健体育科教育法Ⅱ-C(武道) 保健体育科教育法Ⅱ-D(ダンス・体育理論) 保健体育科教育法Ⅲ(授業づくり) 障害者スポーツ指導法演習A 障害者スポーツ指導法演習B 肢体不自由児指導法 専門実技(テニス) 専門実技(卓球) 専門実技(剣道) 専門実技(野外運動C) スポーツ指導法演習(サッカー) スポーツ指導法演習(バドミントン) スポーツ指導法演習(テニス) スポーツ指導法演習(卓球) スポーツ指導法演習(ゴルフ) スポーツ指導法演習(エアロビクス) スポーツ指導法演習(エアロビクス)
4年	スポーツフィールドワークⅡ-2 スポーツ指導法演習(レクリエーション・ニュースポーツ)	スポーツ指導法演習(レクリエーション・ニュースポーツ) スポーツフィールドワークⅡ-2	スポーツフィールドワークⅡ-1 スポーツフィールドワークⅡ-2 スポーツ指導法演習(レクリエーション・ニュースポーツ)

必 :必修科目(※他のディプロマポリシーに主に属する場合は青字で表記)
 青字 :他のディプロマポリシーに主に属するが、当該ディプロマポリシーにも属する科目
 網掛 :特徴となる科目

	ディプロマポリシー④	ディプロマポリシー⑤	ディプロマポリシー⑥
	人間の発達に基づいた系統的な指導方法を身につけている	スポーツ文化の継承・発展に貢献できる力を身につけている	地域をはじめとした様々なスポーツや運動の実践の場面に対応できる実践力を身につけている
1年	必 ふくしスポーツ論 発育発達論(運動発達・認識発達・ことばの発達) スポーツと脳	スポーツ文化論 スポーツキャリア教育	スポーツキャリア教育
2年	スポーツ栄養学 スポーツバイオメカニクス 特別支援教育論 知的障害児教育論 肢体不自由児教育論 測定・評価 スポーツ指導法演習(陸上) スポーツ指導法演習(バスケットボール) スポーツ指導法演習(ダンス) スポーツ指導法演習(水泳・水中運動) スポーツ指導法演習(バレーボール) 保健体育科教育法Ⅰ(授業づくりの基礎理論)	必 スポーツフィールドワークⅠ スポーツ指導法演習(陸上) スポーツ指導法演習(バスケットボール) スポーツ指導法演習(ダンス) スポーツ指導法演習(水泳・水中運動) スポーツ指導法演習(バレーボール)	必 スポーツフィールドワークⅠ スポーツ・運動指導者論 地域スポーツ論 スポーツ指導法演習(陸上) スポーツ指導法演習(バスケットボール) スポーツ指導法演習(ダンス) スポーツ指導法演習(水泳・水中運動) スポーツ指導法演習(バレーボール) 保健体育科教育法Ⅰ(授業づくりの基礎理論)
3年	スポーツコミュニケーション 加齢学 肢体不自由児指導法 ふくしスポーツ演習 スポーツ指導法演習(サッカー) スポーツ指導法演習(バドミントン) スポーツ指導法演習(テニス) スポーツ指導法演習(卓球) スポーツ指導法演習(ゴルフ) スポーツ指導法演習(エアロビクス) 保健体育科教育法Ⅱ-A(陸上・器械運動) 保健体育科教育法Ⅱ-B(球技・水泳) 保健体育科教育法Ⅱ-C(武道) 保健体育科教育法Ⅱ-D(ダンス・体育理論) 保健体育科教育法Ⅲ(授業づくり)		学校保健B(学校・救急処置) 衛生・公衆衛生学 コンディショニング演習 ふくしスポーツ演習 障害者スポーツ指導法演習A 障害者スポーツ指導法演習B 肢体不自由児指導法 スポーツ指導法演習(サッカー) スポーツ指導法演習(バドミントン) スポーツ指導法演習(テニス) スポーツ指導法演習(卓球) スポーツ指導法演習(ゴルフ) スポーツ指導法演習(エアロビクス) 保健体育科教育法Ⅱ-A(陸上・器械運動) 保健体育科教育法Ⅱ-B(球技・水泳) 保健体育科教育法Ⅱ-C(武道) 保健体育科教育法Ⅱ-D(ダンス・体育理論) 保健体育科教育法Ⅲ(授業づくり)
4年	スポーツ指導法演習(レクリエーション・ニュースポーツ)	スポーツフィールドワークⅡ-2	スポーツフィールドワークⅡ-1 スポーツフィールドワークⅡ-2 スポーツ指導法演習(レクリエーション・ニュースポーツ)

必 :必修科目(※他のディプロマポリシーに主に属する場合は青字で表記)
 青字 :他のディプロマポリシーに主に属するが、当該ディプロマポリシーにも属する科目
 網掛 :特徴となる科目

	ディプロマポリシー⑦ 真実を見極める「知」への探求心を有している	ディプロマポリシー⑧ 国際社会を含む諸領域での情報の伝達・判断・理解力を身につけている	ディプロマポリシー⑨ 他者とスポーツを含む多様な手段によって良好な関係を構築する力を身につけている
1年	必 導入ゼミ 必 スポーツ科学入門 経営学 統計学 社会学 哲学 キャリア開発Ⅰ 生理学 日本国憲法	必 フレッシュマンイングリッシュⅠ-1 必 フレッシュマンイングリッシュⅡ-1 必 情報処理演習Ⅰ 必 導入ゼミ 情報処理演習Ⅱ スポーツ統計学 海外フィールドワーク	必 導入ゼミ 専門実技(ダンス) 専門実技(野外運動A) 専門実技(陸上) 専門実技(バスケットボール) 野外スポーツ論 スポーツキャリア教育
2年	必 スポーツ科学演習 政治学 経済学 キャリア開発Ⅱ	スポーツイングリッシュⅠ スポーツイングリッシュⅡ フレッシュマンイングリッシュⅠ-2 フレッシュマンイングリッシュⅡ-2	必 スポーツフィールドワークⅠ スポーツジェンダー論 スポーツ・運動指導者論 地域スポーツ論 専門実技(水泳) 専門実技(バレーボール) 専門実技(サッカー) 専門実技(バドミントン) 専門実技(柔道) 専門実技(アダプテッド・スポーツ) 専門実技(野外運動B) スポーツ指導法演習(陸上) スポーツ指導法演習(バスケットボール) スポーツ指導法演習(ダンス) スポーツ指導法演習(水泳・水中運動) スポーツ指導法演習(バレーボール) 保健体育科教育法Ⅰ(授業づくりの基礎理論)
3年	必 専門演習Ⅰ 生命と環境 肢体不自由児の心理 肢体不自由児の生理と病理	必 専門演習Ⅰ スポーツメディア論	必 専門演習Ⅰ スポーツコミュニケーション スポーツメディア論 ふくしスポーツ演習 専門実技(テニス) 専門実技(卓球) 専門実技(剣道) 専門実技(野外運動C) スポーツ指導法演習(サッカー) スポーツ指導法演習(バドミントン) スポーツ指導法演習(テニス) スポーツ指導法演習(卓球) スポーツ指導法演習(ゴルフ) スポーツ指導法演習(エアロビクス) 肢体不自由児指導法 保健体育科教育法Ⅱ-A(陸上・器械運動) 保健体育科教育法Ⅱ-B(球技・水泳) 保健体育科教育法Ⅱ-C(武道) 保健体育科教育法Ⅱ-D(ダンス・体育理論) 保健体育科教育法Ⅲ(授業づくり)
4年	必 専門演習Ⅱ	必 専門演習Ⅱ	必 専門演習Ⅱ スポーツフィールドワークⅡ-1 スポーツフィールドワークⅡ-2 スポーツ指導法演習(レクリエーション・ニュースポーツ)

必 : 必修科目(※他のディプロマポリシーに主に属する場合は青字で表記)
 青字 : 他のディプロマポリシーに主に属するが、当該ディプロマポリシーにも属する科目
 網掛 : 特徴となる科目

学校法人日本福祉大学職員就業規則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 勤務
 - 第1節 通則
 - 第2節 勤務時間、休憩及び休日
 - 第3節 時間外及び休日勤務
 - 第4節 有給休暇
- 第3章 給与
- 第4章 人事
 - 第1節 通則
 - 第2節 採用
 - 第3節 休職及び復職
 - 第4節 育児休業及び介護休業
 - 第5節 退職及び解職
 - 第6節 表彰及び懲戒
 - 第7節 安全及び衛生

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人日本福祉大学（以下、本法人という）に勤務する職員の就業に関する事項は本則でこれを定める。

特に本則で定めないものは労働基準法等（以下、法という）による。

第2条 本則において職員とは、本法人が設置する学校に常勤する学長・教育職員・事務職員・施設管理職員・嘱託職員等別表1に定める職種をいう。

2 非常勤職員及び兼務職員は別に定める。

第3条 職員は命ぜられる職務の変更に際しては、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

第4条 職員は次にあげる事項について異動がある場合には、その都度届け出なければならない。

- (1) 本籍及び住所の変更
- (2) 婚姻及び家族の異動

- (3) 就職後の学歴及び資格の変更
- (4) その他身分上必要な事項

第2章 勤務

第1節 通則

第5条 職員は勤務時間中は担当の業務に専念し、職務の遂行に努めなければならない。ただし、やむを得ない事由によって自己の業務から離れる場合には、所属長の承諾を得なければならない。

第6条 職員は病気その他やむを得ない事由によって欠勤、遅刻、早退等をする場合には、所定の用紙に理由を記してあらかじめ届け出なければならない。

病気欠勤7日以上に及ぶ場合には、医師の診断書を添えて届け出なければならない。

第7条 定時出勤を要する職員は出勤後ただちに出勤簿に捺印又は入力しなければならない。

第8条 職員は命ぜられた場合には、日直及び宿直の勤務につかななければならない。

第9条 職員は命ぜられて出張する場合には、本法人旅費規程により旅費を支給する。

第2節 勤務時間、休憩及び休日

第10条 職員の勤務時間及び休憩時間は、それぞれの勤務地及び職務に応じて別表2(勤務時間)のとおりとする。

ただし、業務の都合により変更することがある。

2 業務の都合その他やむを得ない事情により、5時から22時の間で、これらを繰り上げまたは繰り下げることがある。この場合、前日までに職員に通知する。

第11条 教育職員の勤務時間は、第10条の規定にかかわらず別にこれを定める。

2 その他契約で定める場合がある。

第12条 生後満1年6ヶ月に達しない生児を育てる職員には、勤務時間中1日につき1時間の育児時間を与える。

2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員が、保健指導又は健康診査に基づく医師からの指導を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。

3 3歳未満の子を養育し、又は要介護状態にある対象家族の介護を行う職員は、対象家族1人あたり通算12ヶ月内を限度に、申請に基づき、第10条に定める勤務時間の1時間以内の短縮、始業・終業時刻の1時間以内の繰上げ・繰下げを認める。その他理事長の判断による必要な措置を講じることがある。

第13条 次の日は、これを休日とする。ただし、業務の都合により事前に他の日を指定

して休日を振り替えることができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 本法人の創立記念日（6月6日）
 - (4) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
 - (5) その他必要と認められた休業日
- 2 専門学校事務室については上記のほか月初めに指定する土曜日についても休日とする（4週6休）。また、高浜及び大学院事務室、社会連携課、社会福祉総合研修センター事務室については上記のほか月初めに指定する日についても休日とする（4週7休）。
 - 3 第1項及び第2項の休日を、他の日に振り替える場合には、5日前までにあらかじめ予告し、振替の休日は前後1週間以内に与えるものとする。

第3節 時間外及び休日勤務

第14条 業務の都合により、また臨時に必要な場合には、職員に時間外勤務又は、休日勤務をさせることがある。ただし、この場合における時間外勤務、又は休日勤務はその必要限度においてこれを行うものとする。

休日勤務に対しては休日勤務手当及び代休を、時間外勤務に対しては超過勤務手当を与える。

- 2 職員のうち以下に該当し、かつ申し出があった場合には時間外勤務の上限を1ヶ月24時間、年間150時間を限度とする。
 - (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者
 - (2) 負傷、疾病、身体・精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの家族を介護する職員
 - ① 本人の配偶者、父母、子、配偶者の父母
 - ② 同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫
- 3 前項における対象者より申し出があった場合には、深夜（午後10時から午前5時まで）における労働は行わないものとする。
- 4 3歳までの子を養育する者は、申請により所定外勤務を免除することとする。

第4節 有給休暇

第15条 職員には1年間に20日間の年次有給休暇を与える。ただし、年度中途就職者については次の算式による。

$20 \div 12 \times \text{その年度内残余月数}$ 。小数は4捨5入とする。

第16条 休暇は継続し、又は分割して請求することができる。ただし、その単位は半日

とする。

第17条 休暇は請求した期日に業務上さしつかえある場合には、これを他の日に変更させることがある。

第18条 欠勤は本人の申出により、これを有給休暇に振り替えることができる。

第19条 年次有給休暇は次年度にくりこすことができる。ただし、次年度の有給休暇は、くりこし日数を合算して40日を越えることはできない。

第20条 業務に支障のない範囲で厚生休暇を与える。

第21条 次の場合は本人の請求によって特別有給休暇を与える。

特別有給休暇は年次有給休暇の日数に算入しない。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 本人の結婚 | ひきつづき7日以下 |
| (2) 忌引 | |
| (イ) 配偶者 | ひきつづき10日以下 |
| (ロ) 父母 | ひきつづき7日以下 |
| (ハ) 子 | ひきつづき5日以下 |
| (ニ) 祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母 | ひきつづき3日以下 |
| (ホ) その他3親等以内の親族 | 1日以下 |
| (3) 配偶者の出産 | 2日 |
| (4) 永年勤続休暇 | ひきつづき5日以下 |
| (5) その他事情を斟酌して特に休暇を与える場合 | |

第22条 前条の他女性職員には次の場合に特別有給休暇を与える。

- (1) 生理休暇を請求した場合
- (2) 産前・産後休暇を請求した場合各8週間以下（ただし、多胎妊娠のときは産前休暇のみ14週間以下）
- (3) 妊婦が医師の診断書を添えてつわり休暇を願い出た場合2日以下

第23条 配偶者及び一親等内の親族並びに同居しかつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫の看護及び介護のために休暇を請求する職員には同一年度内に通算3日以内の特別有給休暇を与える。

2 小学校就学前の子を養育又は要介護状態の家族を介護する職員には、子の看護又は家族の介護のために前項に加え2日間の休暇を与える。また、小学校就学前の子又は要介護状態の家族が2人以上の場合は、更に年5日を付与する。

第24条 休暇を請求しようとする場合には所属長を経て、事前にこれを届け出なければならない。

2 ただし、第23条による看護休暇を請求する場合は、当日の口頭による請求を認めることとする。

第25条 ひきつづき5日以上休暇をとり、業務上必要ある場合には居所を届け出なければならない。

第3章 給与

第26条 職員の給与は別に定める本法人給与規程による。

第27条 職員の退職金は別に定める本法人退職金規程による。

第4章 人事

第1節 通則

第28条 人事に関する事項はすべて常任理事会の議を経てこれを行う。ただし、大学教育職員の人事に関しては教授会の議を経てこれを行う。

第2節 採用

第29条 職員の採用については選考の結果これを決定し、所定の手つづきを経て辞令を交付する。

2 大学教育職員の採用については本学教員規則の定めるところによる。

3 専門学校教育職員の採用については、採用試験で選考のうえ適格と認めたとき、所定の手続きを経て辞令を交付する。また採用にあたっては、4年制大学又は大学院を卒業又は修了した者及びそれに準ずる者とする。

第30条 新たに採用された職員は次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) その他必要な書類

第31条 職員の採用を決定し赴任を命じた場合には、本法人旅費規程により赴任旅費を支給する。

第3節 休職及び復職

第32条 次の各号の一に該当する場合には休職を命ずることがある。

- (1) 疾病・事故によって欠勤開始後ひきつづき120日経過した場合
- (2) 懲戒休職を命ぜられた場合
- (3) 本人の申請により、その申請が適当と判断された場合

第33条 前条の休職期間の期限は、最長期第1号の場合には3年、第2号の場合には6ヵ月とする。第3号の場合には理事長が必要と認めた期間とする。

休職期間中の給与及び諸手当は別に定める本法人給与規程による。

第34条 第32条各号の休職事由が解消した場合には復職を命ずる。

第4節 育児休業及び介護休業

第35条 職員が育児休業の申請をした場合は、別に定める本法人職員の育児に関する休業規程による。

2 職員が介護休業の申請をした場合は、別に定める本法人職員の介護に関する休業規程による。

第5節 退職及び解職

第36条 職員が退職しようとする場合には、少なくとも1ヵ月前にその事由を書いて退職願を提出しなければならない。

退職願を提出しても許可あるまでは、ひきつづき従前の業務に従事しなければならない。

第37条 職員の定年退職及び雇用期間は別表1のとおりとする。

2 定年退職は別表1に定める定年年齢に達した年の年度末に退職するものとする。ただし、大学学長はこの限りでない。

3 特別の事由により必要と認められる場合には定年を延長することができる。

4 付属高等学校教育職員・事務職員・施設管理職員については、選択定年制度について別に定める。

5 大学教育職員（任期の定めのない助教）、専門学校教育職員及び事務職員・嘱託職員は、本人が希望し、第39条に定める解職事由に該当しない者は65歳に達した年の年度末まで再雇用を行う。定年後の再雇用については別に定める。

第38条 第32条の規定によって休職を命ぜられた者が休職期間を満了しても休職事由が解消しない場合には、退職を命ずることができる。

第39条 次の各号の一に該当する場合には解職をおこなうことがある。

(1) 精神又は身体のいちじるしい障害により勤務に堪えないと認められた場合

(2) 業務の都合により職務が廃止された場合

第40条 解職を命ずる場合には30日前にこれを予告するか又は30日分の平均給与を支給し行うものとする。

第41条 次の場合においては第39条の規定にかかわらず解職することはない。ただし、法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合にはこの限りでない。

(1) 第22条第2号に規定する産前産後休暇期間の前後90日間

(2) 業務上の負傷又は疾病に要する療養期間及びその後90日間

第42条 職員が退職し又は職員を解雇する場合には、すみやかに保管物品及び書類と共に担当業務を後任者あるいはこれに代る者にひきつがなければならない。

第6節 表彰及び懲戒

第43条 職員が次の各号の一に該当する場合には誼衡のうえ表彰する。

- (1) 永年、誠実に勤務した者
- (2) その他特に表彰する必要があると認められる者

第44条 表彰は賞状並びに記念品を授与する。

第45条 職員が次の各号の一に該当する場合には懲戒に付する。

- (1) 正当な理由なく又は手つづきを行なわずして、しばしば無届欠勤した場合
- (2) 職務上の指示命令にしたがわず服務規律を乱した場合
- (3) 他の職員に対し暴力行為及びハラスメント行為を行った場合
- (4) 業務に関し背任横領行為があった場合
- (5) 業務上重要な秘密を外部にもらした場合
- (6) 職務上知り得た機密や個人情報を外部にもらした場合
- (7) 重要な経歴をいつわったり、又は不正な方法をもちいて採用された場合
- (8) その他本法人職員の職責に反する行為があった場合

第46条 懲戒はこれを懲戒解職、懲戒休職、減給、譴責とする。

- (1) 懲戒解職は予告期間をもうけず即時解職する。退職金はこれを支給しない。
- (2) 懲戒休職は始末書を取り6ヵ月の期間内でこれを行う。
- (3) 減給は始末書を取り、法第91条に定める範囲内において行なう。
- (4) 譴責は始末書を取り、将来を戒める。

第7節 安全及び・衛生

第47条 職員の安全及び衛生は別途定める健康管理規程による。

- 2 職員は年度に一回、法人の行う健康診断あるいは人間ドックを受診しなければならない。

(規則の所管課室)

第48条 本規則の所管課室は、総務課とする。

(規則の改廃)

第49条 本規則の改廃は、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2001年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、2003年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2005年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2007年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2008年4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2009年4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、2010年4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2011年4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、2011年10月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、2011年11月17日から改正施行する。
- 11 この規程は、2013年4月1日から改正施行する。
- 12 本規則は、2015年4月1日から改正施行する。

別表1（法人に常勤する職員）

職種		定年・雇用期間
学長		任期による
大学教育職員	教授、准教授	満65歳
	助教1：実習教育・学習指導等	5年任期
	助教2：転籍した助教	満60歳
	助教3：学士課程教育	5年任期
	助教4：助教（特別嘱託）	1年任期（最長5年）
	助教5：助教（特別任用）	満65歳
	助教（嘱託）	1年任期（最長5年）
	特別任用教授	満70歳
	客員教員D	5年任期
	招聘教員	1年任期（最長5年）
	研究所教員	1年任期（最長5年）
附属高等学校教育職員		満65歳
専門学校教育職員		満60歳
事務職員		満60歳
嘱託職員		満60歳

別表2（勤務時間）

（美浜校地及び半田校地、東海校地）

		平日（休憩時間）	土曜（休憩時間）
事務職員	昼間勤務	9:15～17:00 (11:40～12:40)	9:15～12:50
	夜間勤務	15:25～21:20 (18:30～19:50)	17:25～21:20 (18:30～19:15)
日本福祉大学附属高等学校事務室		8:50～16:35 (11:20～12:20)	8:50～12:25

(名古屋校地)

		平日 (休憩時間)	土曜 (休憩時間)
日本福祉大学中央福祉専門学校 事務室	昼間勤務	9:00～17:00 (11:30～12:30)	9:00～12:40
	夜間勤務	13:10～21:10 (18:30～19:30)	17:10～21:10 (18:30～19:30)
大学院事務室 ・社会福祉総合研修センター 事務室	昼間勤務	9:00～17:00 (12:00～13:00)	
	夜間勤務	13:35～21:35 (18:00～19:00)	
教育文化事業室		9:15～17:00 (11:40～12:40)	9:15～12:50

(高浜)

		平日 (休憩時間)	土曜 (休憩時間)
教育文化事業室	昼間勤務	9:00～17:00 (12:00～13:00)	
	夜間勤務	13:10～21:10 (18:30～19:30)	

(東京サテライト)

平日 (休憩時間)	土曜 (休憩時間)
9:15～17:00 (11:40～12:40)	9:15～12:50

日本福祉大学招聘教員規程

(目的)

第1条 本学の学部、大学院、研究所、研究センター等の教育研究を一層発展させるため、多様な分野において、『高度の専門的知識及び経験を有する』優れた人材を任用することを目的とする。

(資格)

第2条 本学教員資格審査規程に定める資格を満たす業績及び経験を有し、本学の教育・研究上、特に必要と認められた者を招聘教員とする。

(種類・役割)

第3条 招聘教員は、学部の教育業務を担う招聘教員Aと、大学院・研究所・研究センター等における研究教育に関する職務を担う招聘教員Bの2種類とする。

(職務・格付)

第4条 招聘教員は専任教員で、招聘教員Aは、年間180時間以上の授業を担当する。招聘教員Bは、年間360時間を標準職務時間数とし、その内訳及び授業担当時間数等は個別契約によるものとする。

2 格付けは、採用選考審査において教員資格審査規程に基づき行う。

(所属)

第5条 招聘教員Aは、学部に所属する。招聘教員Bは、大学院又は研究所に所属する。

(呼称)

第6条 招聘教員は、「招聘教授」又は「招聘准教授」を名乗ることができる。

(採用)

第7条 招聘教員の採用手続きは、日本福祉大学教員採用選考規程の定めによる。

2 本学普通任用教員及び助教5からの採用は行わない。

(契約期間)

第8条 招聘教員は1年任期、1年契約で、通算契約期間は5年を上限とする。

(給与)

第9条 招聘教員の給与は別に定める。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

(規程の所管課室)

第11条 本規程の所管課室は、企画政策課とする。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日より施行する。

2 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。

日本福祉大学教員規則

(趣旨)

第1条 日本福祉大学の専任教員は、平和と民主主義と基本的人権の確立と保障を明記した日本国憲法と教育基本法の理念に基づき、学問研究と教育の自由を守り、学術・文化の創造に貢献し、真理と平和を希求する人間の育成をめざす大学教育の本旨にそって、真に国民の幸福に奉仕する大学を創造する権利と義務を有する。また、大学の国民的な使命を自覚して、自らその重責に耐え得る学問研究の水準を維持するとともに、本学構成員である教員・職員・学生が一致して築きあげて来た学内民主主義と大学自治の伝統を継承し発展させる重大な責任を負っている。

本規則は、以上の本学専任教員の権利義務及び責任を踏まえ、必要な事項を定める。

(教員)

第2条 本学の教員として、教授、准教授、助教、及び助手をおく。

2 学部教授会構成員の範囲は別に定める。

(使命)

第3条 教育基本法の定める教育の目的及び方針により、学則第1条に定める本学の目的と使命の遂行に努めなければならない。

(教員の任務)

第4条 教員は、第3条を体し、学生を教育し、研究に従事するとともに、教学自治を担う構成員としての大学運営上の職務を担う。

2 教員は学部教授会の議にもとづき、その職務を遂行する。

3 教員は、学部教授会や全学組織の主宰するその他の諸会議に出席する。

(職務)

第5条 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

2 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

3 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(任免)

第6条 教員の任免は、学部教授会又は大学院研究科委員会の審議結果の進達を受け

て、学長が行う。

なお、採用については、別に定める日本福祉大学教員採用選考規程による。

(身分の尊重)

第7条 教育基本法第6条の定める学校教育の本旨により、教員はその身分を尊重され、その待遇の適正を期せられる。

(資格)

第8条 教員は大学設置基準に準拠して別に定める教員資格審査規程の資格を有するものとする。

(資格審査)

第9条 教員を昇格させる必要が生じた場合、又は教員が昇格の資格審査を請求した場合には、学部教授会は別に定める規定により、資格審査を行わなければならない。

2 学部教授会は教員の適格性につき、定期的に再審査を行う。再審査に関する規定は別に定める。

(待遇)

第10条 教員は本学の給与規程により、その資格に応じた待遇をうける。

(勧告)

第11条 教員が第3条、第4条、第5条に規定する職責に著しくもとる行為を行なった場合、学長のもとに設置される調査委員会の報告を受けて、学長が休職又は、退職を勧告することができる。

(規則の所管課室)

第12条 本規則の所管課室は、教育開発課とする。

(規則の改廃)

第13条 本規則の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、昭和32年4月1日より施行する。
- 2 この規則は、昭和37年4月1日より施行する。(昭和36年9月14日改正)
- 3 この規則は、昭和45年4月1日より施行する。(昭和45年2月12日改正)
- 4 この規則は、2000年4月1日より一部改正施行する。
- 5 この規則は、2007年4月1日より一部改正施行する。
- 6 本規則は、2015年4月1日から改正施行する。

日本福祉大学教員資格再審査規程

(目的)

第1条 日本福祉大学教員規則 第8条第2項に基づき、教員の資格再審査に関する事項を定める。

(再審査の時期)

第2条 普通任用の専任教員は、本学就任から5年毎に再審査を受けなければならない。再審査は、原則として年度の当初に実施する。

2 再審査対象期間中に行われた昇格審査、大学院担当資格審査、もしくは文部科学省教員審査の対象となった業績であっても、再審査対象期間内に形成されたものであれば当該資格再審査対象業績とすることができる。

(業績の基準)

第3条 再審査対象者は、再審査を受けるにあたり、学部長に所定の業績を提出しなければならない。

2 所定の業績は、原則として研究論文2点以上、または著書1点以上とし、対象期間内のものとする。ただし、研究論文2点のうち、1点は教育業績とすることができる。

(業績の審査)

第4条 前条に基づき提出された業績報告について、学部委員会は予備的に審査(以下、「予備的審査」という。)を行う。

ただし、学部長職にある者を対象とする予備的審査については、全学評価委員会の運営責任者が行う。

2 前項の予備的審査において、業績の数もしくは内容に不足がある、と学部委員会もしくは全学評価委員会の運営責任者が判断する場合は、学部委員会の下に審査委員会を設置し、より詳細な審査(以下、「本審査」という。)を付託する。

3 審査委員会は、学部教授会の互選により3名で構成する。審査委員会での審査方法は、「日本福祉大学教員資格審査規程」に準ずるものとする。ただし再審査においては、同規程第8条第1項各号の業績点数はこの限りでない。

(審査結果の報告)

第5条 審査委員会の審査結果は、審査の実施者を問わず須らく、学部教授会および大学評議会に文書をもって報告する。

(条件を満たさない場合の措置)

第6条 審査委員会の審査結果に基づき、学部教授会で条件を満たさないと判定された教員に対し、学部教授会は研究業績を上げるための支援、援助を一定期間提供する。

2 前項の支援、援助を前提に当該年度末に再審査を行い、再び研究業績の数に不足がある場合、または内容に不足があると判断された場合は、翌年4月1日より降格の措置を

とる。

(規程の改廃)

第7条 本規程は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

(規程の所管課室)

第8条 本規程の所管課室は、教育開発課とする。

附 則

- 1 この規程は、2003年4月1日より施行する。なお、第1回目の再審査は、2005年度の実施とし、2000年度を起点に行う。
- 2 この規程は2006年9月28日より一部改正施行する。
- 3 この規程は2007年4月1日より一部改正施行する。
- 4 この規程は2013年4月1日より改正施行する。
- 5 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。

2010 年度以降の入学生用

履修カルテの記入及び利用方法について

—「教職実践演習（中高）」—

目次

1. 「教職実践演習」とは	1
2. 「教職実践演習」の目的と概要	1
3. 履修カルテの活用方法	1
(1) 履修カルテとは何か	1
(2) 履修カルテを活用する目的	1
(3) 自己学習課題	1
(4) 自己学習課題の内容	2
(5) 自己学習の進め方	3
4. 「履修カルテ」自己学習課題の保存方法についてのマニュアル	5

日本福祉大学教職課程センター

1. 「教職実践演習」とは

教育職員免許法施行規則改正に伴い、2010 年度入学生より「教職実践演習」という科目が教員免許を取得する際の必修科目になりました。

「教職実践演習」は4年後期の科目です。1年生から3年生までに、教員免許を取得するためにたくさんの授業を受け、教育実習にも行きます。それらが全部終了した後で「学びの軌跡の集大成」として、本当に教師になってよいかどうかを確かめるための「最後の仕上げ」の科目です。

2. 「教職実践演習」の目的と概要

- ◎「教育者としての使命感や責任感を自覚し、社会人にふさわしい社会性を磨きつつ、生徒への共感的な理解ならびに教科・教科外にわたる指導能力を身につけ、4月から教壇に立つことができるようにすることを目的とする。」
- ◎「教科研究・教材研究、授業づくりにかかわるゼミナール・模擬授業、学級経営、生徒会活動、学校行事にかかわる実践記録の検討を行う。また学生の社会性を育てる観点からこれらの取り組みを学生自身が企画し運営する。」

3. 履修カルテの活用方法

(1) 履修カルテとは何か

病院にかかる患者のカルテが、患者の病歴を記載するものであるのと同じように、履修カルテとは、教職を目指す学生が、教職課程履修開始時より卒業までの間、自分の学習状況を自主管理するためのポートフォリオ（学習履歴）です。とりわけ、大学では制度としての授業以外に自主的に学習することが求められます。履修カルテは自主的な学習を支援するためのツールとして活用するものです。

別表B・Cに、修得した単位以外にどれだけ自主的に学習をしたかを記入し、自主的な学習がどれだけ進んでいるかを確認するようにします。

以下で詳しく説明しますが、4年前期を修了する時点で、履修カルテで一定水準の自主的な学習の到達状況が確認されないと「教職実践演習」を履修することができません。

(2) 履修カルテを活用する目的

4年間の学習で教師としての成長過程を教員と学生が共有することです。大学は自主的に学ぶことが基本ですから、履修カルテを用いてゼミの先生や教職課程担当教員などと相談しながら自主的な学習を進めてください。また、最終学期（4年後期）で、卒業までに何を学習したらよいか明確にしてください。

(3) 自己学習課題

別表Aをみてください。横軸（スコープ）に、A. 教育者としての使命感や責任感、B. 社会人にふさわしい社会性・対人関係能力、C. 生徒理解の能力、D. 教育者としての実践的指導力、があります。この四つが教師としての基礎的力量です。縦軸（シークエンス）には、1. 教職課程履修登録前の経験、2. 履修登録後の大学での授業等、3. 課外活動等、があります。この三つが四つの基礎的力量をいつ・どこで身につけるかを表します。これらの縦と横で12の学習ユニット（単元）ができます。これに、4. 文献の学習をふくめると13のユニットになります。このユニットのなかに書いてあるのが自主学習課題です。

指示に従って、レポートを作成して提出してください。提出方法は以下で説明します。

別表 A

自己学習課題	A. 教育者としての使命感や責任感	B. 社会人としての社会性、対人関係能力	C. 生徒理解の能力	D. 教育者としての実践的指導力
1. 教職課程履修登録前の経験	<p>【必須】 どのような教師になりたいと思って教職課程の登録をしましたか。</p> <p><1200 字程度></p>	<p>高校までの学級活動、児童会・生徒会活動、サークル、ボランティア、自主的な社会的活動でどういうことを学びましたか。</p> <p><1200 字程度></p>	<p>【必須】 これまで出会った指導者（教師、塾講師、スポーツクラブ、サークル等）からどのような影響を受けましたか。</p> <p><1200 字程度></p>	<p>【必須】 これまでの学び（学校の教科に限らない）で最も興味深かったもの、得意なものは何ですか。紹介してください。</p> <p><1200 字程度></p>
2. 大学の授業等	<p>教職課程の授業で教師のあり方・能力について学んだことを述べなさい。</p> <p><1200 字程度></p>	<p>授業で企画したイベント、調査、体験などから学んだことを述べなさい。</p> <p><1200 字程度></p>	<p>【必須】 教職課程の授業等で学んだ「生徒理解」の方法について述べなさい。</p> <p><1200 字程度></p>	<p>教育実践に関わる授業に関する授業で、新たに学んだことについて述べなさい。</p> <p><1200 字程度×2、または教育実習で作成した指導案等></p>
3. 課外活動等（ボランティア、サークル、自治活動、アルバイトなど）	<p>課外活動で考えた教師のあり方・能力について述べなさい。</p> <p><1200 字程度></p>	<p>授業以外で企画したイベントなどから学んだことについて述べなさい。</p> <p><1200 字程度></p>	<p>課外活動等で学んだ「生徒理解」の方法について述べなさい。</p> <p><1200 字程度または課外活動日誌等></p>	<p>課外活動で、新たに学んだ社会や科学などに関する知見について述べなさい。</p> <p><1200 字程度または課外活動日誌等></p>
4. 文献学習	<p>【必須】 専門の文献（教科の専門内容に関わる文献、指導法に関わる文献）や教養的文献を読んでまとめなさい。 <計5冊以上、1冊につき1200字程度></p>			

（4）自己学習課題の内容（別表Aの補足）

- ①A-1、C-1、D-1、は2年前期に終了することを目標に進めること。各1200字程度。
- ②B-2は、総合演習や専門演習でのゼミ活動を含む。ただしイベントを企画し運営した者とする。企画に参加しただけではレポートを提出することはできない。1200字程度。
- ③D-2は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」から1200字と、教育実習から1200字の2つが揃って1課題とする。ただし、教育実習で作成したり使用した教材・教具・指導案等のデジタルデータ（文字、映像、写真、音声）で代えることができる。提出の際に400字程度の解説をつけること（〇〇の授業・実習で作成・使用等の説明など）。
- ④B-3は、イベントを企画し運営した者とする。企画に参加しただけではレポートを提出することはできない。1200字程度。
- ⑤C-3、D-3については、課外活動の日誌・たより（実名がある場合は黒塗り）などのデジタルデータ（文字、映像、写真、音声）で代えることができる。提出の際に400字程度の解説をつけること（〇〇のサークル、ボランティア、アルバイトで作成・使用、作品等の内容の説明など）
- ⑥4は、自分で選んだ教科に関する文献など、計5冊以上とする。1冊につき1200字程度。

(5) 自己学習の進め方

①13の学習ユニットから、A-1、C-1、D-1、C-2と4を必ず入れて自己学習計画を立てること。その際、以下の条件に留意すること。

A-1、C-1、D-1、C-2、4 上記5課題の達成	3年後期終了までに達成していることが、 4年次の教育実習の登録条件です
A-1、C-1、D-1、C-2、4 を含む7課題の達成	4年前期終了までに達成していることが、 4年後期の教職実践演習の登録条件です
A-1、C-1、D-1、C-2、4 を含む9課題の達成	4年後期終了までに達成していることが、 教職実践演習の単位認定条件です

②課題は作成したレポート、教育実習で作成、使用した教材・教具・指導案、イベント実施報告書等のデジタルデータ（文字、映像、写真、音声）で提出する。提出方法は、Tドライブの各自のフォルダに保存する（*）。そのさいフォルダにおいてある別表B・Cのファイル（課題達成記録）の該当する課題番号・記号の提出日に提出年月日を記入する。達成確認欄は、学生は閲覧できるが記入はできない。

③ゼミ担当教員（*）や教職課程担当教員などは、定期的に担当学生のフォルダを閲覧し、課題が提出されていれば、課題に目を通し合否をつける。合格の場合課題達成一覧表（別表B）に記入する。不合格の場合は、学生に通知する。

④4年前期が終了した時点または後期の開始時点で、ゼミ教員や各学部の教職課程担当教員などと学生とで最終学期の学習課題を確認する。終了時点でゼミ担当教員又は教職課程担当教員が4年間の総合所見を作成する。

* 社会福祉学部、経済学部、国際福祉開発学部、スポーツ科学部は教職課程担当教員が担当する予定です。

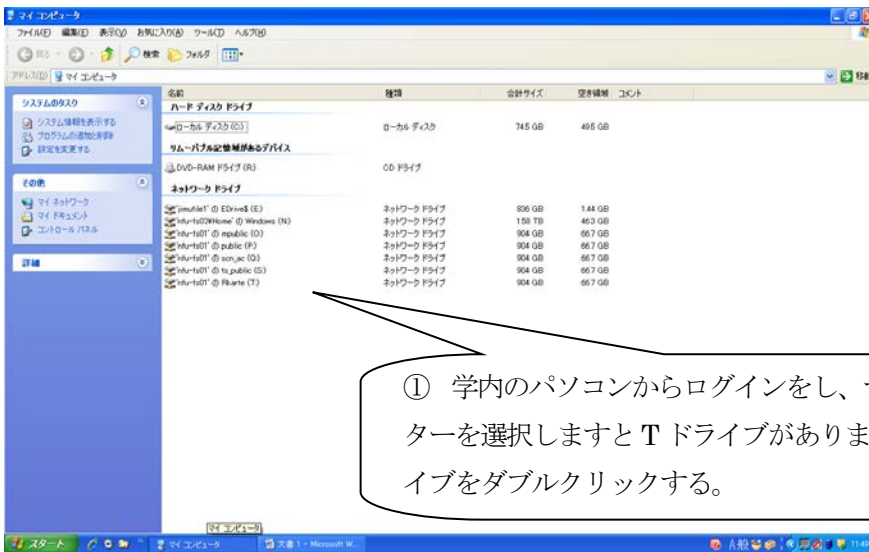
別表 B

課題番号・記号	課題内容	提出日	達成確認	
			教員名	確認日
A-1	どのような教師になりたいと思って教職課程の登録をしましたか。			
B-1	高校までの学級活動、児童会・生徒会活動、サークル、ボランティア、自主的な社会的活動でどういことを学びましたか。	提出時に学生が記入する。	合格の場合、担当教員が教員名と確認日を記入する。	学生は閲覧できるが記入できない。 教員は記入できる。
C-1	これまで出会った指導者（教師、塾講師、スポーツクラブ、サークル等）からどのような影響を受けましたか。			
D-1	これまでの学び（学校の教科に限らない）でもっともおもしろかったもの、得意なものは何ですか。紹介してください。			
A-2	教職課程の授業で教師のあり方・能力について学んだことを述べなさい。			
B-2	授業で企画したイベント、調査、体験などから学んだことを述べなさい。			
C-2	教職課程の授業等で学んだ「生徒理解」の方法について述べなさい。			
D-2	教育実践に関わる授業に関する授業で、新たに学んだことについて述べなさい。（授業）			
D-2	教育実践に関わる授業に関する授業で、新たに学んだことについて述べなさい。（実習）			
A-3	課外活動で考えた教師のあり方・能力について述べなさい。			
B-3	授業以外で企画したイベントなどから学んだことについて述べなさい。			
C-3	課外活動等で学んだ「生徒理解」の方法について述べなさい。			
D-3	課外活動で、新たに学んだ科学・文化・スポーツに関する知見について述べなさい。			

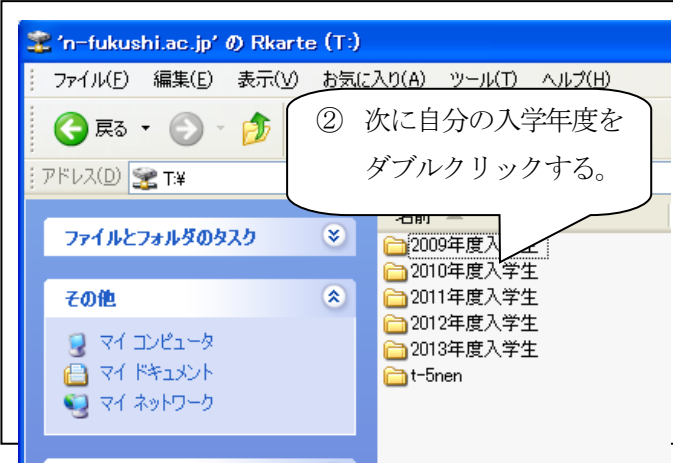
別表 C

番号	書名	提出日	達成確認	
			確認日	確認教員
1				
2		提出時に学生が記入する。	合格の場合、担当教員が教員名と確認日を記入する。	学生は閲覧できるが記入できない。 教員は記入できる。
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

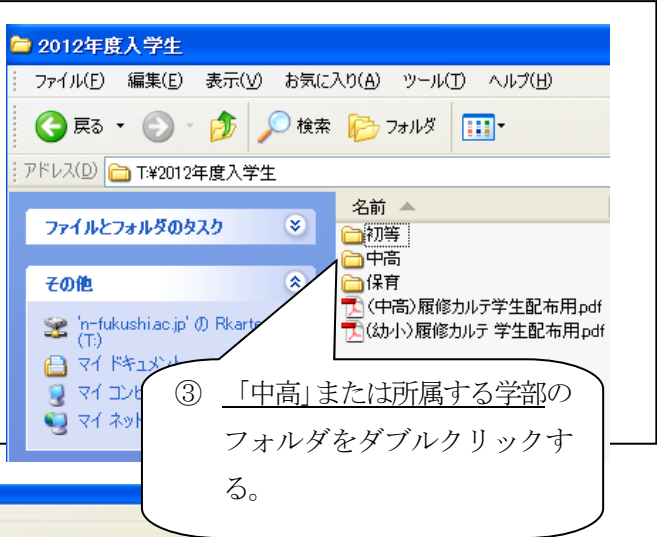
「履修カルテ」自己学習課題の保存・提出方法についてのマニュアル



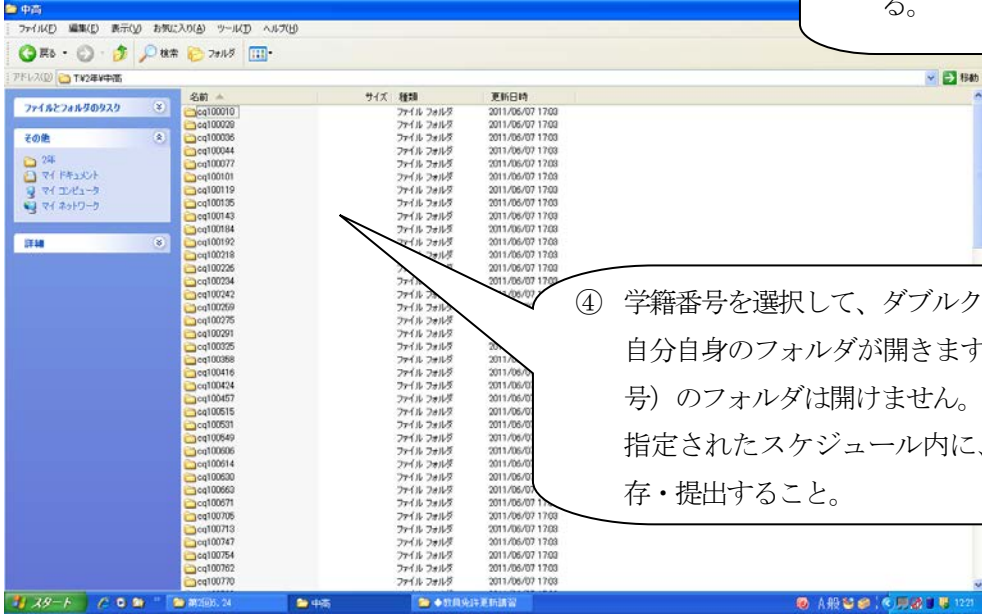
① 学内のパソコンからログインをし、マイコンピューターを選択しますとTドライブがあります。このTドライブをダブルクリックする。



② 次に自分の入学年度をダブルクリックする。



③ 「中高」または所属する学部のフォルダをダブルクリックする。



④ 学籍番号を選択して、ダブルクリックをすると自分自身のフォルダが開きます。他の学生（学籍番号）のフォルダは開けません。指定されたスケジュール内に、自己学習課題を保存・提出すること。

Tドライブ使用上の注意事項

1. Tドライブは教職課程履修者が「履修カルテ」を保存・提出するための専用フォルダです。それ以外の目的でファイルを保存しないで下さい。
2. 保存したファイルを誤って削除してしまう可能性も考えられますので、**必ず各自でバックアップをとっておいて下さい。**

資料1-13:スポーツ科学部の履修モデル

スポーツ科学部履修モデル<ふくしスポーツ系>

学年	学期	総合基礎科目			専門科目			期別取得単位数	学年別取得単位数	自由科目	単位数	区分	
		単位数	区分	単位数	区分	単位数	区分						
1年	前期	フレッシュマンイングリッシュⅠ-1	1	必	スポーツ科学入門	2	必	24	47				
		フレッシュマンイングリッシュⅡ-1	1	必	スポーツビジネス	2	選						
	情報処理演習Ⅰ	2	必	発育発達論(運動発達・認識発達・ことばの発達)	2	選							
社会学	2	選	機能解剖学	2	選								
哲学	2	選	生理学	2	選								
日本福祉大学の歴史	2	選	専門実技(ダンス)	1	選								
		10			14							0	
	後期			スポーツ社会学	2	必	19			19	ビジネススキル	2	選
				スポーツ哲学	2	必							
				ふくしスポーツ論	2	必							
				スポーツ生理学	2	選							
				スポーツマネジメント	2	選							
				スポーツ教育学	2	選							
				スポーツキャリア教育	2	選							
				スポーツ心理学	2	選							
				スポーツ統計学	2	選							
				専門実技(陸上)	1	選							
		0			19					2			
通年		スポーツ実技	2	必	導入ゼミ	2	必	4					
			2			2					0		
2年	前期	経済学	2	選	障害者スポーツ論	2	必	29	45	知的障害児の心理	2	選	
		福祉社会入門	2	選	スポーツ支援者論	2	選						
	視覚障害者支援論	1	選	スポーツ・運動指導者論	2	選							
ろう文化と手話	2	選	スポーツ栄養学	2	選								
福祉のカ	2	選	スポーツバイオメカニクス	2	選								
コミュニケーション力演習	2	選	コーチング科学	2	選								
文章作成力演習	2	選	専門実技(水泳)	1	選								
				スポーツ指導法演習(陸上)	1	選							
				特別支援教育論	2	選							
		13			16							4	
	後期			トレーニング科学	2	必	12	12	知的障害児の生理と病理	2	選		
				地域スポーツ論	2	選							
				スポーツジェンダー論	2	選							
				測定・評価	2	選							
				専門実技(サッカー)	1	選							
				専門実技(アダプテッド・スポーツ)	1	選							
				スポーツ指導法演習(水泳・水中運動)	1	選							
				スポーツ指導法演習(ダンス)	1	選							
		0			12							2	
通年				スポーツ科学演習	2	必			4				
				スポーツフィールドワークⅠ	2	必							
		0			4					0			
3年	前期	生命と環境	2	選	スポーツコミュニケーション	2	選	15	24	知的障害児指導法	2	選	
					障害者スポーツ指導法演習A	1	選						
				学校保健B(学校・救急処置)	2	選							
			衛生・公衆衛生学	2	選								
			専門実技(卓球)	1	選								
			専門実技(野外運動C)	1	選								
			ふくしスポーツ演習	4	選								
		2			13							4	
	後期			スポーツ政策・行政論	2	選	7			7	発達障害児論	2	選
				障害者スポーツ指導法演習B	1	選							
				加齢学	2	選							
				スポーツ指導法演習(サッカー)	1	選							
				スポーツ指導法演習(卓球)	1	選							
		0			7					4			
通年				専門演習Ⅰ	2	必	2						
					2						0		
		0			2					0			
4年	前期			スポーツ指導法演習(レクリエーション・ニュースポーツ)	1	選	2	8					
				スポーツ指導法演習(ゴルフ)	1	選							
			0			2					0		
	後期			スポーツフィールドワークⅡ-2	2	選	2	2					
					2							0	
		0			2					0			
通年				専門演習Ⅱ	4	必	4						
					4						0		
		0			4					0			

① 総合基礎科目計	27	② 専門科目計	97
① 総合基礎科目 + ② 専門科目		124	

自由科目計	16
-------	----

※卒業要件：総合基礎科目25単位以上(必修科目6単位含む)、専門科目76単位以上(必修科目26単位含む)、合計124単位以上

スポーツ科学部履修モデル<スポーツ教育系(中・高保体+特支取得)>

学年	学期	総合基礎科目		区分	専門科目		期別取得単位数	学年別取得単位数	自由科目	単位数	区分	
		単位数			単位数	区分						
1年	前期	フレッシュマンイングリッシュⅠ-1	1	必 必 必	スポーツ科学入門	2	必 選 選 選 選 選 選 選	19	教職入門B	2	選	
		フレッシュマンイングリッシュⅡ-1	1		スポーツ史	2						
	情報処理演習Ⅰ	2	発育発達論(運動発達・認識発達・ことばの発達)		2							
			機能解剖学		2							
					生理学	2						
					専門実技(ダンス)	1						
					学校保健A(小児・精神)	2						
					健康管理概論	2						
						4				2		
	後期	日本国憲法	2	選	スポーツ社会学	2	必	43				
					スポーツ哲学	2	必					
					ふくしスポーツ論	2	必					
					スポーツ生理学	2	必					
					スポーツマネジメント	2	選					
					スポーツ教育学	2	選					
					スポーツキャリア教育	2	選					
					スポーツ心理学	2	選					
					専門実技(陸上)	1	選					
					専門実技(バスケットボール)	1	選					
						2				0		
	通年	スポーツ実技	2	必	導入ゼミ	2	必	4				
			2			2						
2年	前期	経済学	2	選	障害者スポーツ論	2	必	26	38	教育原理B	2	選
		福祉社会入門	2	選	スポーツ支援者論	2	選					
	コミュニケーション力演習	2	選	スポーツ倫理学	2	選						
	文章作成力演習	2	選	スポーツ・運動指導者論	2	選						
					スポーツバイオメカニクス	2	選			教育と発達の心理学B	2	選
					コーチング科学	2	選			教育課程論B	2	選
					専門実技(器械運動)	1	選			教育制度論B	2	選
					専門実技(水泳)	1	選			教育相談の基礎と方法B	2	選
					肢体不自由児教育論	2	選			知的障害児の心理	2	選
					特別支援教育論	2	選			視覚・聴覚・病弱児論	2	選
						8					14	
	後期				トレーニング科学	2	必	8		道徳教育の指導法B	2	選
					専門実技(アダブテッド・スポーツ)	1	選					
					専門実技(バドミントン)	1	選					
					保健体育科教育法Ⅰ(授業づくりの基礎理論)	2	選					
					知的障害児教育論	2	選			教育方法論B	2	選
						0				知的障害児の生理と病理	2	選
						8					6	
	通年				スポーツ科学演習	2	必	4				
					スポーツフィールドワークⅠ	2	必					
						0					0	
3年	前期	社会学	2	選	スポーツコミュニケーション	2	選	19	34	生徒・進路指導論B	2	選
		哲学	2	選	障害者スポーツ指導法演習A	1	選					
				学校保健B(学校・救急処置)	2	選						
				衛生・公衆衛生学	2	選						
					保健体育科教育法Ⅱ-A(陸上・器械運動)	2	選			知的障害児指導法	2	選
					保健体育科教育法Ⅱ-B(球技・水泳)	2	選			障害児教育実習Ⅰ(事前事後)	1	選
					肢体不自由児の心理	2	選					
					肢体不自由児の生理と病理	2	選					
						4					5	
	後期				障害者スポーツ指導法演習B	1	選	13		特別活動方法論B	2	選
					アスレティックリハビリテーション	2	選					
					保健体育科教育法Ⅱ-C(武道)	2	選					
					保健体育科教育法Ⅱ-D(ダンス・体育理論)	2	選					
					保健体育科教育法Ⅲ(授業づくり)	2	選			発達障害児論	2	選
					肢体不自由児指導法	2	選			特別支援教育課程論	2	選
					専門実技(ソフトボール)	1	選					
					専門実技(剣道)	1	選					
						0					6	
	通年				専門演習Ⅰ	2	必	2				
						2						
4年	前期	視覚障害者支援論	1	選				5	9	教育実習ⅠB(事前事後)	1	選
		ろう文化と手話	2	選								
	福祉の力	2	選									
						5				教育実習ⅡB	4	選
						0				教育実習ⅢB	2	選
						0				障害児教育実習Ⅱ	2	選
						0					9	
	後期					0				教職実践演習(中高)	2	選
						0					2	
	通年				専門演習Ⅱ	4	必	4				
						4						

① 総合基礎科目計	25	② 専門科目計	99
① 総合基礎科目 + ② 専門科目		124	

自由科目計	44
-------	----

※卒業要件：総合基礎科目25単位以上(必修科目6単位含む)、専門科目76単位以上(必修科目26単位含む)、合計124単位以上

スポーツ科学部履修モデル<トレーニング科学系>

年次	学期	総合基礎科目			専門科目			期別取得単位数	学年別取得単位数	自由科目	単位数	区分	
		単位数	区分	単位数	区分	単位数	区分						
1年	前期	フレッシュマンイングリッシュⅠ-1	1	必	スポーツ科学入門	2	必	26	47				
		フレッシュマンイングリッシュⅡ-1	1	必	スポーツビジネス	2	選						
	情報処理演習Ⅰ	2	必	発育発達論(運動発達・認識発達・ことばの発達)	2	選							
統計学	2	選	機能解剖学	2	選								
社会学	2	選	専門実技(ダンス)	1	選								
哲学	2	選	専門実技(野外運動A)	1	選								
日本福祉大学の歴史	2	選	野外スポーツ論	2	選								
			健康管理概論	2	選								
		12			14					0			
1年	後期				スポーツ社会学	2	必	17					
					スポーツ哲学	2	必						
				ふくしスポーツ論	2	必							
				スポーツ生理学	2	選							
				スポーツマネジメント	2	選							
				スポーツキャリア教育	2	選							
				スポーツ心理学	2	選							
			スポーツと脳	2	選								
			専門実技(陸上)	1	選								
		0			17					0			
1年	通年	スポーツ実技	2	必	導入ゼミ	2	必	4					
			2			2					0		
2年	前期	経済学	2	選	障害者スポーツ論	2	必	23	37				
		スポーツイングリッシュⅠ	1	選	スポーツ支援者論	2	選						
		福祉社会入門	2	選	スポーツ・運動指導者論	2	選						
コミュニケーション力演習		2	選	スポーツ医学A(内科系)	2	選							
				スポーツ栄養学	2	選							
				スポーツバイオメカニクス	2	選							
				コーチング科学	2	選							
			専門実技(水泳)	1	選								
			スポーツ指導法演習(陸上)	1	選								
		7			16					0			
2年	後期				トレーニング科学	2	必	10					
					地域スポーツ論	2	選						
				スポーツ医学B(外科系)	2	選							
				測定・評価	2	選							
				専門実技(サッカー)	1	選							
			スポーツ指導法演習(水泳・水中運動)	1	選								
		0			10					0			
2年	通年				スポーツ科学演習	2	必	4					
					スポーツフィールドワークⅠ	2	必					0	
		0			4					0			
3年	前期	生命と環境	2	選	スポーツコミュニケーション	2	選	15	31				
					スポーツメディア論	2	選						
					障害者スポーツ指導法演習A	1	選						
				学校保健B(学校・救急処置)	2	選							
				専門実技(テニス)	1	選							
				専門実技(野外運動C)	1	選							
				ふくしスポーツ演習	4	選							
		2			13					0			
3年	後期	フレッシュマンイングリッシュⅠ-2	1	選	スポーツ法学	2	選	14		健康運動特論Ⅰ	2	選	
		情報処理演習Ⅱ	2	選	障害者スポーツ指導法演習B	1	選						
				コンディショニング演習	2	選							
				アスレティックリハビリテーション	2	選							
				加齢学	2	選							
				スポーツ指導法演習(テニス)	1	選							
			スポーツ指導法演習(サッカー)	1	選								
		3			11					2			
3年	通年				専門演習Ⅰ	2	必	2					
						2					0		
		0			2					0			
4年	前期				スポーツ指導法演習(レクリエーション・ニュースポーツ)	1	選	5	9	健康運動特論Ⅱ	2	選	
					スポーツ指導法演習(ゴルフ)	1	選						
					スポーツ指導法演習(エアロビクス)	1	選						
				スポーツフィールドワークⅡ-1	2	選							
		0			5					2			
4年	後期							0					
											0		
4年	通年				専門演習Ⅱ	4	必	4					
						4					0		

① 総合基礎科目計	26	② 専門科目計	98
① 総合基礎科目 + ② 専門科目		124	

自由科目計	4
-------	---

※卒業要件：総合基礎科目25単位以上(必修科目6単位含む)、専門科目76単位以上(必修科目26単位含む)、合計124単位以上

資料1-14: 専門科目に係る主たる図書の100冊程度の目録

NO.	書名	副書名	著者	編者	出版社	刊行年月
1	スポーツ・健康と現代社会		青沼 裕之	武蔵野美術大学身体運動文化研究室	武蔵野美術大学出版局	2015/03
2	健康・スポーツ科学のためのやさしい統計学		出村 慎一/山次 俊介		杏林書院	2011/03
3	生涯スポーツと運動の科学		森谷 梨/上杉 尹宏/晴山 紫恵子/川初 清典		市村出版	2006/04
4	体育・スポーツ領野の探求		岡田 猛		不昧堂出版	2014/01
5	「いじめ」と「体罰」その現状と対応	道徳教育・心の健康教育・スポーツ指導のあり方への提言	富永 良喜/森田 啓之		金子書房	2014/07
6	スポーツにおける真の指導力	部活動にスポーツ基本法を活かす			エイデル研究所	2014/10
7	運動感覚の深層		金子 明友		明和出版	2015/02
8	スポーツ現場に生かす運動生理・生化学			樋口 満	市村出版	2011/02
9	スポーツ指導者に必要な生理学と運動生理学の知識		村岡 功		市村出版	2013/03
10	ぜんぶわかる動作・運動別筋肉・関節のしくみ事典	リアルな部位別解剖図で詳細解説	川島 敏生		成美堂出版	2014/07
11	筋肉・関節・骨の動きとしくみ				マイナビ	2014/10
12	EBMスポーツ医学	エビデンスに基づく診断・治療・予防		ドンホール・マッコリー/トーマス・ベスト	西村書店	2011/11
13	エビデンスと実践事例から学ぶ運動指導		金川 克子/宮地 元彦		中央法規出版	2009/03
14	スポーツ・健康医科学		河合 祥雄		放送大学教育振興会	2015/03
15	下肢スポーツ外傷のリハビリテーションとリコンディショニング	リスクマネジメントに基づいたアプローチ		小柳 磨毅	文光堂	2011/09
16	下肢のスポーツ疾患治療の科学的基礎	筋・腱・骨・骨膜		吉田 昌弘/鈴木 仁人/小林 匠	ナッブ	2015/02
17	外来整形外科のためのスポーツ外傷・障害の理学療法		稲垣 郁哉	小関 博久	医歯薬出版	2014/03
18	種目別にみるスポーツ外傷・障害とリハビリテーション			渡會 公治/猪飼 哲夫	医歯薬出版	2014/09
19	生涯スポーツトレーナー教本	0歳から100歳までのカラダづくり		日本健康スポーツ連盟	国際学園	2015/03
20	Big Picture解剖学		David A.Morton/K.Bo Foreman		丸善出版	2014/11
21	カラーアトラス機能組織学		Jeffrey B.Kerr		エルゼビア・ジャパン	2013/01
22	運動器臨床解剖アトラス		M.Llusá/À.Merí		医学書院	2013/01
23	筋・骨メカニクス	リハビリ、スポーツのための機能解剖学	山口典孝/左明		秀和システム	2014/08
24	人体の構造と機能		エレイン N.マリーブ		医学書院	2015/03
25	スポーツの栄養学	トレーニング効果を高める食事	藤井 久雄/鈴木 省三		アイ・ケイコーポレーション	2010/03
26	運動と栄養	健康づくりのための実践指導		上田 伸男/岸 恭一/塚原 丘美	講談社	2013/11
27	スポーツと心理臨床	アスリートのこころとからだ	鈴木 壯		創元社	2014/12
28	スポーツモチベーション	スポーツ行動の秘密に迫る!	西田 保		大修館書店	2013/10
29	スポーツ心理学事典		日本スポーツ心理学会		大修館書店	2008/12
30	カバンジー生体力学の世界	次世代へのメッセージ			医歯薬出版	2014/09
31	東アジアのスポーツ・ナショナリズム	国家戦略と国際協調のはざまで	土佐 昌樹		ミネルヴァ書房	2015/12
32	骨・関節・筋肉の構造と動作のしくみ				ナツメ社	2014/04
33	グローバル・スポーツの課題と展望			早稲田大学スポーツナレッジ研究会	創元企画	2014/02

NO.	書名	副書名	著者	編者	出版社	刊行年月
34	まるわかり創傷治療のキホン			宮地 良樹	南山堂	2014/09
35	応急手当指導者標準テキスト			応急手当指導者標準 テキスト改訂委員会	東京法令出版	2012/03
36	職場・学校・家庭・地域での応急手当マ ニュアル	小さなケガから救急救命処 置まで			ふくろう出版	2014/04
37	アダプテッド・スポーツの科学	障害者・高齢者のスポーツ 実践のための理論	矢部 京之助/草野 勝 彦/中田 英雄		市村出版	2004/10
38	すべての人が輝く、みんなのスポーツ を	オリンピック・パラリンピック の壁を越えて		芝田 徳造/正木 健 雄/久保 健/加藤 徹	クリエイツかもがわ	2015/01
39	障害児者の教育と余暇・スポーツ	ドイツの実践に学ぶインク ルーションと地域形成	安井 友康/千賀 愛/ 山本 理人		明石書店	2012/10
40	スポーツと人権・福祉	「スポーツ基本法」の処方箋	内海 和雄		創文企画	2015/01
41	地域のスポーツと政策		中山 正吉		大学教育出版	2000/06
42	スポーツ・マネジメント入門	24のキーワードで理解する	広瀬 一郎		東洋経済新報社	2014/07
43	スポーツ外傷・障害に対する術後のリ ハビリテーション		園部 俊晴/今屋 健/ 勝木 秀治		運動と医学の出版社	2013/11
44	日米体育交流に関する実証的研究	アマースト方式の導入と日 本近代体育の成立	大櫃 敬史		学文社	2015/08/01
45	スポーツ産業論		原田 宗彦		杏林書院	2015/04/01
46	新・スポーツ生理学		村岡 功		市村出版	2015/06/01
47	体育科教育学入門		高橋 健夫/岡出 美則/ 友添 秀則/岩田 靖		大修館書店	2010/04/01
48	これからの健康とスポーツの科学			安部 孝/琉子 友男	講談社	2015/03/21
49	健康・スポーツ科学の基礎知識			スポーツサイエンス フォーラム	道和書院	2014/04/01
50	運動生理学20講		秋間 広	勝田 茂/征矢 英昭	朝倉書店	2015/04/30
51	スポーツ大図鑑			レイ・スタップズ	ゆまに書房	2014/05/25
52	アスリートを育てる〈場〉の社会学	民間クラブがスポーツを変 えた	松尾 哲矢		青弓社	2015/05/17
53	健康・スポーツ科学のための調査研究 法		山下 秋二/佐藤 進		杏林書院	2014/02/10
54	体カトレーニングの理論と実際			大阪体育大学体カト レーニング教室	大修館書店	2015/07/10
55	スポーツの経済と政策		伊多波 良雄/横山 勝 彦/八木 匡/伊吹 勇 亮/松野 光範		晃洋書房	2011/05/01
56	スポーツマネジメント		原田 宗彦/小笠原 悦 子		大修館書店	2015/12/10
57	はじめて学ぶ健康・スポーツ科学シ リーズ		石渡 貴之	須田 和裕	化学同人	2015/08/10
58	はじめて学ぶ健康・スポーツ科学シ リーズ		池田 達昭	中谷 敏昭	化学同人	2014/02/10
59	はじめて学ぶ健康・スポーツ科学シ リーズ		浅川 伸	赤間 高雄	化学同人	2014/03/31
60	はじめて学ぶ健康・スポーツ科学シ リーズ		奥野 久美子/久保 博 子/坂手 誠治	近藤 雄二	化学同人	2014/09/30
61	スポーツカウンセリングの現場から	アスリートがカウンセリング を受けるとき	中込 四郎/鈴木 壯		道和書院	2015/08/18
62	新・スポーツ心理学		松山 博明	伊達 萬里子	嵯峨野書院	2015/09/20
63	スポーツ・運動栄養学			加藤 秀夫/中坊 幸 弘/中村 亜紀	講談社	2015/01/24
64	スポーツ外傷・障害の理学診断・理学 療法ガイド			臨床スポーツ医学集 委員会	文光堂	2015/05/30
65	健康・スポーツ科学のための卒業論文 /修士論文の書き方		出村 慎一/山次 俊介		杏林書院	2015/06/01
66	スポーツ科学でわかる 身体のしくみと トレーニング		小河繁彦		丸善出版	2011/01/01

NO.	書名	副書名	著者	編者	出版社	刊行年月
67	器械運動の授業			学校体育研究同志会	創文企画	2015/05/01
68	体育における「学びの共同体」の実践と探究		岡野 昇/佐藤 学		大修館書店	2015/04/30
69	体育のカリキュラム開発方法論		丸山 真司		創文企画	2015/03/01
70	保健体育概論			近畿地区高等専門学校体育研究会	晃洋書房	2011/04/01
71	Q&Aスポーツの法律問題	プロ選手から愛好者までの必修知識		スポーツ問題研究会	民事法研究会	2015/06/20
72	スポーツマネジメント入門	プロ野球とプロサッカーの経営学	西崎 信男		税務経理協会	2015/03/01
73	健康科学・生涯スポーツ必携		竹腰 誠		杏林書院	2015/03/01
74	スポーツ運動学入門		金子 一秀		明和出版	2015/07/01
75	はじめて学ぶ健康・スポーツ科学シリーズ		秋間 広	富樫 健二	化学同人	2013/02/01
76	はじめて学ぶ健康・スポーツ科学シリーズ		赤田 みゆき/賀屋 光晴/武田 ひとみ	坂元 美子	化学同人	2013/04/10
77	はじめて学ぶ健康・スポーツ科学シリーズ		柴田 真志	鶴木 秀夫	化学同人	2013/01/10
78	運動生理・栄養学		今村 裕行	高松 薫/山田 哲雄	建帛社	2015/04/01
79	アスリートを救えスポーツ外傷・障害の画像診断完全攻略			帖佐 悦男	医学書院	2015/11/30
80	筋肉の使い方・鍛え方パーフェクト事典	筋力アップからスポーツ動作の強化まで	荒川 裕志		ナツメ社	2015/09/17
81	A Companion to Sport			Andrews, David L./Carrington, Ben	Wiley-Blackwell	2013/08
82	Mentoring in Physical Education and Sports Coaching			Chambers, Fiona C.	Routledge	2014/12
83	Kinesiology		Muscolino, Joseph E.		Mosby	2010/09
84	Principles and Practice of Movement Disorders		Fahn, Stanley/Jankovic, Joseph/Hallett, Mark		W.B. Saunders Company	2011/08
85	Sports Injuries			Hutson, Michael/Speed, Cathy	Oxford University Press	2011/03
86	Sports Nutrition for Paralympic Athletes			Broad, Elizabeth	CRC Press	2014/01
87	Routledge Companion to Sport and Exercise Psychology	Global Perspectives and Fundamental Concepts		Papaioannou, Athanasios G./Hackfort, Dieter	Routledge	2014/03
88	Sport and Social Exclusion	Second edition	Collins, Mike		Taylor & Francis Ltd.	2014/06
89	Sports Injuries in Children and Adolescents	A Case-Based Approach	Rodrigo, Rosa Monica/Vilanova, Joan C./Martel, Jose		Springer-Verlag GmbH	2014/07
90	Disability, Policy and Professional Practice.		Roulstone, Alan/Harris, Jennifer		Sage Publications Ltd.	2010/12
91	Sport Management	Principles and Applications	Hoye, Russell/Smith, Aaron C.T./Nicholson, Matthew/Stewart, Bob		Routledge	2015/01/06
92-95	Encyclopedia of Special Education ※4冊セット	A Reference for the Education of Children, Adolescents, and Adults Disabilities and Other Exceptional Individuals, 4		Reynolds, Cecil R./Vannest, Kimberly J./Fletcher-Janzen, Elaine	Wiley	2014/03/18
96	Sport	A Critical Sociology	Giulianotti, Richard		Polity Press	2015/10/02
97	Equity and Difference in Physical Education, Youth Sport and Health	A Narrative Approach		Dowling, Fiona/Fitzgerald, Hayley/Flintoff, Anne	Routledge	2014/07/17
98	Routledge Handbook of Sports Coaching			Potrac, Paul/Gilbert, Wade/Denison, Jim	Routledge	2015/03/04
99	Sports Science			Kanosue, Kazuyuki	Springer Tokyo	2015/10/14
100	Surgical Techniques of the Shoulder, Elbow, and Knee in Sports Medicine		Cole, Brian J./Sekiya, Jon K.		Saunders	2013/08/05
計	100冊 (内国書80冊、外国書20冊)					

■ 【資料1-15】 7ページ (pp. 48-54)

■ 「インターンシップ」 実習受入先一覧

日本福祉大学の教育・研究等点検・評価に関する規程

(目的)

第1条 大学の教育・研究等の点検・評価（以下、「点検・評価」という。）に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(点検・評価組織)

第2条 本学における自己点検・評価活動を推進するために、日本福祉大学の教育・研究等点検・評価委員会（以下、「全学評価委員会」という。）を置く。

2 大学院ならびに各学部を含む学士課程教育全体の自己点検・評価活動を推進するために、日本福祉大学の大学院・学士課程教育・研究等点検・評価委員会（以下、「大学院・学士課程教育等評価委員会」という。）を置く。

3 広く社会から本学の自己点検評価活動と評価結果を検証するために、日本福祉大学外部評価委員会を置く。

4 全学評価委員会、大学院・学士課程教育等評価委員会及び外部評価委員会の運営に関する規則は、別に定める。

第3条 全学評価委員会は、以下の事項を任務とする。

(1) 全学にわたる自己点検・評価についての基本方針の策定に関わる事項

(2) 自己点検・評価の実施、組織および体制に関わる事項

(3) 自己点検・評価結果のとりまとめ（報告書）の作成に関する事項

(4) 自己点検・評価結果の公表に関する事項

(5) 外部評価に関する事項

(6) 大学認証評価に関する事項

(7) 「教育研究計画書・報告書」及び教員資格再審査についての基本方針に関する事項

2 大学院・学士課程教育等評価委員会は、以下の事項を任務とする。

(1) 大学院ならびに学部を含む学士課程教育における自己点検・評価についての活動方針を策定し推進する。

(2) その他、大学院・学部を含む学士課程教育に必要な活動を行う。

3 外部評価委員会は、以下の事項を任務とする。

(1) 本学の教育・研究等諸活動について、広く社会的な視野・立場からの助言ならびに提言等をまとめる。

(2) その他、外部評価にふさわしい必要な活動を行う。

(点検・評価の対象範囲)

第4条 点検・評価は、おおむね次の事項を対象範囲として行う。

- (1) 大学の理念・目的・長期計画・事業計画に関する事項
- (2) 大学の管理運営に関する事項
- (3) 入試・学生募集に関する事項
- (4) 教育活動に関する事項
- (5) 研究活動に関する事項
- (6)
- (7) 教員の組織・人事に関する事項
- (8) 大学の事務業務に関する事項
- (9) 国際交流に関する事項
- (10) 附属・付置機関の組織と活動に関する事項
- (11) 大学の対外活動に関する事項
- (12) 大学財政に関する事項
- (13) その他の事項
(点検・評価の結果の取扱)

第5条 全学評価委員会の点検・評価の結果は、教学機関及び経営機関の審議に付し、必要な協議を経て適切な方法で公表する。

- 2 全学、大学院・各学部を含む学士課程教育等の諸機関・各部局は、自己点検・評価結果及び全学評価委員会からなされた提言を尊重し、それぞれの業務に活用する任務を果たすものとする。

(担当事務)

第6条 自己点検・評価に関する事務は、別に定める。

(規程の所管課室)

第7条 本規程の所管課室は、教育開発課とする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、1993年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、1997年4月1日から一部改正施行する。
- 3 この規程は、1999年4月1日から一部改正施行する。
- 4 この規程は、2005年4月1日から一部改正施行する。
- 5 この規程は、2008年4月1日から一部改正施行する。
- 6 この規程は、2010年4月1日から一部改正施行する。
- 7 この規程は、2011年4月28日から一部改正施行する。
- 8 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。

学校法人日本福祉大学情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本福祉大学（以下「法人」という。）が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

(公開する情報及びその方法)

第2条 次の各号の情報について、広く社会に公開するものとする。

(1) 学園及び各学校の基本情報

- ① 建学の精神
- ② 学園の沿革及び組織構成
- ③ 学生数及び卒業生数
- ④ 教職員数
- ⑤ 校地及び校舎面積

(2) 法人の経営及び財務に関する情報

- ① 事業計画書
- ② 事業報告書
- ③ 財産目録
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）
- ⑥ 監査報告書

(3) 大学の教育研究活動に関する情報

- ① 大学学則及び大学院学則
- ② 授業科目履修規程
- ③ 教育研究上の目的
- ④ 教育研究上の基本組織
- ⑤ 教員組織、各教員が保有する学位及び業績
- ⑥ 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- ⑦ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
- ⑧ 学修成果の評価及び卒業又は修了認定の基準
- ⑨ 校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
- ⑩ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- ⑪ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ⑫ 学生が修得すべき知識及び能力

- ⑬ 公的研究費の不正使用防止のための取り組み
 - (4) 評価に関する情報
 - ① 自己点検・評価報告書
 - ② 文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価結果
 - (5) キャンパスハラスメント防止に関するガイドライン及び規程
 - (6) その他の情報
 - ① 法令により公表しなければならない情報
 - ② 前各号に定める情報のほか、積極的な情報公開が必要と認められる情報
- 2 前項に定める情報の公開は、学園報等の刊行物への掲載又はインターネットほか広く社会に周知することができる方法によって行うものとする。

(閲覧)

第3条 法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、私立学校法第47条第2項及び学校法人日本福祉大学寄附行為第35条第2項の規程に基づき、法人の事務所に備えた財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を閲覧することができる。

- 2 前項の書類の閲覧について必要な事項は、学校法人日本福祉大学決算諸表等閲覧に係る取扱細則に定めるところによる。

(非公開情報)

第4条 第2条に定める公開情報に、次の各号のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を非公開とする。

- (1) 法令等の規程により公にすることができない情報。
- (2) 個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (イ) 法令の規程により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
 - (ロ) 人の生命、身体又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - (ハ) 法人の役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名、職名及び職務の内容であって当該個人の権利利益を侵害するおそれのないもの
- (3) 学園以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
- (4) 法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(所管課)

第5条 この規程の所管課は、学園広報室とする。

(本規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

